

伊豆市 第1期こども計画

令和7年3月

伊 豆 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけと期間	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画の期間	3
3 計画の対象	3
第3節 計画の策定体制	4
1 ニーズ調査の実施	4
2 事業者アンケートの実施	4
3 こども・若者当事者調査の実施	4
4 「伊豆市子ども・子育て会議」の開催	4
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況	5
第1節 統計にみる伊豆市の現状	5
1 人口・世帯数の推移（住民基本台帳）	5
2 人口構成比の推移（国勢調査）	6
3 世帯構造の推移（国勢調査）	7
4 出生数、出生率の推移（人口動態統計）	8
5 婚姻・離婚の推移（人口動態統計）	9
6 年代別未婚率の推移（国勢調査）	10
7 女性の就業率の推移（国勢調査）	11
8 不登校の小学生、中学生	12
9 いじめ認知件数	12
10 児童虐待認知件数	13
11 養護相談受付件数	13
12 生活保護世帯数（月平均）	14
13 市立中学校卒業生の進学率	14
14 少年犯罪検挙件数、不良行為少年補導状況	15
第2節 市民からの意見収集	16
1 ニーズ調査結果の概要	16
2 事業者アンケート調査の概要	27
3 こども・若者当事者調査の実施	28
第3節 子ども・子育て支援事業の実施状況	29
1 教育・保育サービス	29
2 地域子ども・子育て支援事業	31
第4節 子ども・子育て支援関連施策の実施状況	35
1 子育てしやすい地域社会の醸成	35
2 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実	36
3 地域における子育てへの支援	36

4	子どもと親の健康づくり	37
5	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	38
6	子育てを支援する生活環境の整備	39
7	職業生活と家庭生活との両立の推進	40
8	子どもの安全確保	40
9	要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	41
10	ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実【伊豆市子どもの貧困対策推進計画】	41
第5節	こども関連施策の課題	43
	＜統計データからみえる課題＞	43
	＜保護者の意見からみえる課題＞	43
	＜事業者調査結果からみえる課題＞	44
	＜こども・若者当事者調査結果からみえる課題＞	44
	＜事業・施策実施状況からみえる課題＞	44
第3章	計画の基本的な考え方	45
第1節	基本理念	45
第2節	基本目標	46
第3節	計画の体系	47
第4章	こども施策の展開	49
第1節	ライフステージを通じた施策	49
1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	49
2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	49
3	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	51
4	ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実	55
5	障がい児支援・医療的ケア児等への支援	59
6	特に支援が必要なこども・若者の実態把握、きめ細かな支援の推進	60
7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み	62
8	こどもの安全確保	64
第2節	ライフステージ別の施策	66
1	妊娠・出産から幼児期まで	66
2	学童期・思春期	72
3	青年期	76
第3節	子育て当事者への支援に関する施策	77
1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減（再掲）	77
2	地域子育て支援、家庭教育支援	78
3	仕事と家庭生活との両立の推進	80
4	ひとり親家庭への支援	82
第5章	こども施策を推進するために必要な事項	83
第1節	こども・若者の社会参画・意見反映	83
1	多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実	83
2	こども・若者が社会に参画しやすい環境の整備	83

第2節	こども施策の共通の基盤となる取り組み	83
1	保育人材、ボランティア等の人材育成	83
2	こども・若者、子育てにやさしい地域づくりに向けた意識啓発	83
3	関連情報の発信	84
第3節	施策の推進体制	84
1	計画の周知	84
2	計画の推進体制の確立	84
3	計画進捗状況の点検・公表について	84
第4節	数値目標（指標）の設定と進捗管理	85
1	アンケート結果から算出した指標	85
2	成育医療基本方針に沿った指標	85
第5節	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	87
1	教育・保育の一体的提供の推進	87
2	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	87
3	保育施設的环境改善について	88
第6章	子ども・子育て支援事業計画	89
1	子ども・子育て支援事業の概要	89
	（1）子ども・子育て支援制度の概要	89
	（2）給付を受ける子どもの認定区分	89
2	子どもの推計人口	90
	（1）未就学児（0～5歳）	90
	（2）小学生（6～11歳）	90
3	教育・保育提供区域	91
	（1）教育・保育提供区域とは	91
	（2）本市における教育・保育提供区域の考え方	91
4	市内に整備する特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業提供施設	92
	（1）市内に確保する特定教育・保育施設	92
	（2）市内に確保する地域子育て支援事業提供施設	92
5	乳幼児期の教育・保育の量の見込みと供給体制の確保	93
	（1）幼児教育（1号認定、2号認定で教育の希望意向が強い 3～5歳児）	93
	（2）保育	94
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保	98
	（1）利用者支援事業	98
	（2）地域子育て支援拠点事業	98
	（3）妊婦健診事業	99
	（4）乳児家庭全戸訪問事業	100
	（5）養育支援訪問事業	100
	（6）子育て短期支援事業	101
	（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児から小学生利用）	101
	101

(8) 一時預かり事業	102
(9) 時間外保育事業（延長保育事業）	104
(10) 病児・病後児保育事業	105
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	106
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	107
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	107
(14) 子育て世帯訪問支援事業	108
(15) 児童育成支援拠点事業	108
(16) 親子関係形成支援事業	108
(17) 妊婦等包括相談支援事業	109
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	109
(19) 産後ケア事業	110
7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて	110
資料編	111
1 伊豆市子ども・子育て会議条例	111
2 委員名簿	112
3 計画策定の経過	113
4 子ども・子育て支援事業計画に関連する用語の解説	114
5 その他の用語の解説	116

「こども」と「子ども」の表記について

本計画は、「こども基本法」及び「こども大綱」に基づく計画であることから、基本的には「こども」と表記します。

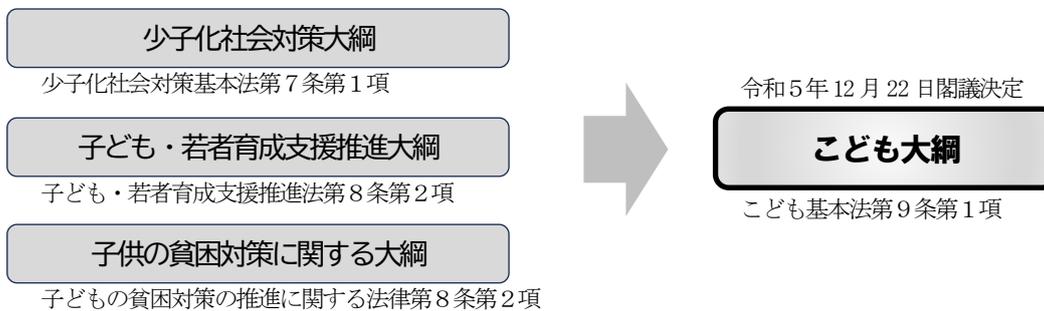
なお、法制度や事業名、固有名詞については、それぞれ定められた表記を使用します。

第1章 計画の策定にあたって

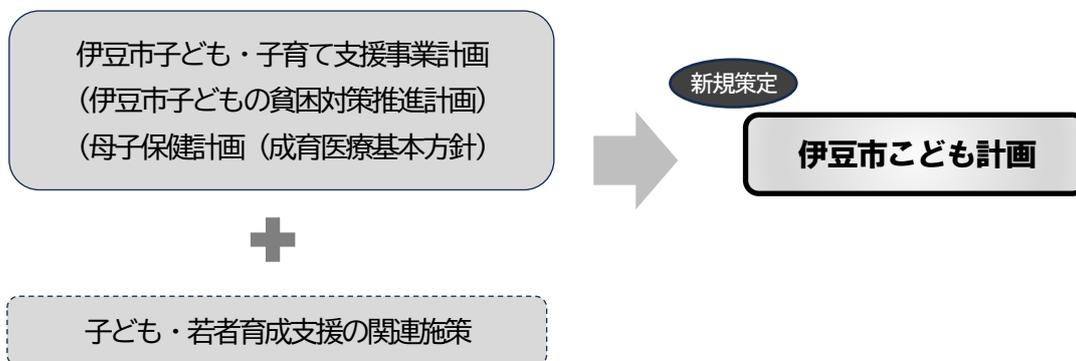
第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

- これまで、子育て支援を目指した計画として、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の自治体で策定されました。また、関連する計画として子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進法に基づく「貧困対策計画」等の多様な計画が策定されてきました。
- 令和4年6月に、国会で「こども家庭庁設置法」と「こども基本法」が成立し、令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設置され、令和5年12月22日に「こども大綱」が閣議決定され、新たなこども施策の策定が方向づけられました。



- 伊豆市では、平成26年度に「伊豆市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和元年度に「伊豆市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。なお、出生者数の想定以上の減少、教育・保育事業の利用者数の計画値からの乖離がみられたことから、令和4年度に実際の利用実績に沿った中間見直しを行っています。また、中間見直しに合わせて「伊豆市子どもの貧困対策推進計画」の性格を合わせた内容としています。
- 今回の計画策定にあたっては、これまでの「伊豆市子ども・子育て支援事業計画」だけではなく、伊豆市で育ったこども・若者が伊豆市で暮らして子どもを産み、地域に根付いていけるよう、幅広いこどもや若者、子育て家庭を対象に施策を拡大するため、新たに「伊豆市こども計画」として策定するものです。



○国では、こども施策の目標として「こどもまんなか社会」を目指しています。その概要は以下のとおりです。

「こどもまんなか社会」とは…

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が…

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

20代、30代を中心とする若い世代が…

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

こども施策に関する基本的な方針

- | | |
|--|---|
| ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る | ④良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする |
| ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく | ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む |
| ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する | ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する |

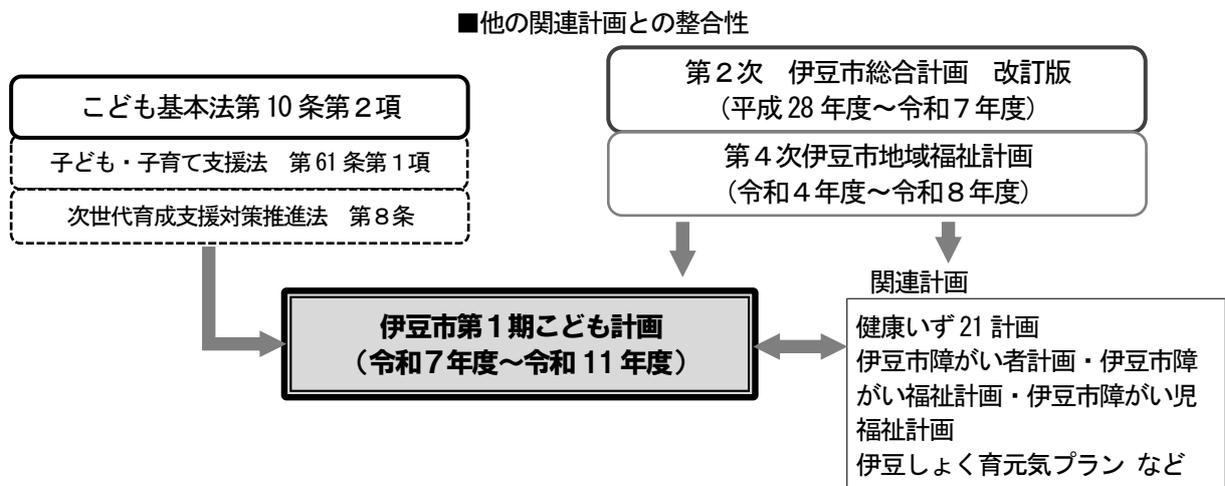
第2節 計画の位置づけと期間

1 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、成育医療基本方針を踏まえた「母子保健計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」としての性格も併せ持ちます。

なお、計画策定にあたっては、「第2次 伊豆市総合計画 改訂版」(平成28年度～令和7年度)や福祉分野の最上位計画である「第4次伊豆市地域福祉計画」、関連計画との整合性を図りながら策定しています。

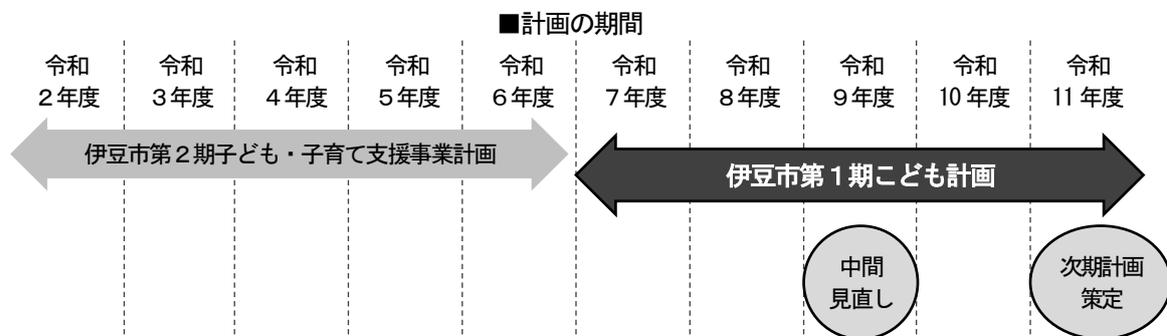


2 計画の期間

こども基本法では「市町村こども計画」の期間を定めていませんが、こども大綱では5年後の大綱見直しを定めているため、本計画の期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、実施状況は毎年度評価・検証を行い、計画中間年度の令和9年度を目途に中間見直しを行うことを予定します。

さらに、令和11年度には、次期計画(第2期計画)の策定を行います。



3 計画の対象

本計画は、基本的に30歳未満の市民及びその家族を対象とします。なお、施策によっては40歳未満の市民も対象とします。

第3節 計画の策定体制

1 ニーズ調査の実施

本計画策定にあたって、未就学児童のいる世帯、小学生のいる世帯を対象に、アンケート調査を行い、「教育・保育等事業のニーズ量推計の基礎データ」及び「子育て支援施策検討のための市民意識」を収集しました。

①調査対象：市内に居住する未就学児童のいる世帯及び小学生のいる世帯

②調査期間：令和6年4月16日～令和6年5月2日

③調査方法：保育園、認定こども園、学校における配布・回収、
及び郵送による配布・回収

④配布・回収状況

種別	配布数	回収数（有効回答）	回収率
未就学児調査	661票	311票	47.0%
小学生調査	911票	463票	50.8%

2 事業者アンケートの実施

市内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブを対象に、事業者としての運営上の課題やこども・保護者の状況、今後の市の政策への期待等を収集しました。

①調査対象：市内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブ運営者

②調査期間：令和6年5月23日～令和6年5月31日

③調査方法：E-mail、FAXによる配布・回収

④配布・回収状況

配布数	回収数（有効回答）	回収率
7票	7票	100.0%

3 こども・若者当事者調査の実施

小学生から30代の市民等を対象に、市・地域への期待や困りごと、自分の将来のこと、学校や職場のことなど、感じたことを自由記述で収集しました。

①調査対象：小学生から39歳までの市民または、市内に在勤、通学者

②調査期間：令和6年8月13日～令和6年8月31日

③周知方法：令和6年8月13日 市HP、市情報メールの配信、チラシ配布

④調査方法：WEBページによる自由記述

⑤回答者数：53人

4 「伊豆市子ども・子育て会議」の開催

本計画の策定にあたって、協議の場として、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事している事業者、保護者の代表等で構成する「伊豆市子ども・子育て会議」を設置しています。

伊豆市子ども・子育て会議では、市の子育て環境や施策・事業の進捗状況、新制度に向けた市の取り組み、計画内容等に関する協議を行い、計画策定に関する意見、提言をいただいています。

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

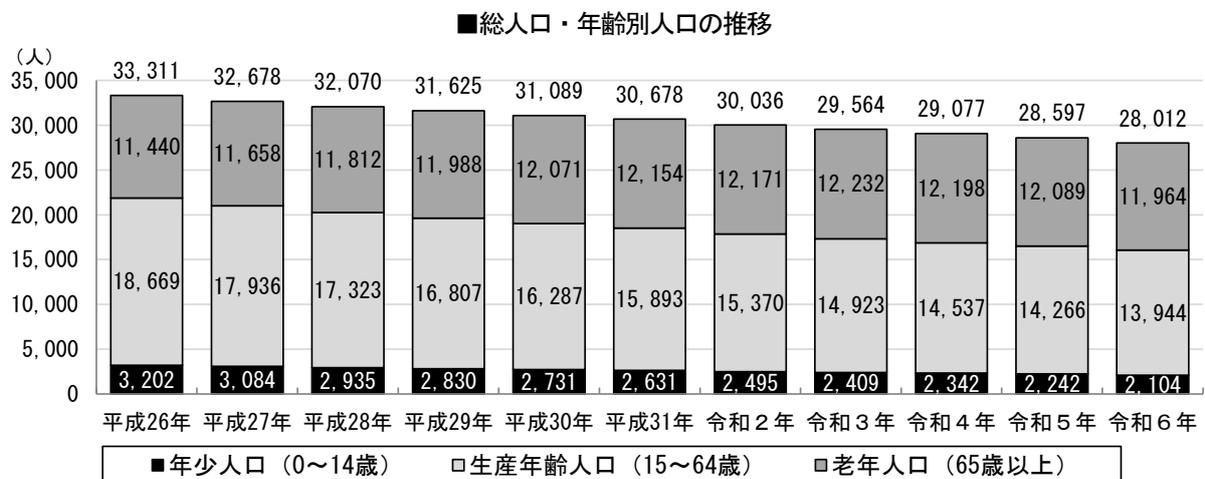
第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 統計にみる伊豆市の現状

1 人口・世帯数の推移（住民基本台帳）

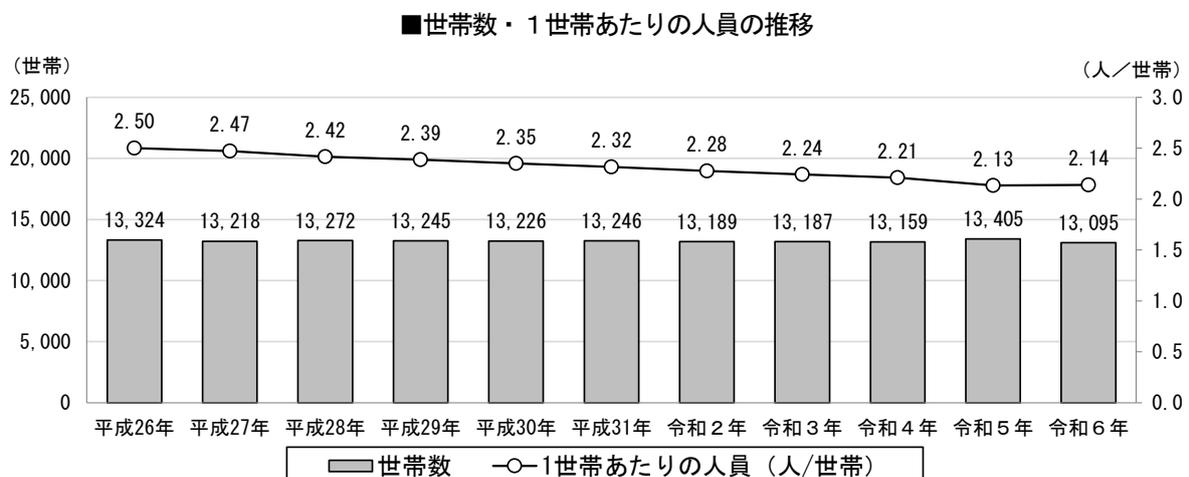
伊豆市の総人口（各年4月1日現在）は、減少傾向が続いており、令和6年には28,012人となっています。なお、平成26年から令和6年までの10年間で5,299人（15.9%）、平成31年から令和6年までの5年間で2,666人（8.7%）減少しています。

また、年少人口も減少傾向が続いており、令和6年には2,104人となり、総人口の7.5%となっています。なお、平成26年から令和6年までの10年間で1,098人（34.3%）、平成31年から令和6年までの5年間で527人（20.0%）減少しています。



世帯数は、平成28年から令和4年まで年間60世帯以下の増減で推移してきましたが、令和5年には246世帯の増加、令和6年には310世帯の減少となっており、令和6年には13,095世帯となっています。

1世帯あたりの人員は、減少傾向が続いており、令和6年には2.14人/世帯となっています。

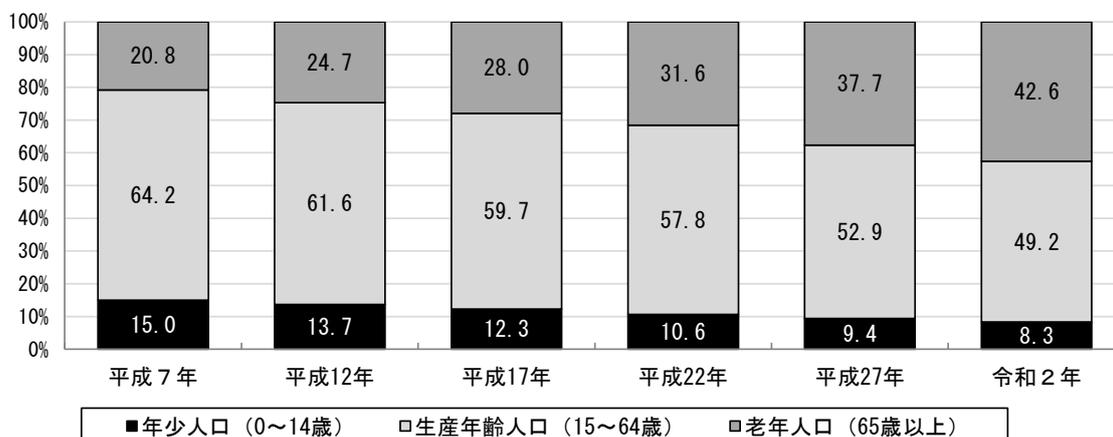


2 人口構成比の推移（国勢調査）

平成7年以降の年齢3区分別の人口構成比（各年10月1日現在）は、高齢化の進行により老年人口の構成比が上昇しています。

年少人口の構成比は、平成7年以降低下傾向が続き、令和2年には8.3%となっています。

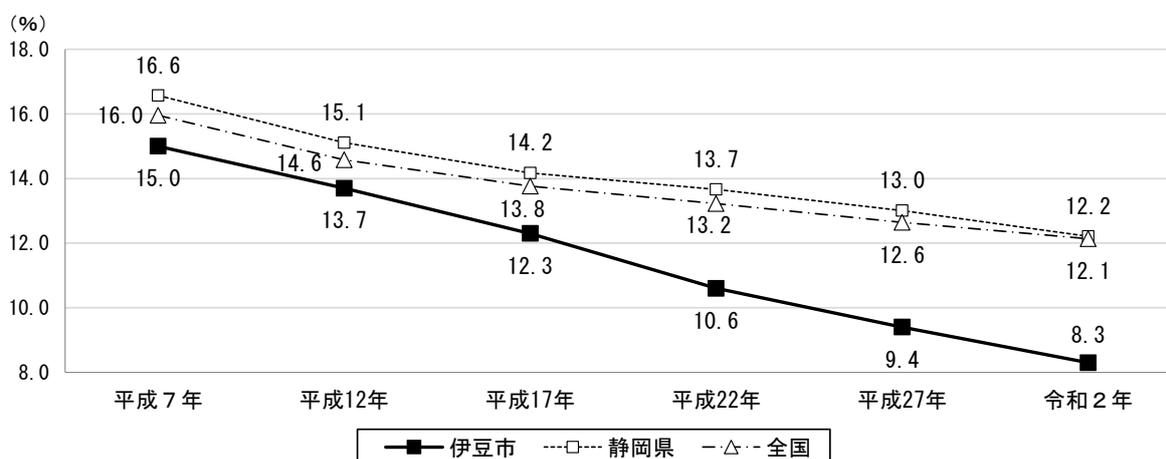
■年齢3区分の人口構成比の推移



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

年少人口の構成比を静岡県、全国と比較すると、平成7年、平成12年は1ポイント以下の差でしたが、平成17年以降は差が広がり、全国と比較すると、平成22年は2.6ポイント、平成27年は3.2ポイント、令和2年には3.8ポイントの差となっています。

■年少人口構成比の推移の比較



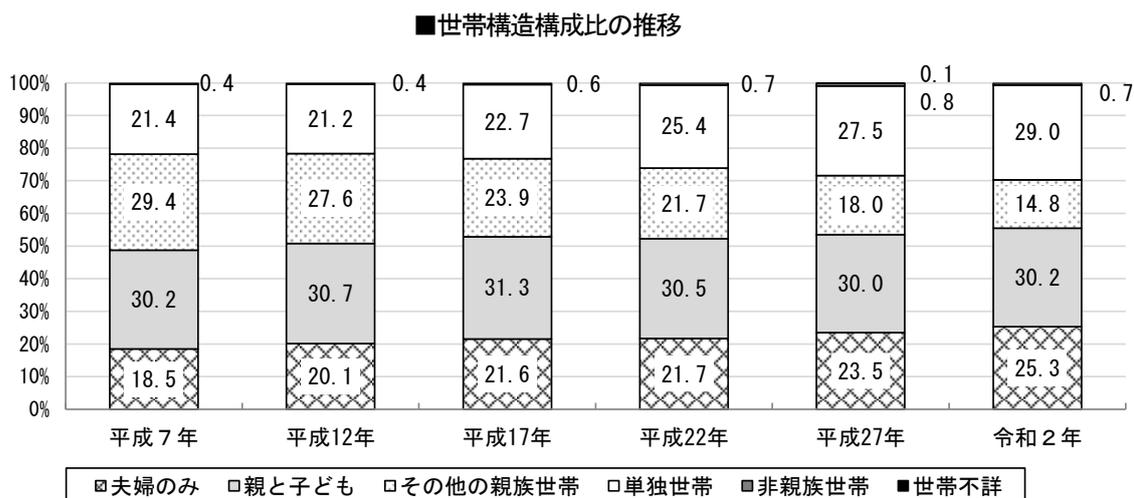
出典：国勢調査（各年10月1日現在）

3 世帯構造の推移（国勢調査）

平成7年以降の世帯構造構成比（各年10月1日現在）は、「夫婦のみ」の世帯と「単独世帯」（いずれも一世代のみの世帯）の構成比が上昇しています。その一方で、「その他の親族世帯」は減少傾向が続いています。

また、「親と子ども」の世帯の構成比は平成17年まで上昇していましたが、平成22年から平成27年にかけて低下し、令和2年はほぼ横ばいとなっています。

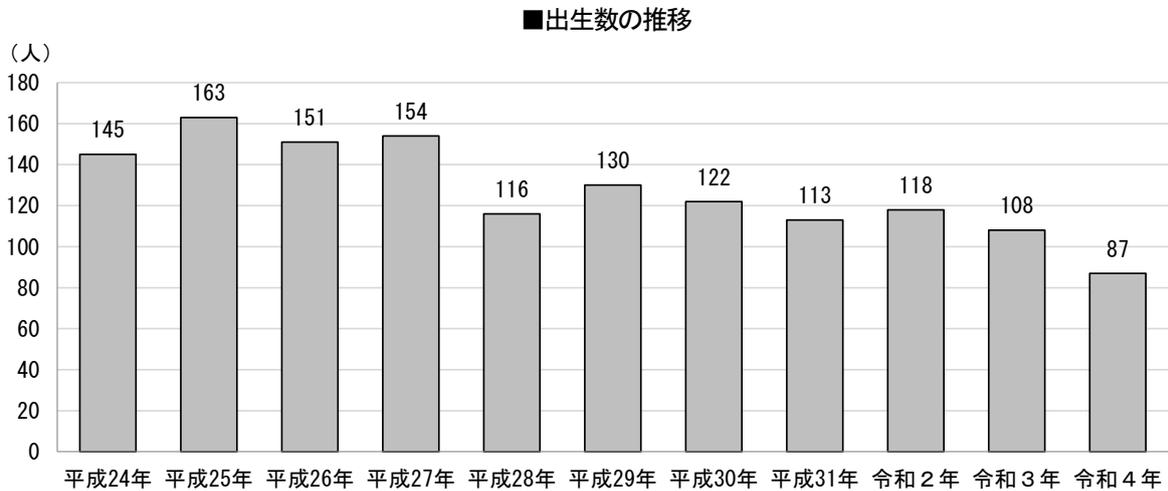
なお、令和2年の構成比をみると、「夫婦のみ」の世帯が25.3%、「単独世帯」が29.0%となっており、合わせて「一世代のみの世帯」が54.3%と半数以上となっています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）
 ※「世帯不詳」は平成27年調査のみ

4 出生数、出生率の推移（人口動態統計）

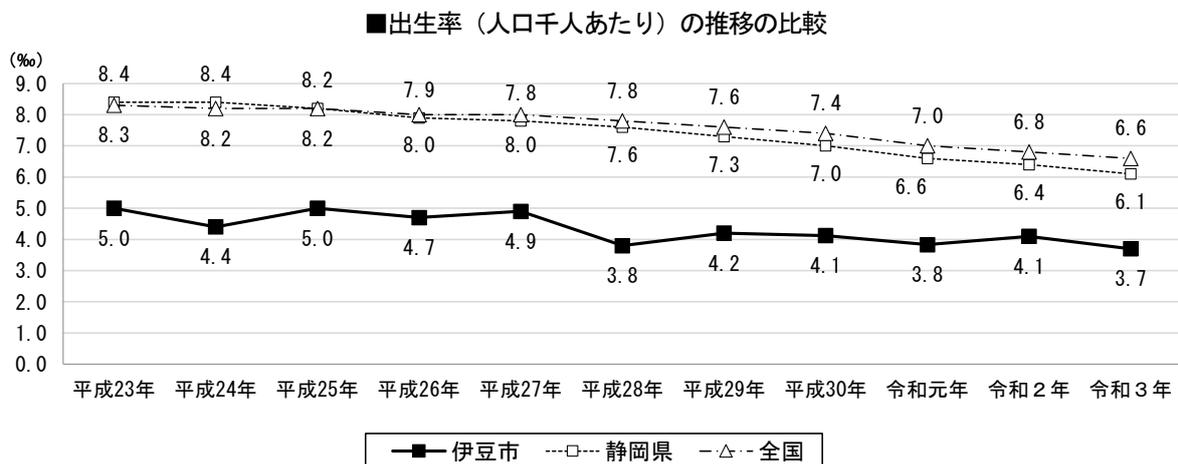
出生者数（各年1月1日～12月31日）は、平成27年までは140人台から160人台で推移してきましたが、平成28年に116人に減少した後は令和2年まで110人台から130人台で推移し、令和4年には87人となっています。



出典：人口動態統計

出生率の推移をみると、平成27年までは4.4‰（人口千人あたり）から5.0‰の範囲内、平成28年以降は4.0‰前後で推移し、令和3年には3.7‰となっています。

また、出生率を静岡県、全国と比較すると、平成28年までは3から4ポイント程度下回る水準で推移してきましたが、平成29年以降はその差が狭まり、令和3年には静岡県と2.4ポイント、全国とは2.9ポイントの差となっています。



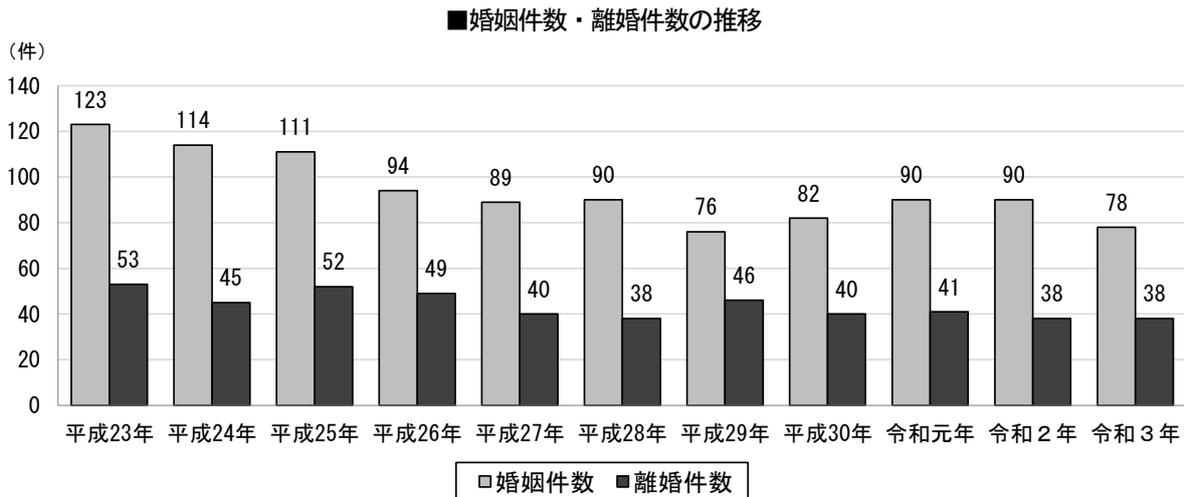
出典：人口動態統計

5 婚姻・離婚の推移（人口動態統計）

婚姻件数（各年1月1日～12月31日）は、平成29年まで減少傾向が続いていました。その後、令和元年まで増加したものの、令和3年には再び減少し78件となっています。

また、離婚件数は、増減を繰り返しながらも減少傾向がみられ、平成23年の53件から、令和3年には38件となっています。

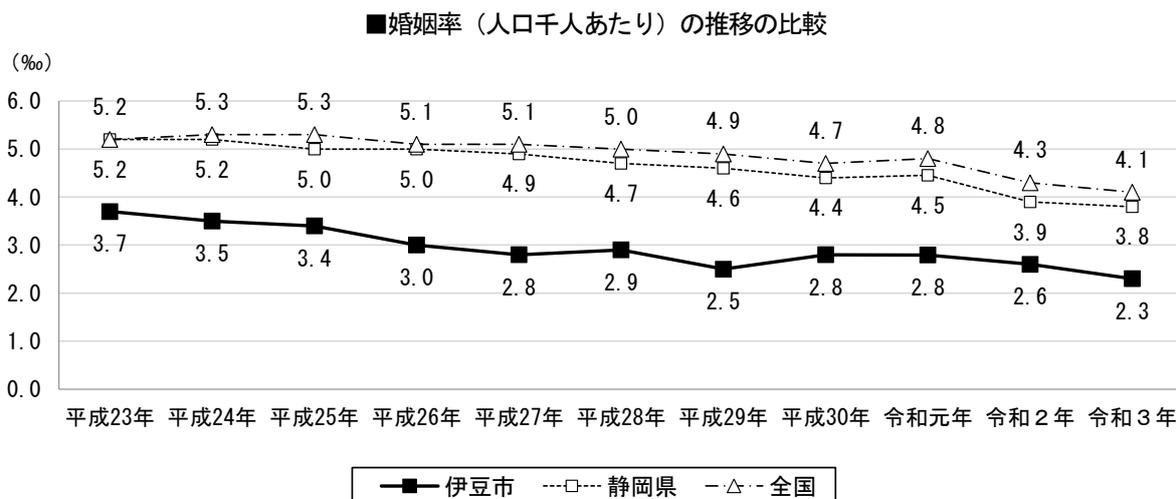
両項目を比較すると、平成23年には70件の差がみられましたが、平成29年までは差の縮小が続き30件となりました。なお、平成30年以降は40～50件程度で推移しており、令和3年には40件の差となっています。



出典：人口動態統計

婚姻率の推移をみると、平成27年から令和元年にかけて横ばい傾向で推移してきましたが令和2年以降低下し、令和3年には2.3‰（人口千人あたり）となっています。

また、婚姻率を静岡県、全国と比較すると、各年とも1.3から2.4ポイント程度下回る水準で推移しています。

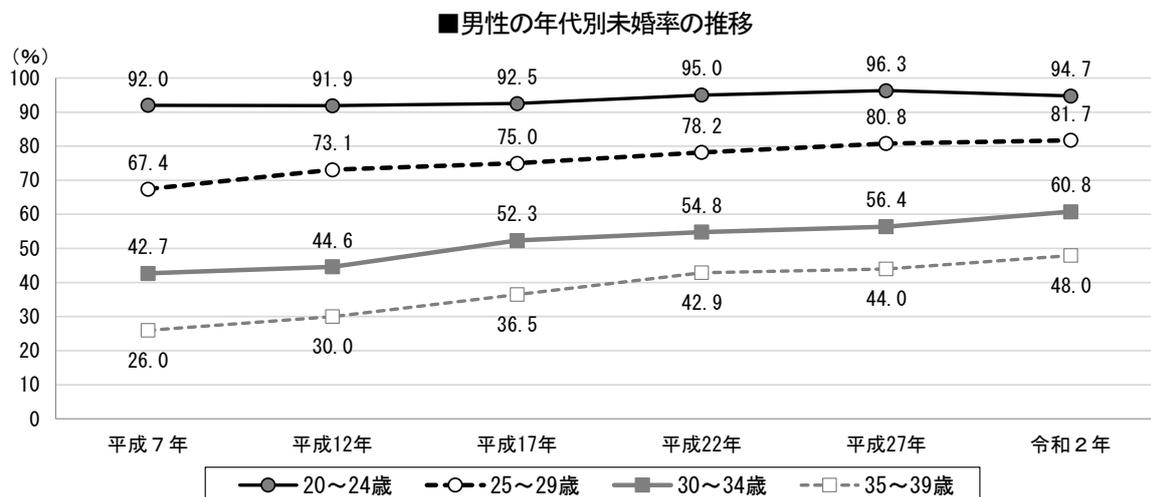


出典：人口動態統計

6 年代別未婚率の推移（国勢調査）

平成7年以降の20歳代、30歳代の男性の未婚率（各年10月1日現在）は、概ね各年齢層とも上昇傾向がみられますが、「20～24歳」は平成27年の96.3%から令和2年には94.7%と低下しています。

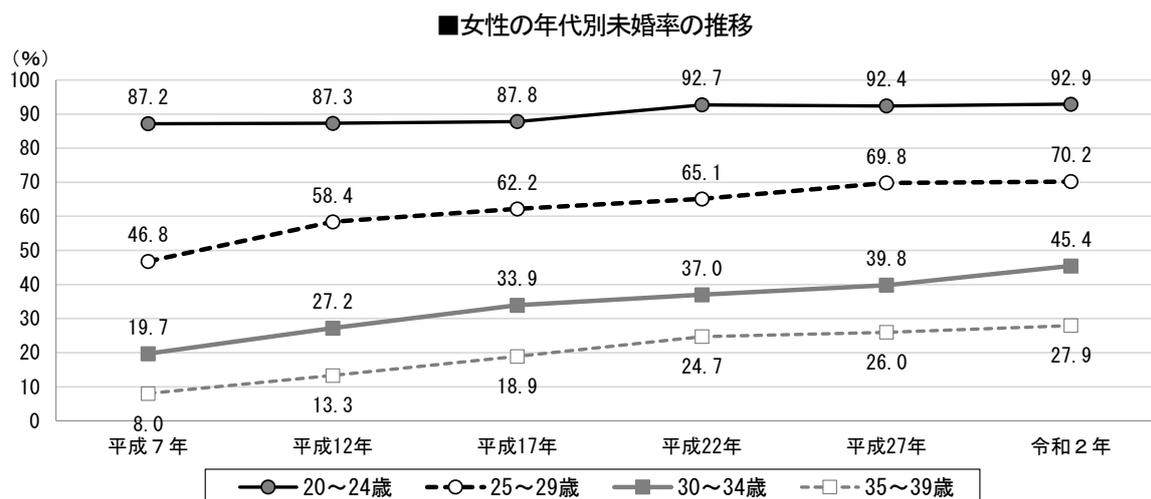
このうち、「35～39歳」では、平成12年の30.0%から令和2年には48.0%となっており、20年間で18.0ポイント上昇しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

また、平成7年以降の20歳代、30歳代の女性の未婚率も、男性と同様に各年齢層とも概ね上昇傾向がみられます。

このうち、「30～34歳」では平成12年の27.2%から令和2年には45.4%となっており、20年間で18.2ポイント上昇しています。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

7 女性の就業率の推移（国勢調査）

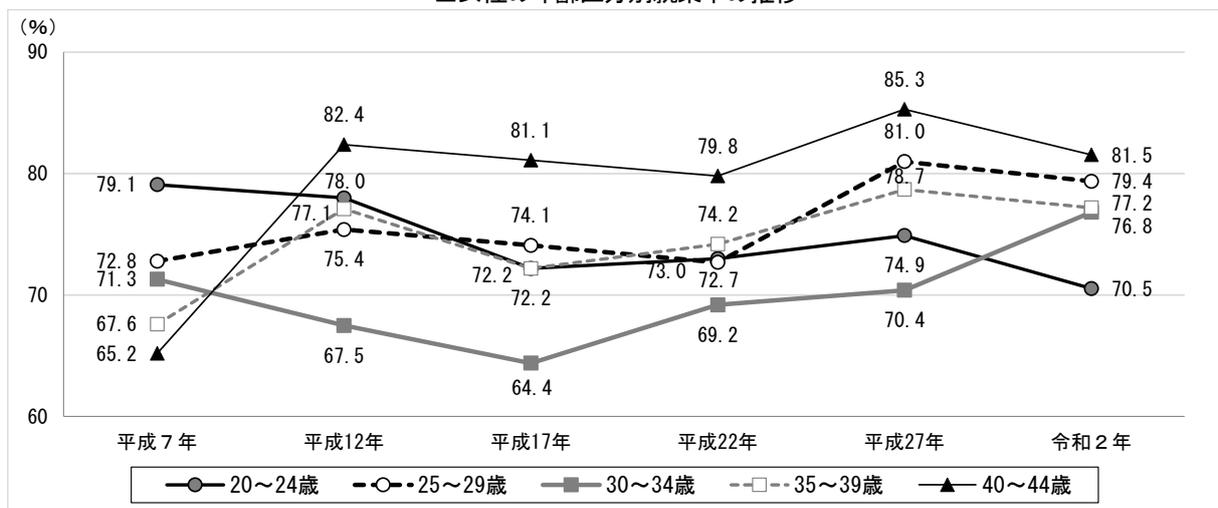
平成7年以降の20歳代～40歳代前半の就業率（各年10月1日現在）は、年齢層によって異なる傾向がみられます。

「20～24歳」は、平成7年の79.1%以降、一時的に上昇したものの概ね低下傾向がみられ、令和2年には70.5%となっています。

「25～29歳」と「35～39歳」、「40～44歳」は、途中の推移に差はあるものの、平成7年から平成12年にかけて上昇し、平成22年から平成27年にかけて大幅に上昇したものの、令和2年には低下しています。

「30～34歳」は、平成27年までは「20～24歳」を下回っていましたが、令和2年に大幅に上昇し76.8%となっています。

■女性の年齢区別就業率の推移

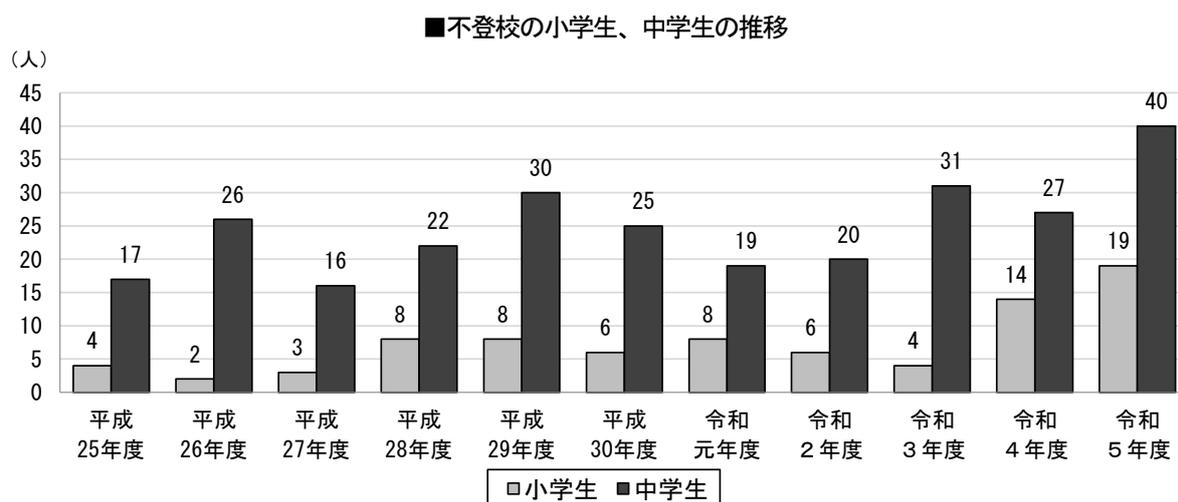


出典：国勢調査（各年10月1日現在）

8 不登校の小学生、中学生

不登校の小学生児童数は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 6 人～8 人で推移してきました。令和 3 年度には 4 人と平成 27 年度以前の水準に減少しましたが、令和 4 年度以降は 10 人を超え、令和 5 年度には 19 人となっています。

また、不登校の中学生生徒数は、毎年度 10 人を超えています。平成 29 年度の 30 人をピークに令和元年度まで減少してきましたが、令和 2 年度には再び増加し、令和 5 年度には 40 人となっています。

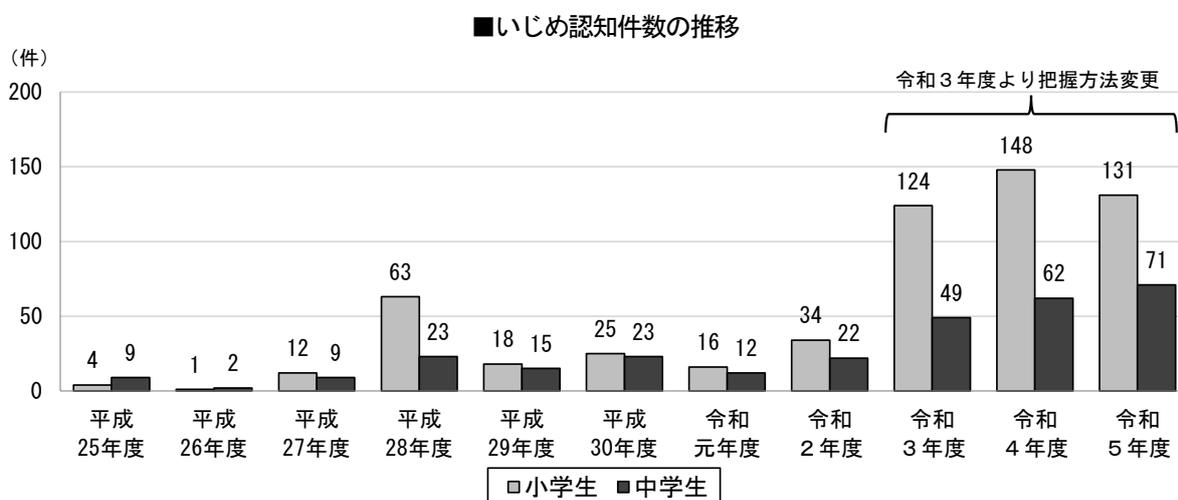


資料：伊豆市教育委員会

9 いじめ認知件数

小学生のいじめ認知件数は、平成 26 年度までは 10 件以下でしたが平成 27 年度には 12 件、平成 28 年度には 63 件へと増加したものの、平成 29 年度から令和 2 年度には 10～30 件台で推移してきました。なお、令和 3 年度以降は、少しの問題でもいじめとして把握することとなったために認知件数が増え、令和 5 年度には 131 件となっています。

中学生のいじめ認知件数は、平成 27 年度までは 10 件以下、平成 28 年度から令和 2 年度までは 10～20 件台で推移しており、把握方法が変更された令和 3 年度以降は増加傾向が続き、令和 5 年度には 71 件となっています。

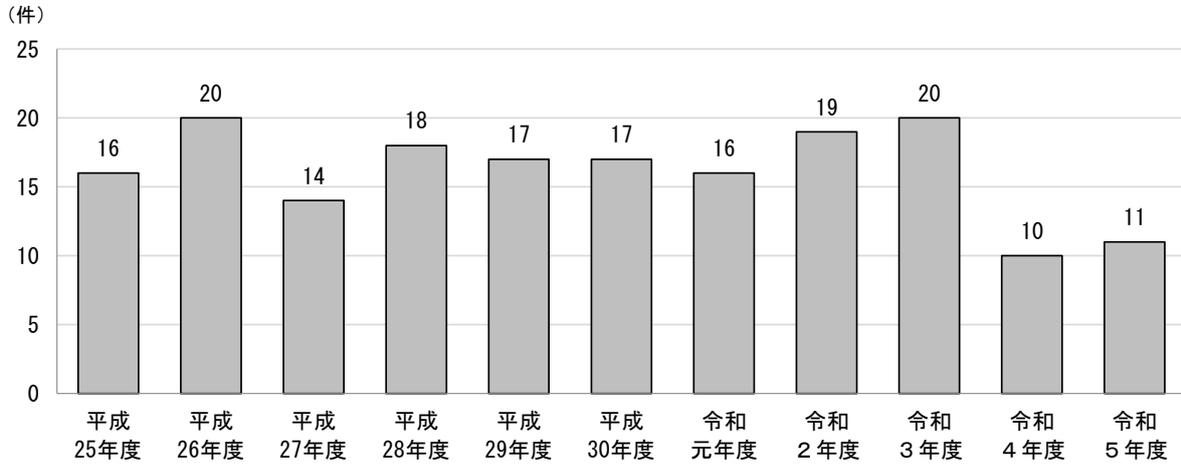


資料：伊豆市教育委員会

10 児童虐待認知件数

児童虐待の認知件数は、平成25年度から令和3年度までは14～20件の範囲内で推移してきましたが、令和4年度には10件に減少し、令和5年度には11件となっています。

■児童虐待認知件数の推移

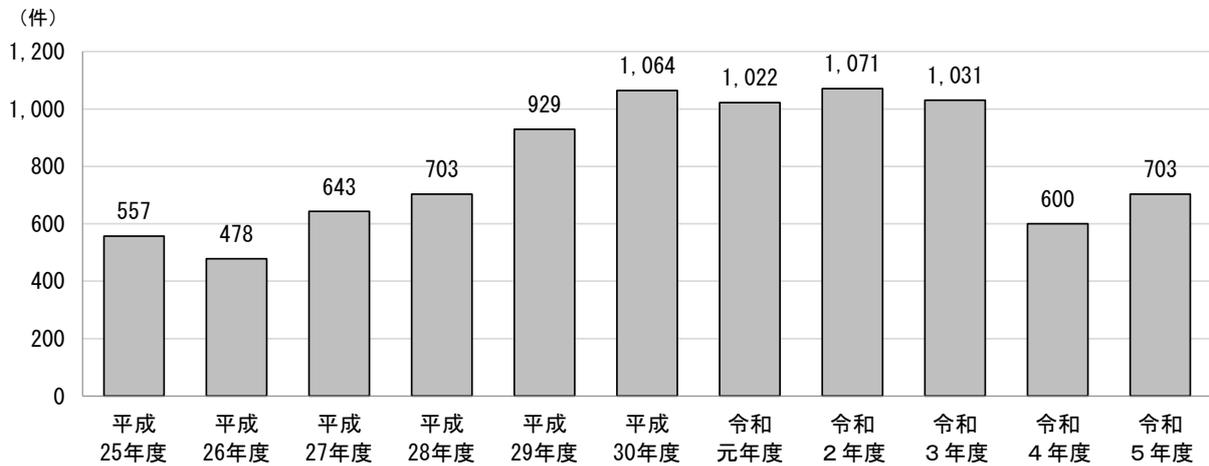


資料：伊豆市福祉事務所

11 養護相談受付件数

養護相談の受付件数は、平成26年度から平成30年度にかけて増加し、令和3年度まで1,000件を超える状況が続きました。令和4年度には600件に減少したものの、令和5年度には再び増加し703件となっています。

■養護相談受付件数の推移



資料：伊豆市福祉事務所

12 生活保護世帯数（月平均）

生活保護世帯数（月平均）について、総数では平成 25 年度以降では 150 世帯を超えていません。なお、最も多い平成 30 年度で 192 世帯となりましたがその後は安定しており、令和 2 年度以降は 160～180 世帯の範囲内で推移しています。

生活扶助は、平成 25 年度は 127 世帯ですが、平成 26 年度以降は 130～160 世帯の範囲内で推移しています。

住宅扶助は、平成 25 年度は 100 世帯ですが、平成 26 年度以降は 110～140 世帯の範囲内で推移しています。

教育扶助は、平成 29 年度から令和 3 年度では 5 世帯以上みられ、令和元年度には 7 世帯となっています。なお、令和 4 年度以降は減少し 3 世帯、令和 5 年度には 2 世帯となっています。

進学準備給付は、令和 5 年度に 1 世帯みられます。なお、出産扶助の実績はありません。

■生活保護世帯数（月平均）の推移

単位：世帯

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総数	156	166	175	183	187	192	184	174	164	165	175
生活扶助	127	140	149	153	156	159	159	145	137	139	145
住宅扶助	100	111	118	128	134	138	137	125	119	121	123
教育扶助	2	3	3	3	6	6	7	5	5	3	2
出産扶助	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
進学準備給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

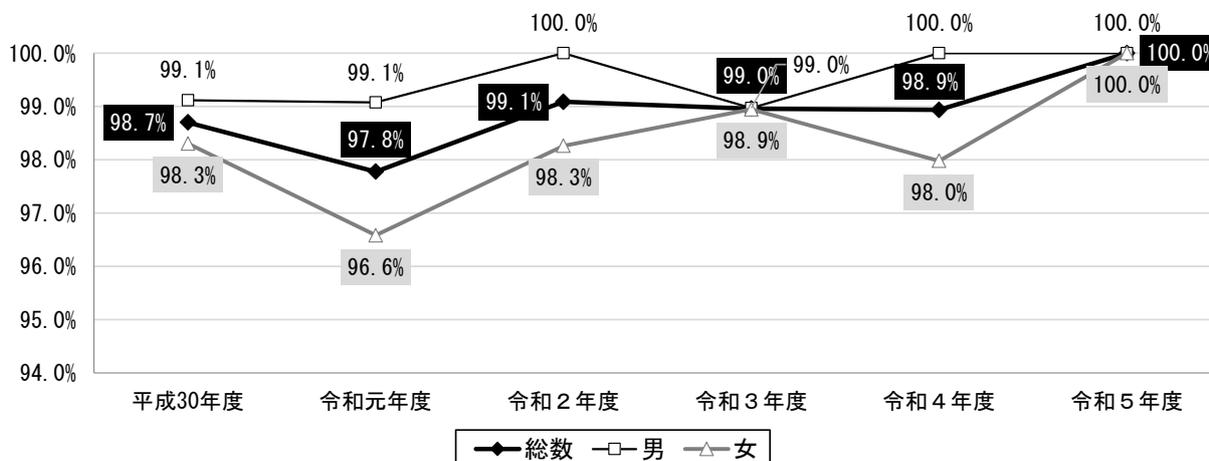
資料：伊豆市福祉事務所

13 市立中学校卒業生の進学率

市立中学校卒業生の進学率は、令和元年度に 97.8%へと低下しましたが、令和 2 年度から令和 4 年度にかけて 99%前後で推移しており、令和 5 年度は 100.0%となっています。

これを男女別で見ると、平成 30 年度から令和 4 年度にかけて女性の進学率はやや低くなっていますが、令和 5 年度は男女とも 100.0%となっています。

■市立中学校卒業生の進学率の推移



資料：伊豆市教育委員会

14 少年犯罪検挙件数、不良行為少年補導状況

令和2年以降の少年犯罪検挙件数は、令和3年度に減少したものの、令和2年度、令和4年度は280件台となっています。

内訳をみると、3か年とも窃盗犯が多くなっています。

令和2年度以降の不良行為少年補導状況は、令和2年度から令和3年度にかけて減少したものの、令和4年度には増加して146件となっています。

内訳をみると、令和2年度には「喫煙」が最多でしたが、令和3年度以降は「深夜徘徊」が最多となっています。

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
少年犯罪検挙数 (刑法犯)	総数	286	240	282
	凶悪犯	2	2	2
	粗暴犯	32	33	30
	窃盗犯	177	153	181
	知能犯	15	9	11
	風俗犯	7	4	4
	その他	53	39	54
不良行為少年補導状況	総数	120	115	146
	飲酒	7	2	8
	喫煙	57	44	50
	深夜徘徊	43	48	63
	その他	13	21	25

出典：伊豆中央警察署管内

第2節 市民からの意見収集

1 ニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

①調査対象

種別	調査対象
未就学児調査	市内に居住する未就学児童のいる世帯
小学生調査	市内に居住する小学生のいる世帯

②調査期間

種別	調査期間	
未就学児調査	未就園児	令和6年4月16日～令和6年5月2日
	保育園、 認定こども園就園児	令和6年4月16日～令和6年5月2日
小学生調査	令和6年4月16日～令和6年5月2日	

③調査方法

種別	調査方法	
未就学児調査	未就園児	郵送による配布・回収
	保育園、 認定こども園就園児	園における直接配布・回収
小学生調査	学校における直接配布・回収、WEB	

④配布・回収状況

種別	配布数	回収数(有効回答)	回収率
未就学児調査	661票	311票	47.0%
小学生調査	911票	463票	50.8%

⑤報告のみかた

- 百分比による集計では、回答者数(該当質問においては該当者数)を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し、小数第1位までを表記しています。したがって、回答比の合計が100%にならない場合もあります。
- また、複数回答の設問では、全ての比率の合計が100%を超えることがあります。
- 図表中の「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表します。

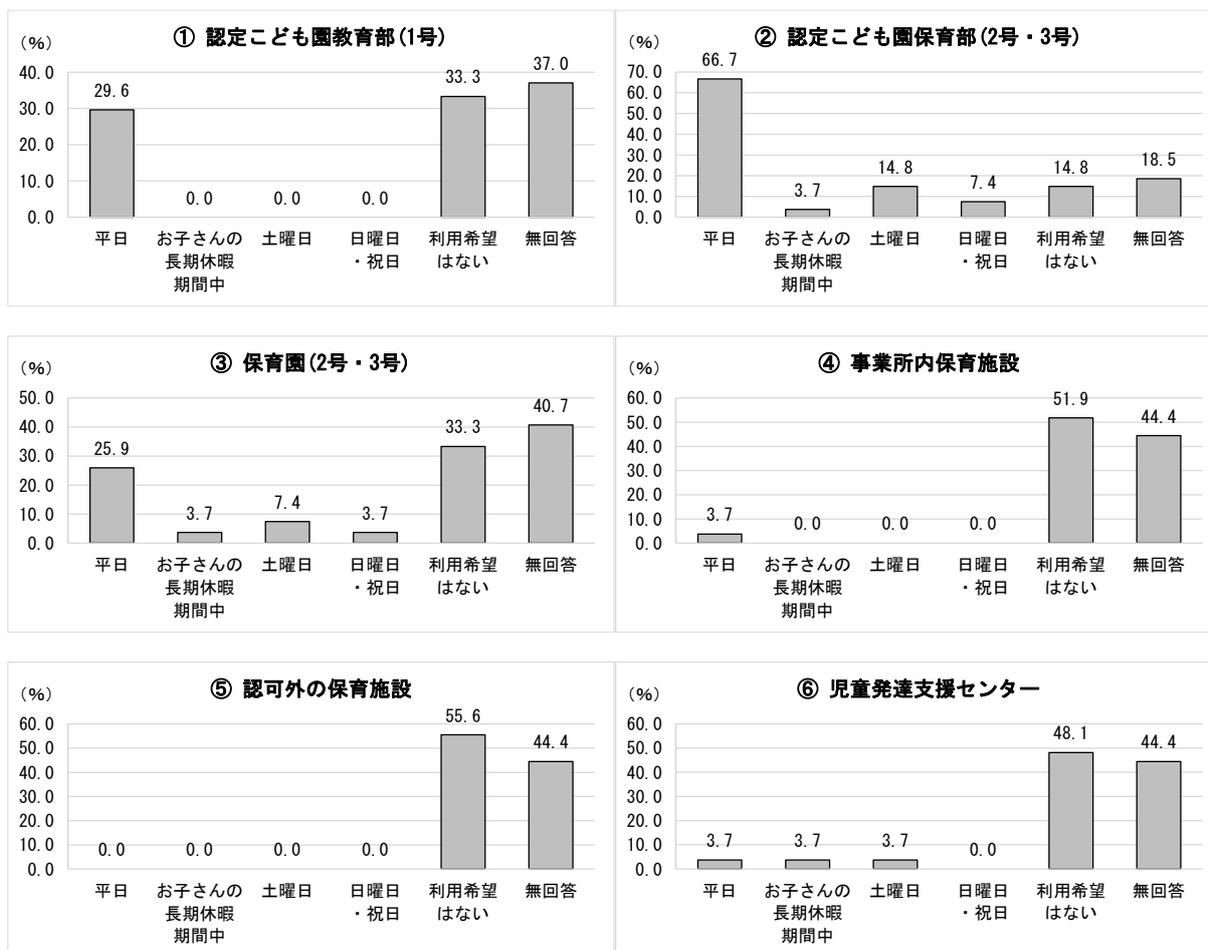
(2) 調査結果の分析

①教育・保育サービスの潜在的ニーズ（未就学児 複数回答）

現在教育・保育サービスを利用していない回答者（27人）における平日の潜在的ニーズは、「①認定こども園教育部（1号）」は29.6%（8人）、「②認定こども園保育部（2号・3号）」は66.7%（18人）、「③保育園（2号・3号）」は25.9%（7人）、「④事業所内保育施設」と「⑥児童発達支援センター」は3.7%（1人）となっています。

また、「お子さんの長期休暇期間中」と「土曜日」の回答は「②認定こども園保育部（2号・3号）」と「③保育園（2号・3号）」、「⑥児童発達支援センター」で回答がみられます。

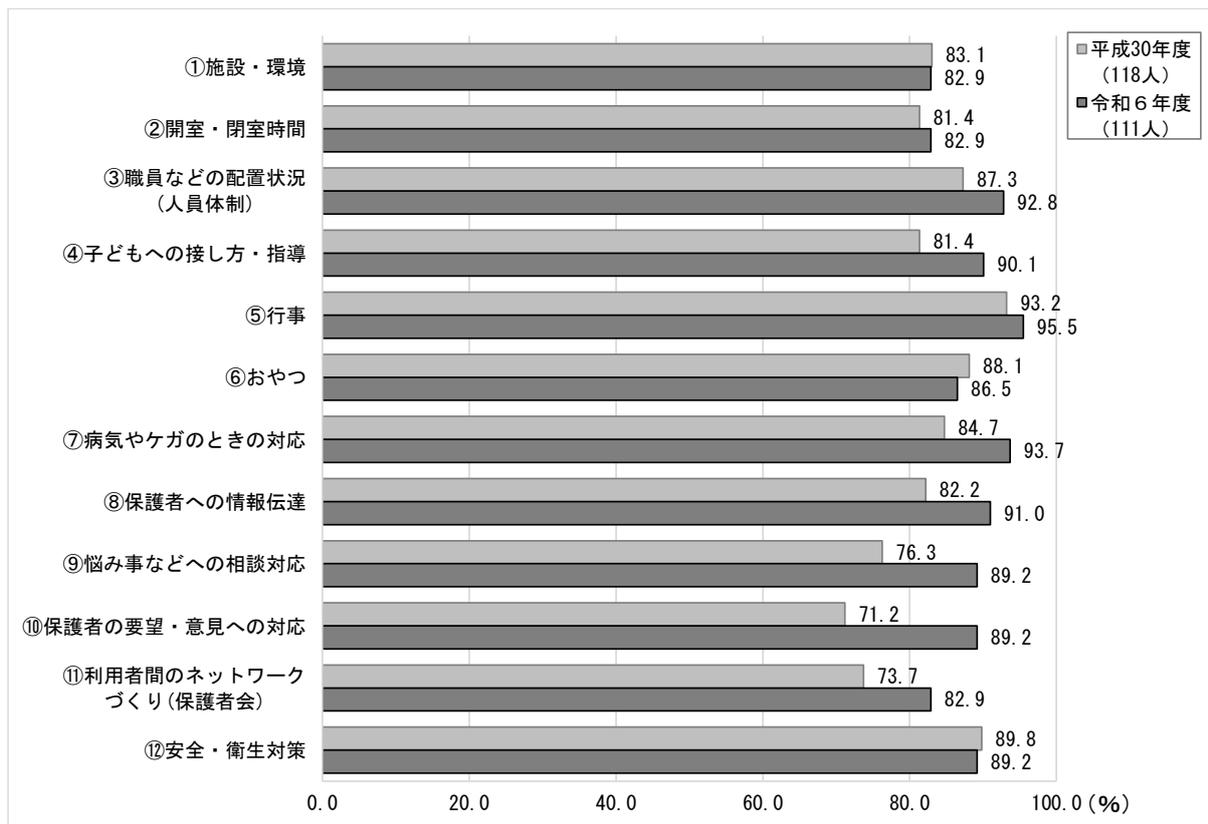
なお、「⑥児童発達支援センター」で「お子さんの長期休暇期間中」と「土曜日」の回答が1名みられますが、この回答者は①から④の各サービスで平日の利用意向を持っています。



②放課後児童クラブ利用者の満足度（小学生、単数回答）

放課後児童クラブの利用者（111人）の満足度について、「満足」と「ほぼ満足」を合わせると、12項目全てで80%を超えています。なお、最も割合が低い項目は「①施設・環境」と「②開室・閉室時間」、「⑪利用者間のネットワークづくり（保護者会）」の3項目で82.9%となっています。

この回答を平成30年度調査と比較すると、「⑥おやつ」で1.6ポイント、「①施設・環境」と「⑫安全・衛生対策」で1ポイント未満の低下がみられますが、その他の9項目では満足している回答の割合は上昇しており、「⑨悩み事などへの相談対応」で12.9ポイント、「⑩保護者の要望・意見への対応」で18.0ポイント上昇しています。

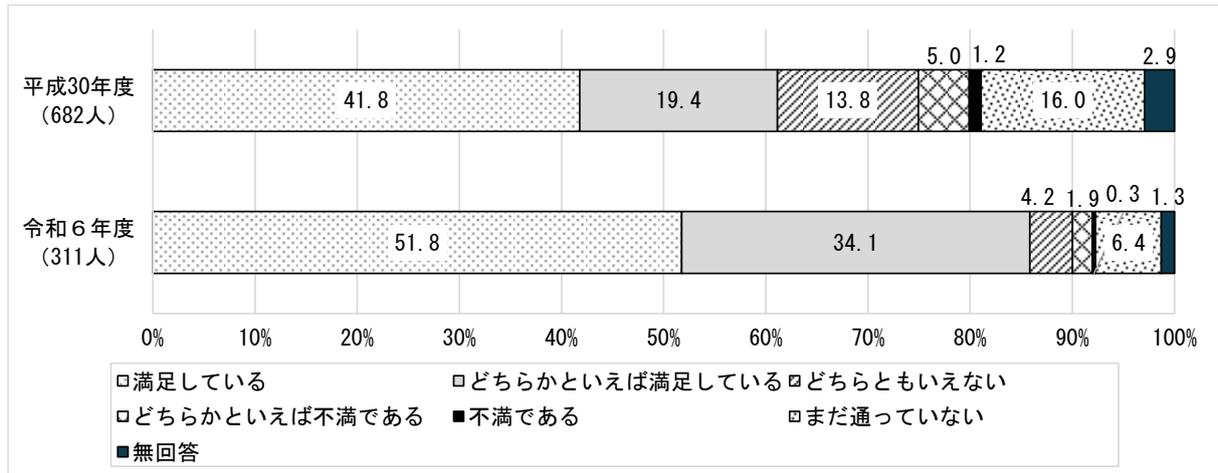


③認定こども園、保育園等の満足度（未就学児 単数回答）

認定こども園、保育園等の教育・保育サービスの満足度について、「満足している」が51.8%、「どちらかといえば満足している」が34.1%となっており、合わせて85.9%で満足度が高いとみられます。

この回答を平成30年度調査と比較すると、「満足している」が41.8%から51.8%へ10.0ポイント、「どちらかといえば満足している」が19.4%から34.1%へ14.7ポイント上昇しています。

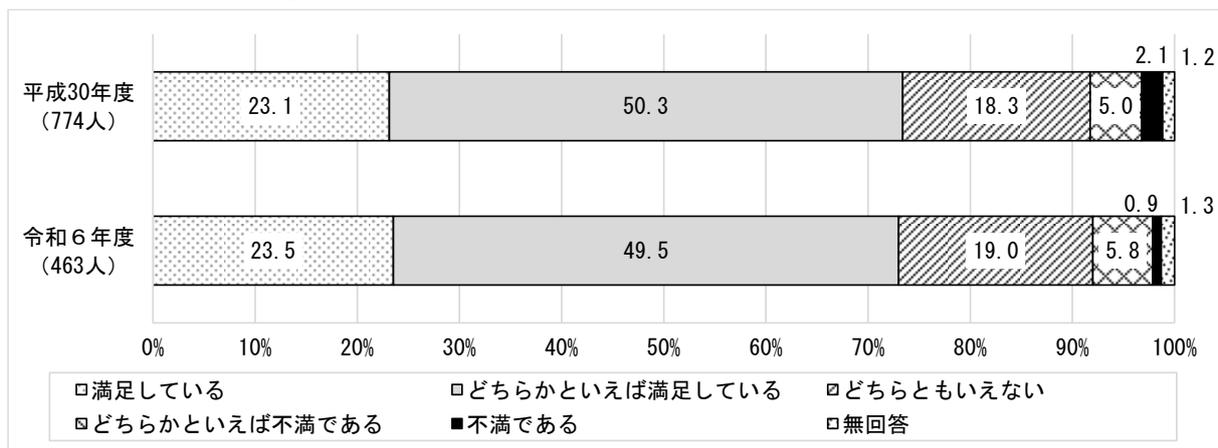
なお、「まだ通っていない」は16.0%から6.4%へ9.6ポイント低下しています。



④学校教育の満足度（小学生 単数回答）

学校教育の満足度について、「満足している」が23.5%、「どちらかといえば満足している」が49.5%となっており、合わせて73.0%で満足度が高いとみられます。

この回答を平成30年度調査と比較すると、「満足している」が23.1%から23.5%へと0.4ポイント上昇、「どちらかといえば満足している」が50.3%から49.5%へと0.8ポイント低下となっており、大きな変化はみられません。



⑤こどもの人数の理想と現実（未就学児、小学生 単数回答）

理想のこどもの人数は、未就学児では「2人」が123人、「3人」が122人とほぼ同数となっています。また、小学生では「3人」が190人、「2人」が169人となっており、この2つの回答で全体の77.5%（463人中359人）を占めています。

なお、実際のこどもの人数は、未就学児、小学生ともに「2人」の割合が最も高くなっています。

理想のこどもの人数と実際のこどもの人数を比較すると、理想のこどもの人数を「3人」以上と回答した方では50%以上が理想のこどもの人数を下回っています。

<未就学児>

単位 上段：人 下段：%

		合計	問6②実際のこどもの人数							理想の人数を下回る回答者
			1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	
全体		311	98	131	68	10	1	0	3	
		100.0	31.5	42.1	21.9	3.2	0.3	0.0	1.0	
問6①理想のこどもの人数	1人	10	9	1	0	0	0	0	0	
		100.0	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	2人	123	53	62	6	2	0	0	0	53
		100.0	43.1	50.4	4.9	1.6	0.0	0.0	0.0	43.1
	3人	122	27	54	39	2	0	0	0	81
		100.0	22.1	44.3	32.0	1.6	0.0	0.0	0.0	66.4
	4人	9	1	3	3	2	0	0	0	7
		100.0	11.1	33.3	33.3	22.2	0.0	0.0	0.0	77.8
	5人	2	0	0	2	0	0	0	0	2
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	6人以上	1	0	1	0	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	産めるだけ産みたい	12	0	2	7	2	1	0	0	
		100.0	0.0	16.7	58.3	16.7	8.3	0.0	0.0	
考えていない	27	8	8	9	2	0	0	0		
	100.0	29.6	29.6	33.3	7.4	0.0	0.0	0.0		

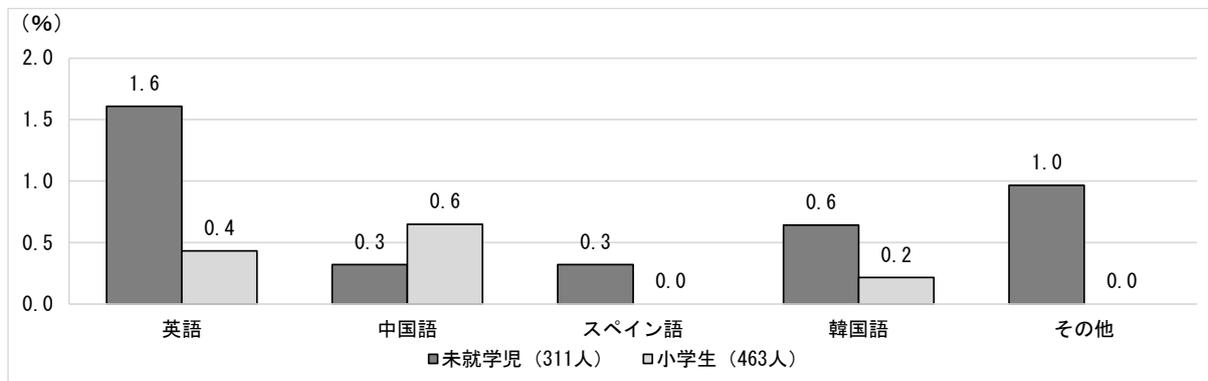
<小学生>

単位 上段：人 下段：%

		合計	問6②実際のこどもの人数							理想の人数を下回る回答者
			1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	無回答	
全体		463	76	228	126	24	3	3	3	
		100.0	16.4	49.2	27.2	5.2	0.6	0.6	0.6	
問6①理想のこどもの人数	1人	12	9	3	0	0	0	0	0	
		100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	2人	169	44	108	12	3	0	0	2	44
		100.0	26.0	63.9	7.1	1.8	0.0	0.0	1.2	26.0
	3人	190	13	94	76	7	0	0	0	107
		100.0	6.8	49.5	40.0	3.7	0.0	0.0	0.0	56.3
	4人	26	0	7	13	6	0	0	0	20
		100.0	0.0	26.9	50.0	23.1	0.0	0.0	0.0	76.9
	5人	1	0	0	1	0	0	0	0	1
		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	6人以上	2	0	0	1	0	1	0	0	2
		100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	100.0
	産めるだけ産みたい	25	2	5	11	3	2	2	0	
		100.0	8.0	20.0	44.0	12.0	8.0	8.0	0.0	
考えていない	35	6	11	12	5	0	1	0		
	100.0	17.1	31.4	34.3	14.3	0.0	2.9	0.0		

⑥家庭内での主な言語（未就学児、小学生 複数回答）

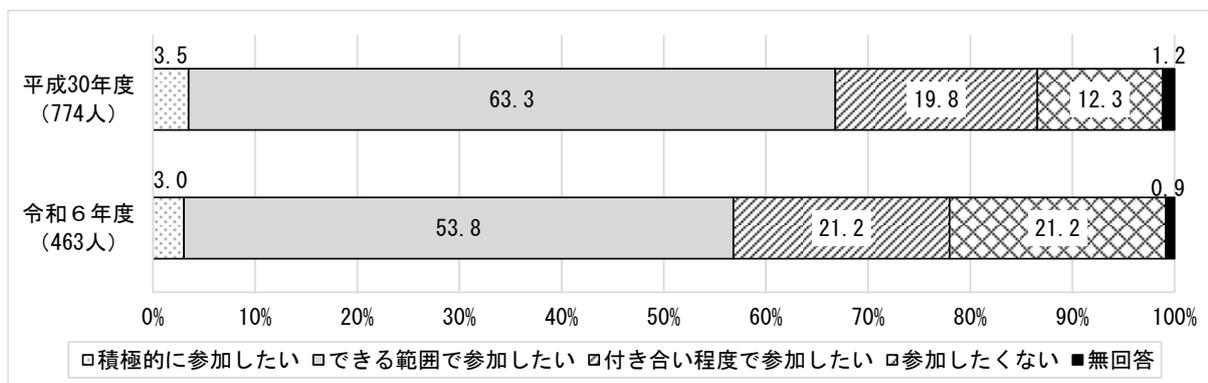
日本語を除く家庭内での主な言語について、未就学児では「英語」、小学生では「中国語」の割合が最も高くなっています。なお、回答が得られた言語のうち「その他」の回答3人のうち2人が「ラオス語」と回答しており、回答があった「英語」「中国語」「スペイン語」「韓国語」と合わせて5か国の言語が利用されています。



⑦学校活動への参加意向（小学生 単数回答）

保護者の学校活動への参加意向について、「積極的に参加したい」が3.0%、「できる範囲で参加したい」が53.8%となっています。それに対して、「参加したくない」は21.2%みられます。

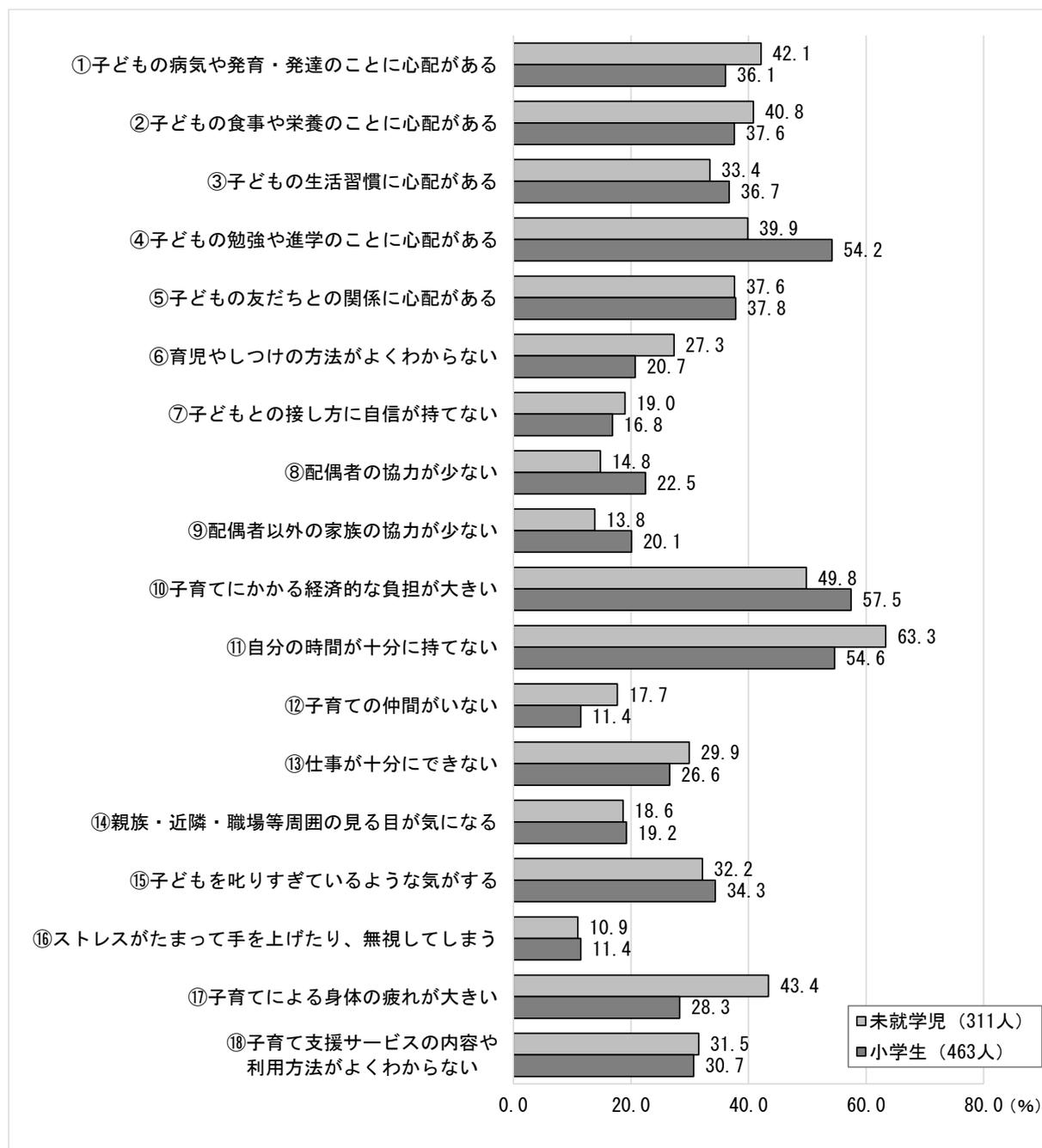
この回答を平成30年度調査と比較すると、「積極的に参加したい」が3.5%から3.0%へとほぼ同率で推移していますが、「できる範囲で参加したい」が63.3%から53.8%へ9.5ポイント低下しています。それに対して、「参加したくない」は12.3%から21.2%へと8.9ポイント上昇しています。



⑧子育てに関して悩みや気にかかること（未就学児、小学生 複数回答）

子育てに関して悩みや気にかかることは、未就学児では「⑪自分の時間が十分に持てない」、小学生では「⑩子育てにかかる経済的な負担が大きい」が最も高い割合となっています。

なお、「⑪自分の時間が十分に持てない」の割合は未就学児、小学生ともに50%を超えているほか、「⑩子育てにかかる経済的な負担が大きい」は未就学児でも49.8%と高い割合となっています。また、小学生では「④子どもの勉強や進学のことに関心がある」が54.2%となっており、これら3項目が大きな悩みとなっているとみられます。

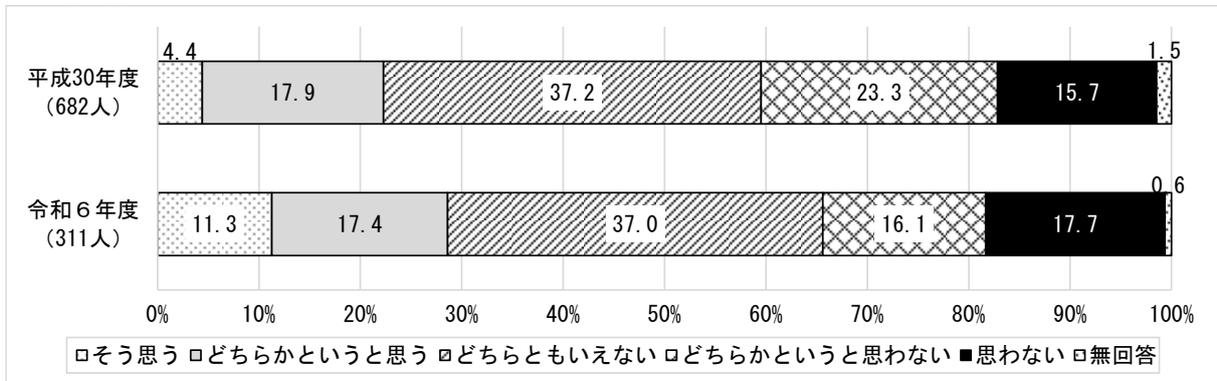


⑨親子で安心して外出できる環境（未就学児、小学生 単数回答）

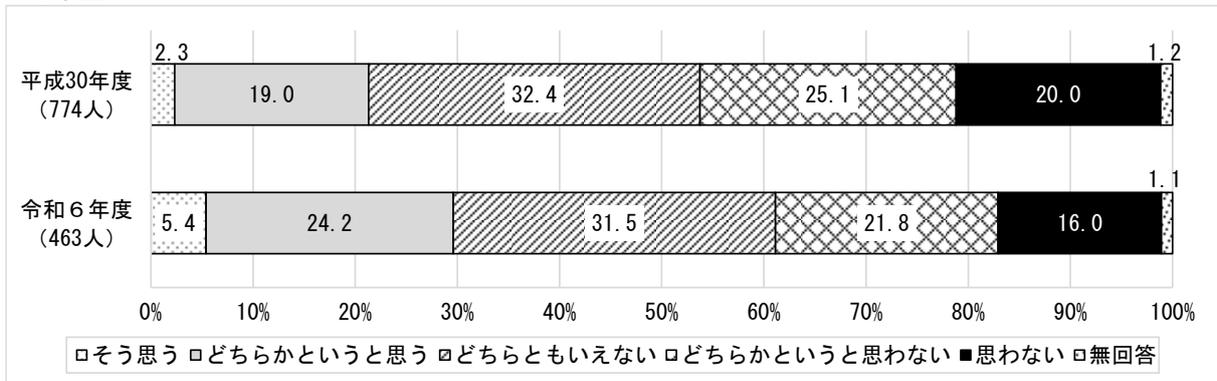
親子で安心して外出できる環境の感じ方について、未就学児では「そう思う」が11.3%、「どちらかというと思う」が17.4%となっており、合わせて28.7%が外出しやすさを感じているとみられます。また、小学生では「そう思う」が5.4%、「どちらかというと思う」が24.2%となっており、合わせて29.6%が外出しやすさを感じているとみられます。

この回答を平成30年度調査と比較すると、未就学児では「そう思う」が4.4%から11.3%へと6.9ポイント上昇しており、「どちらかというと思う」が17.9%から17.4%へと0.5ポイントの低下を加味しても、外出しやすさを感じる保護者の割合は上昇しています。同様に、小学生では「そう思う」が2.3%から5.4%へと3.1ポイント上昇、「どちらかというと思う」が19.0%から24.2%へと5.2ポイント上昇しており、外出しやすさを感じる保護者の割合は上昇しています。

<未就学児>



<小学生>

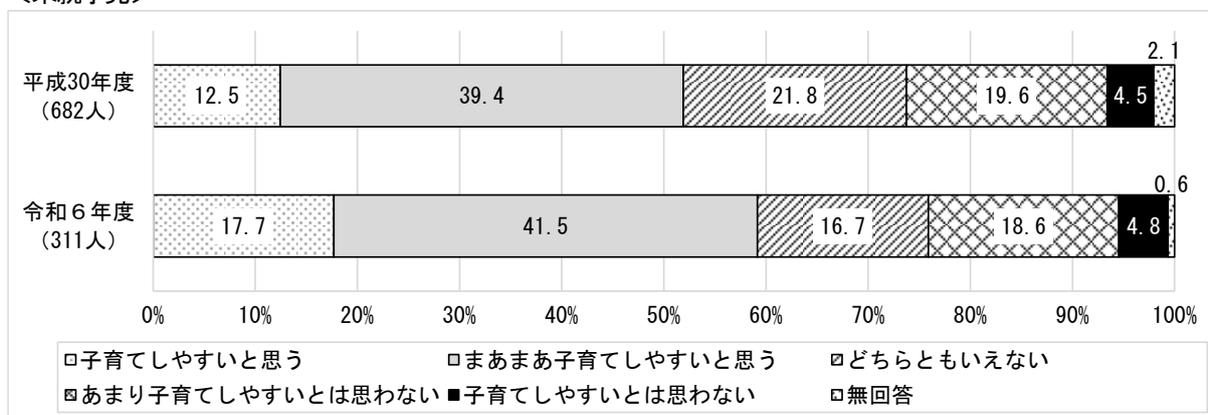


⑩居住地の子育てのしやすさ（未就学児、小学生 単数回答）

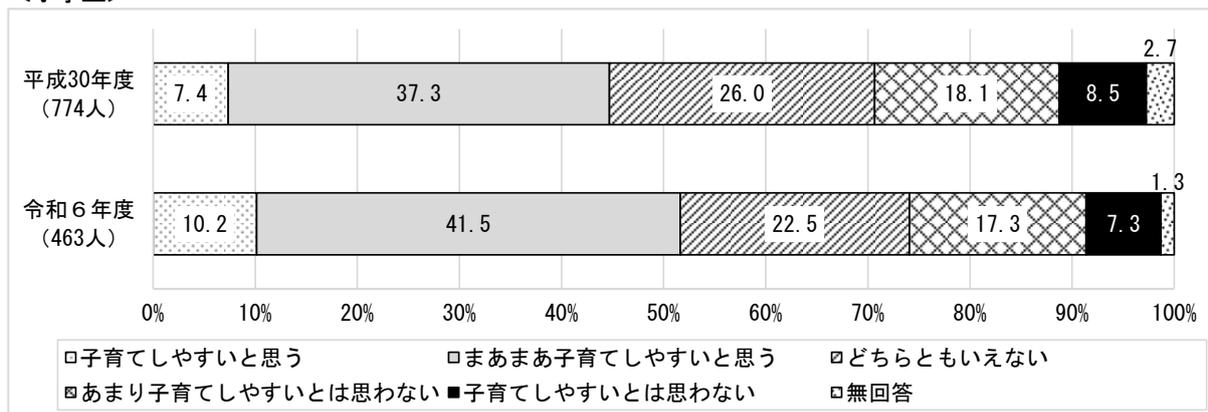
居住地の子育てのしやすさについて、未就学児では「子育てしやすいと思う」が17.7%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が41.5%となっており、合わせて59.2%が子育てしやすさを感じているとみられます。また、小学生では「子育てしやすいと思う」が10.2%、「まあまあ子育てしやすいと思う」が41.5%となっており、合わせて51.7%が子育てしやすさを感じているとみられます。

この回答を平成30年度調査と比較すると、未就学児では「子育てしやすいと思う」が12.5%から17.7%へと5.2ポイント、「まあまあ子育てしやすいと思う」が39.4%から41.5%へと2.1ポイント上昇しています。同様に、小学生では「子育てしやすいと思う」が7.4%から10.2%へと2.8ポイント、「まあまあ子育てしやすいと思う」が37.3%から41.5%へと4.2ポイント上昇しており、子育てのしやすさを感じている保護者は増えているとみられます。

<未就学児>



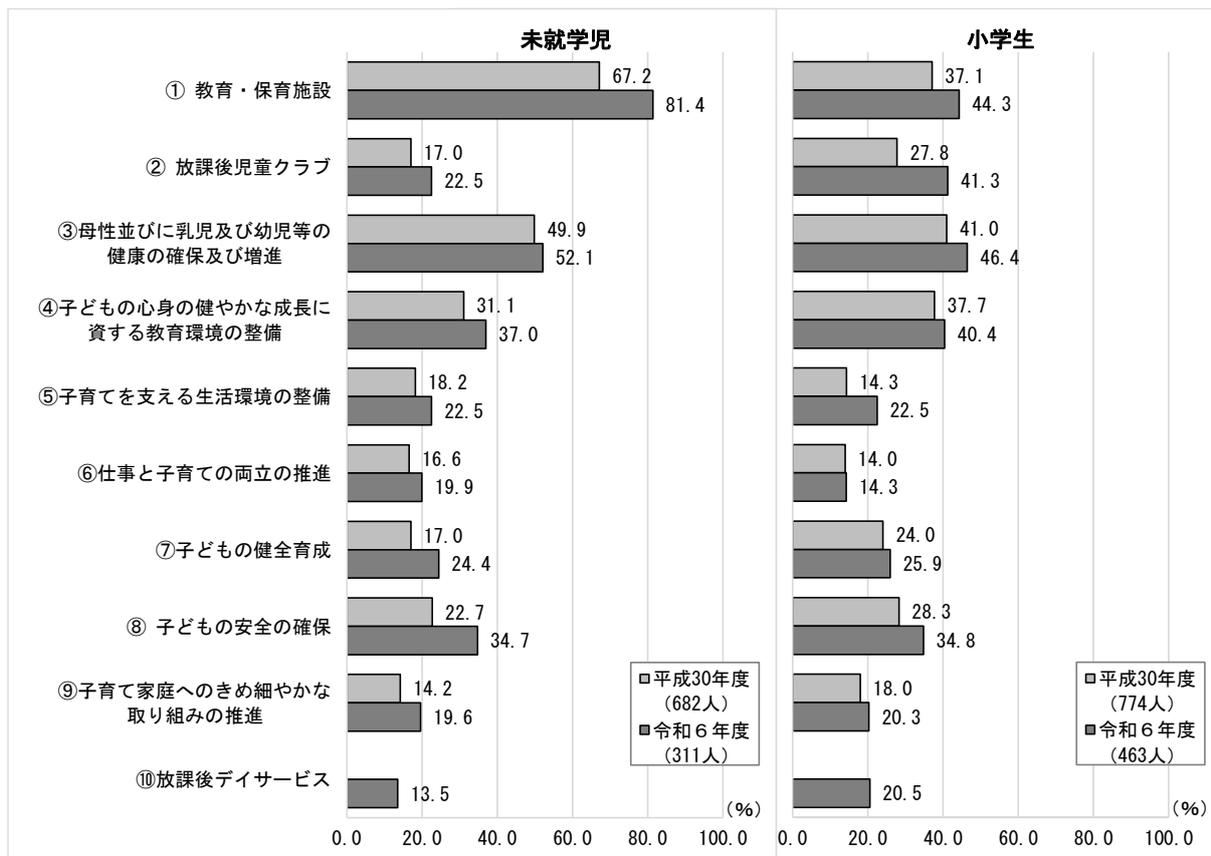
<小学生>



⑪市の取り組みへの評価（未就学児、小学生 複数回答）

市の取り組みへの評価について、「満足している」と「どちらかといえば満足している」を合わせると、未就学児では「①教育・保育施設」、小学生では「③母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」が最も高い割合となっています。なお、未就学児では「①教育・保育施設」と「③母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進」の回答が50%を超えています。

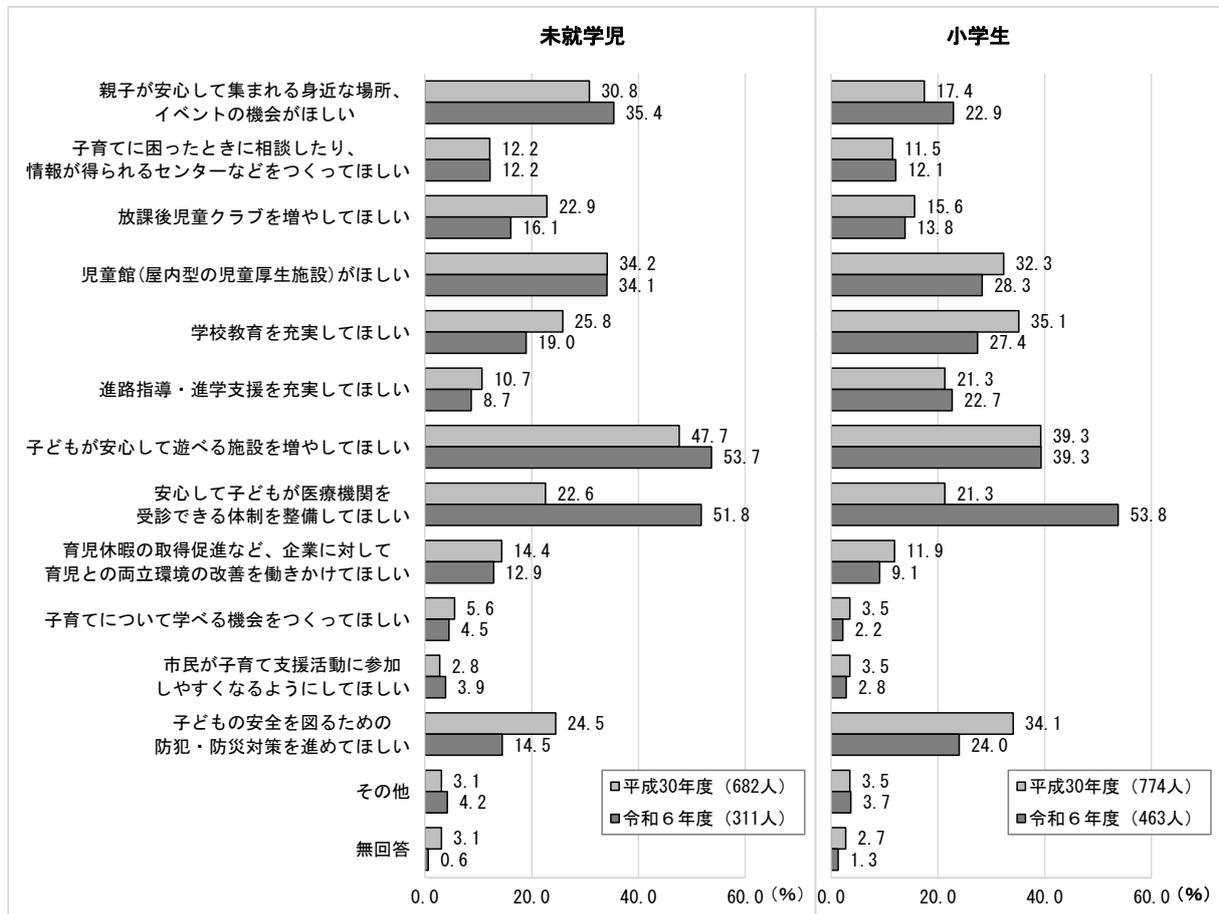
この回答を平成30年度調査と比較すると、未就学児、小学生ともに平成30年度調査を上回っており、特に未就学児では「①教育・保育施設」が14.2ポイント、「⑧子どもの安全の確保」が12.0ポイント、小学生では「②放課後児童クラブ」が13.5ポイント上昇しています。



⑫市の子育て支援施策に期待すること（未就学児、小学生 複数回答）

市の子育て支援施策に期待することについて、未就学児では「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」、小学生では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が最も高い割合となっています。なお、回答が50%を超える回答は未就学児では「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」と「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」の2項目、小学生では「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」となっています。

この回答を平成30年度調査と比較すると、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が未就学児で29.2ポイント、小学生で32.5ポイント上昇しています。このほか、期待が高まった項目として、「親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」（未就学児と小学生）、「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」（未就学児）が挙げられます。



2 事業者アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

①調査対象

市内の保育園、認定こども園、放課後児童クラブ運営者

②調査期間

令和6年5月23日～令和6年5月31日

③調査方法

E-mail、FAXによる配布・回収

④配布・回収状況

配布数	回収数（有効回答）	回収率
14票	14票	100.0%

(2) 結果概要

- 法人、各園の運営上の課題として、保育園・認定こども園7園中5園、放課後児童クラブ7団体中5団体で「職員が集まらない」の回答がみられます。次いで、保育園・認定こども園では「利用希望者が少ない」と「保護者との関わり方が難しい」（4園）、放課後児童クラブでは「利用希望者が多すぎる」（3団体）となっています。
- 近年の保護者の傾向として、コロナ禍の影響を受けたために判断が困難な回答がみられます。その一方で、一部の保護者が保育園・認定こども園、放課後児童クラブに対して多くの役割を期待する傾向がみられます。また、育児参加をする父親が増える傾向がみられます。
- 人材確保の方法について、一般的な求人や学生、ボランティア、実習生の受け入れ等の取り組みのほか、知り合いへの声掛けを行っている園がみられます。
- 近年の子ども・子育て家庭の課題について、利用者数の減少が続く保育園・認定こども園から、園の統廃合と地域性に応じた配置（現状維持）の両面からの意見が出ています。また、生活環境の多様化、大人の意見をこどもに押し付ける保護者の存在、支援が必要な家庭（核家族、シングルマザー）の増加、長時間保育の園児の増加、情報過多によって悩む保護者などの課題も挙げられています。
- 市の計画・施策への期待について、伊豆市内で子育てをしやすい環境づくり、事業者への働きかけ、職員への支援、若者の流出を防止するための企業の誘致、安心・安全に暮らせるまちづくり、地域で家族を孤立させないための取り組み等の意見が挙げられています。

3 こども・若者当事者調査の実施

(1) 調査の概要

①調査対象

小学生から 39 歳までの市民または、市内に在勤、通学者

②調査期間

令和 6 年 8 月 13 日～令和 6 年 8 月 31 日

③周知方法

令和 6 年 8 月 13 日 市HP、市情報メールの配信、チラシ配布

④調査方法

WEBページによる自由記述

⑤回答者数

53 人

(2) 結果概要

- 困っていることとして、「通学路、県道の歩道が狭い」、「バス停の近くに横断歩道がない」、「夏が暑く、外で遊べない」、「バスの減便が困る」、「子育て世帯向けに一戸建ての借家がほしい」、「こどもがいると正社員になることが難しい」、「一般就労者向けの支援金給付がない」といった意見が出ています。
- 伊豆市にこうなってほしいと思うことについて、「他自治体の事例をみて、いいところは取り入れてほしい」、「有料で遊べる場を作って、市民だけではなく観光客にも利用できるようにし、観光収入を得られるようにしてほしい」、「店舗や就労できる場が増えてほしい」、「小学生用の休日保育があると助かる」、「低年齢児だけではなく、中高生も支援してほしい」、「こどもが遊べる公園・広場、公営のスポーツ施設がほしい」、「市役所の部署間連携を取れるようにしてほしい」、「若者が伊豆市に戻って働けるようになってほしい」、「小児医療を充実してほしい」、「自然豊かで山があってよい」、「道路の安全性の確保」、「市外の学校への通学費の補助がほしい」「看護・保育の専門学校があったらいい」といった意見が出ています。
- 学校や職場のことについて、「小学校のトイレが使いにくい」、「仕事の関係で理想どおりにこどもを産むことをあきらめた」、「新しい中学校が楽しみ」、「小学校が合併すると新しい友達が増えてうれしい」、「閉校した中学校の防犯面が心配」といった意見が出ています。
- 自分の将来のことについて「伊豆市の出身者、市民が住んでよかったと思える街になってほしい」、「婚活の頻度を増やしてほしい」、「核家族に適した支援が必要」、「将来伊豆市に住みたい」、「増税や物価高、給与の低迷により、妊娠・出産後の生活に不安がある」、「結婚への魅力を感じられない」、「地元の事業者と交流する機会がほしい」といった意見が出ています。
- 余暇の過ごし方について「こどもが遊べるところが少ない」、「気温が高いので室内でしか遊べない」、「屋内で遊べる施設がほしい」といった意見が出ています。

第3節 子ども・子育て支援事業の実施状況

1 教育・保育サービス

(1) 幼児教育（1号認定、2号認定で教育の希望意向が強い 3～5歳児）

幼児教育の量の見込み（利用者数）は、計画値を下回る実績が続いているとともに、年々減少し、令和6年度には45人となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	計画値	94	91	86	59	61
	実績値	91	77	63	47	45
	実績値-計画値	-3	-14	-23	-12	-16
②確保の方策						
認定こども園（人）	計画値	280	280	280	280	280
	実績値	280	280	280	280	280
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	計画値	186	189	194	221	219
	実績値	189	203	217	233	235
	実績値-計画値	3	14	23	12	16

(2) 保育

①2号認定（3～5歳児）

3～5歳児の保育の量の見込み（利用者数）は、令和5年度まで計画値を上回る実績となっており、幼児教育で見込んでいた児童の一部が保育を利用しているとみられます。なお、令和6年度の利用者数は344人となっており、計画値の346人とほぼ同数となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	計画値	340	328	311	331	346
	実績値	363	339	367	347	344
	実績値-計画値	23	11	56	16	-2
②確保の方策（人）						
	計画値	383	383	383	383	383
	実績値	383	383	383	383	383
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
保育園（人）	計画値	43	43	43	43	43
	実績値	43	43	43	43	43
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
認定こども園（人）	計画値	340	340	340	340	340
	実績値	340	340	340	340	340
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	計画値	43	55	72	52	37
	実績値	20	44	16	36	39
	実績値-計画値	-23	-11	-56	-16	2

②3号認定〈0歳児〉

0歳児の保育の量の見込み（利用者数）は、令和5年度を除いて計画値を下回っています。
 なお、各年度途中で入園する児童が多く、令和4年度、令和5年度には年度末に40人を超える利用となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	計画値	18	17	17	12	12
	実績値	16	13	13	13	9
	実績値-計画値	-2	-4	-4	1	-3
②確保の方策（人）	計画値	56	56	56	56	56
	実績値	56	56	56	56	56
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
保育園（人）	計画値	3	3	3	3	3
	実績値	3	3	3	3	3
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
認定こども園（人）	計画値	53	53	53	53	53
	実績値	53	53	53	53	53
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	計画値	38	39	39	44	44
	実績値	40	43	43	43	47
	実績値-計画値	2	4	4	-1	3

③3号認定〈1・2歳児〉

1・2歳児の量の見込み（利用者数）は、令和3年度までは計画値を上回っていましたが、令和4年度、令和5年度には大幅に減少しています。なお、令和6年度当初の利用者数は130人と前年から増加していますが、計画値の165人を35人下回っています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人）	計画値	153	149	144	183	165
	実績値	172	170	136	91	130
	実績値-計画値	19	21	-8	-92	-35
②確保の方策（人）	計画値	212	212	212	212	212
	実績値	212	212	212	212	212
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
保育園（人）	計画値	24	24	24	24	24
	実績値	24	24	24	24	24
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
認定こども園（人）	計画値	188	188	188	188	188
	実績値	188	188	188	188	188
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	計画値	59	63	68	29	47
	実績値	40	42	76	121	82
	実績値-計画値	-19	-21	8	92	35

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、市子育て支援課が窓口となり、相談対応を行っています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保の方策（か所）	計画値	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1	1	1
	実績値-計画値	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、各年度とも計画値を下回る実績値が続いており、令和5年度には計画値を703人日下回る3,131人日となっています。

なお、実施箇所は、計画どおり5か所で実施しています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	計画値	4,161	4,030	3,943	3,834	3,724
	実績値	2,782	3,173	3,009	3,131	
	実績値-計画値	-1,379	-857	-934	-703	
確保の方策（か所）	計画値	5	5	5	5	5
	実績値	5	5	5	5	5
	実績値-計画値	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健診事業

妊婦健診事業は、令和2年度は計画値を上回っていましたが、令和3年度以降は計画値を下回る実績値が続いており、令和5年度には計画値を224人回下回る1,003人回となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人回）	計画値	1,339	1,295	1,260	1,227	1,183
	実績値	1,487	1,169	964	1,003	
	実績値-計画値	148	-126	-296	-224	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、各年度とも計画値を下回っており、令和5年度には計画値を30人下回る94人となっています。

なお、実施体制は、市子育て支援課職員3人が担当していますが、計画値より1人少ない体制で実施しています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	計画値	136	131	128	124	120
	実績値	122	109	73	94	
	実績値-計画値	-14	-22	-55	-30	

(5) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 小学生利用）

子育て援助活動支援事業は、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。特に、コロナ禍の影響で令和3年度以降は大幅に減少し、令和5年度には年間5人日にとどまっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	計画値	256	239	230	222	212
	実績値	117	5	17	5	
	実績値-計画値	-139	-234	-213	-217	
確保の方策（人日）	計画値	256	239	230	222	212
	実績値	117	5	17	5	
	実績値-計画値	-139	-234	-213	-217	

(6) 一時預かり事業

① 幼稚園型

一時預かり事業のうち幼稚園型は、市内の認定こども園6園で実施していますが、各年度とも計画値を下回る実績値となっており、令和4年度、令和5年度には大幅に利用が減少し、それぞれ50人日、17人日となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（人日）	計画値	1,682	1,628	1,543	1,033	1,088
	実績値	1,182	962	50	17	
	実績値-計画値	-500	-666	-1,493	-1,016	
確保の方策						
②利用者（人日）	計画値	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	実績値	5,760	5,760	5,760	5,760	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
実施箇所（か所）	計画値	6	6	6	6	6
	実績値	6	6	6	6	6
	実績値-計画値	0	0	0	0	0
③過不足（②-①）	計画値	4,078	4,132	4,217	4,727	4,672
	実績値	4,578	4,798	5,710	5,743	
	実績値-計画値	500	666	1,493	1,016	

②幼稚園型以外

一時預かり事業のうち幼稚園型以外は、市内の保育園と認定こども園の計7園で実施していますが、令和4年度までは計画値を下回る実績値となっています。なお、中間見直しを行った令和5年度は計画値を428人上回っているとともに、前年度より利用者が増えて921人日となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人日)	計画値	1,349	1,306	1,257	493	486
	実績値	641	568	851	921	
	実績値-計画値	-708	-738	-406	428	
確保の方策						
②利用者 (人日)	計画値	2,072	2,072	2,072	2,072	2,072
	実績値	2,072	2,072	2,072	2,072	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
実施箇所 (か所)	計画値	7	7	7	7	7
	実績値	7	7	7	7	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
③過不足 (②-①)	計画値	723	766	815	1,579	1,586
	実績値	1,431	1,504	1,221	1,151	
	実績値-計画値	708	738	406	-428	

(7) 時間外保育事業 (延長保育事業)

時間外保育事業は、市内の保育園と認定こども園の計7園で実施していますが、各年度とも計画値を下回る実績値となっています。なお、中間見直しを行った令和5年度には、計画値と実績値との差が16人とほぼ計画どおりとなっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み (人)	計画値	683	662	637	448	441
	実績値	537	365	360	432	
	実績値-計画値	-146	-297	-277	-16	
確保の方策						
②利用者 (人)	計画値	852	852	852	852	852
	実績値	852	852	852	852	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
実施箇所 (か所)	計画値	7	7	7	7	7
	実績値	7	7	7	7	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
③過不足 (②-①)	計画値	169	190	215	404	411
	実績値	315	487	492	420	
	実績値-計画値	146	297	277	16	

(8) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、令和4年度までは計画値を下回る実績値が続いてきましたが、年々利用者数は増加し、令和5年度には計画値を13人上回る134人となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	計画値	140	130	126	121	116
	実績値	37	57	91	134	
	実績値-計画値	-103	-73	-35	13	
②確保の方策(人)	計画値	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	実績値	1,440	1,440	1,440	1,440	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
病児保育(人)	計画値	720	720	720	720	720
	実績値	720	720	720	720	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
病後児保育(人)	計画値	720	720	720	720	720
	実績値	720	720	720	720	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
③過不足(②-①)	計画値	1,300	1,310	1,314	1,319	1,324
	実績値	1,403	1,383	1,349	1,306	
	実績値-計画値	103	73	35	-13	

(9) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童健全育成事業は、令和3年度までは計画値を上回る230人程度の実績値が続いていましたが、令和4年度と令和5年度には200人を下回り、計画値以下の実績値となっています。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	計画値	224	211	202	225	221
	実績値	235	237	197	193	
	実績値-計画値	11	26	-5	-32	
②確保の方策(人)	計画値	230	230	230	230	230
	実績値	230	230	230	230	
	実績値-計画値	0	0	0	0	
③過不足(②-①)	計画値	6	19	28	5	9
	実績値	-5	-7	33	37	
	実績値-計画値	-11	-26	5	32	

第4節 子ども・子育て支援関連施策の実施状況

本資料は、現行の「伊豆市第2期子ども・子育て支援事業計画」に記載されている子育て支援施策の、各分野の実施状況を担当職員が自己評価した内容を整理したものです。

評価の区分は

A…計画どおり実施できた

B…取り組んだものの、計画どおりの実施に至らなかった

C…実施しなかった

の3区分に分けて評価しています。

1 子育てしやすい地域社会の醸成

- 「1 子ども・子育てしやすい地域社会の醸成」の各事業について、A評価が7事業、B評価が1事業となっています。
- (1)「②子育て支援のための連携体制の構築」について、これまで子育て家庭の実態把握・支援に向けて関係機関と連携してきましたが、令和6年度から「こども家庭センター」を設置し、一体的かつ継続的な支援を担う体制を強化しています。
- (1)「⑤福祉人材の確保・育成対策の検討」について、毎年度保育士の採用を行っていますが、新規採用の希望者が少ないため、必要な人数の確保が困難な状態が続いているためB評価としています。
- (2)「①結婚相談」と「②ふれあいパーティー」について、これまで実施してきた結婚相談の会による相談から令和4年度から運営が開始された「ふじのくに出会いサポートセンター」による相談対応、婚活イベントが開催されています。

事業名	担当課	実施状況 ・評価
(1) 子育て家庭が暮らしやすい地域社会づくりの推進		
①子育て意識、子育て家庭への支援意識の啓発事業	子育て支援課 社会福祉課	A
②子育て支援のための連携体制の構築	子育て支援課	A
③子育てボランティア団体、支援団体の設立・活動支援	子育て支援課 社会福祉協議会	A
④子育て支援ボランティア養成講座	子育て支援課 社会福祉協議会	A
⑤福祉人材の確保・育成対策の検討	子育て支援課	B
(2) 結婚・家庭づくりに向けた意識啓発、環境整備の推進		
①結婚相談	企画財政課	A
②ふれあいパーティー	企画財政課	A
③結婚、妊娠・出産、家庭づくりに向けた意識啓発	子育て支援課	A

2 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実

- 「2 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実」の各事業について、A評価が7事業、C評価が1事業となっています。
- 「③不妊・不育症治療費助成」について、治療費の助成額を令和5年度から40万円に増額しました。
- 「④産科医の確保」について、現状として市内に産科医を確保することは困難であるため、市内の助産院と連携して、市内で分娩できる体制の維持を目指す必要があることからC評価としています。
- 「⑤出産準備手当」について、出産に関わる準備金を令和5年度から10万円に増額するとともに、アンケート調査や健康状態や不安の把握を行い、必要な方に相談支援をしています。

事業名	担当課	実施状況・評価
①子育て世代包括支援センターの設置	子育て支援課	A
②不妊・不育症治療情報の提供	子育て支援課	A
③不妊・不育症治療費助成	子育て支援課	A
④産科医の確保	健康長寿課	C
⑤出産準備手当	子育て支援課	A
⑥母子健康手帳の交付	子育て支援課	A
⑦妊婦健康診査(全14回)	子育て支援課	A
⑧コアラ教室(妊婦・両親)(保健・歯科・栄養)	子育て支援課	A

3 地域における子育てへの支援

- 「3 地域における子育てへの支援」の各事業について、A評価が14事業、B評価が4事業となっています。
- (1)「④ファミリー・サポート・センター事業」について、令和5年度末の依頼会員数が61人であるのに対して、提供会員が23人となっており、提供会員の確保が課題となっているため、B評価としています。
- (2)「①通常保育事業」について、0歳児保育のニーズが高まっており、受け入れ態勢の整備が必要なことから、B評価としています。
- (2)「③一時預かり事業」について、幼稚園型以外の利用ニーズが多く、保育ニーズの高まりとともに、幼稚園在園児型のニーズが計画値以下となっているためB評価としています。
- (3)「③通学路の安全確保」について、「かけこみ110番の家」から転換された「こども110番の家」の位置を表示した地図の作成状況が学校によって差がみられるため、B評価としています。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 子育て支援サービスの充実		
①認定こども園教育部での預かり保育	子育て支援課	A
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	A
③認定こども園の園庭開放	子育て支援課	A
④ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	B
⑤家庭児童相談室	子育て支援課	A
⑥3歳児親子体操教室	子育て支援課	A
⑦子育て支援事業	社会福祉協議会	A

(2) 保育サービスの充実		
①通常保育事業	子育て支援課	B
②時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て支援課	A
③一時預かり事業	子育て支援課	B
④給食費の助成	子育て支援課	A
⑤休日保育	子育て支援課	A
(3) 児童の健全育成		
①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	学校教育課	A
②健康授業	学校教育課	A
③通学路の安全確保	学校教育課	B
④いじめ110番の設置	学校教育課	A
⑤家庭児童相談室 (再掲)	子育て支援課	A
⑥放課後児童の居場所づくり	学校教育課	A

4 子どもと親の健康づくり

- 「4 子どもと親の健康づくり」の各事業について、30事業全てがA評価となっています。
- 支援、対応が必要な乳幼児や保護者に対して、計画どおり対応を行っています。
- (1)「⑧産後ケア事業」について、宿泊型・通所型・訪問型を実施していますが、令和5年度より委託機関を拡大しています。

事業名	担当課	実施状況 ・評価
(1) 子どもや乳幼児期の母親の健康確保		
①新生児訪問 (未熟児も全戸訪問) こんにちは赤ちゃん訪問	子育て支援課	A
②赤ちゃん訪問 (6か月児とその家庭)	社会福祉協議会	A
③離乳食教室 (4か月・7か月・11か月)	子育て支援課	A
④産婦健康診査 (2回)	子育て支援課	A
⑤健康相談	子育て支援課	A
⑥あざれあ相談室の情報提供	子育て支援課	A
⑦子育て支援教室	子育て支援課	A
⑧産後ケア事業	子育て支援課	A
⑨乳児健康診査 (4か月・10か月)	子育て支援課	A
⑩1歳6か月・3歳児健康診査	子育て支援課	A
⑪歯科健診 (1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児)	子育て支援課	A
⑫5歳児健康診査	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課	A
⑬フッ化物塗布 (1歳6か月児～年少児)	子育て支援課	A
⑭フッ化物洗口事業 (年中児・年長児、小学生)	子育て支援課	A
⑮歯科教室 (保育園児・こども園児・小学生・中学生)	子育て支援課	A
⑯ちびっこクラブ	子育て支援課 児童発達支援センター	A
⑰言語相談	子育て支援課 児童発達支援センター	A
⑱心理相談	子育て支援課 児童発達支援センター	A
⑲予防接種事業	子育て支援課	A
⑳乳幼児総合発達相談	子育て支援課 児童発達支援センター	A

(2) 食育の推進		
①おやこ・野菜大好き減塩教室（小学生）	健康長寿課	A
②認定こども園・保育園の食育推進事業	子育て支援課	A
③小学生への減塩教室	子育て支援課	A
(3) 思春期保健対策の充実		
①健康授業（再掲）	学校教育課	A
②スクールカウンセラーの配置	学校教育課	A
③心の相談員の配置	学校教育課	A
(4) 小児医療の充実		
①小児救急医療体制の充実や周知	健康長寿課	A
②小児科医の確保	健康長寿課	A
③こども医療費助成事業	子育て支援課	A
④未熟児養育医療	子育て支援課	A

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 「5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の各事業について、A評価が20事業、B評価が5事業、C評価が1事業となっています。
- 福祉・育児の体験教育、幼児教育、学校教育に関連する事業は計画どおり行われています。
- (3)「③学校再編計画」について、現在の3中学校を統合した伊豆中学校の令和7年度開校に向けて、準備を進めています。
- (4)「⑤家庭教育推進協議会」について、単年度で市内の小・中学校、義務教育学校のうち6校で実施しているが、全校での実施に至っていないため、B評価としています。
- (4)「⑥「いずの先生」事業」について、令和5年度時点で登録講師数が64人となっており、さらに増やしていくことが必要なことから、B評価としています。
- (5)「②青少年教育相談拠点の整備・運営」「④青少年問題協議会」「⑥地域の青少年声掛け運動」について、参加者をさらに増やしていくことが必要なことから、B評価としています。
- (5)「⑤青少年を取り巻く有害情報環境対策講座」について、具体的な取り組みを行えなかったためC評価としています。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 次世代の親の育成		
①福祉体験	学校教育課	A
②育児体験	学校教育課	A
(2) 幼児教育の充実		
①幼児教育	子育て支援課	A
(3) 学校の教育環境などの整備		
①学校経営計画	学校教育課	A
②地域総合学習事業	学校教育課	A
③学校再編計画	学校教育課	A
④学校研修計画（教職員の資質向上）	学校教育課	A
⑤特別支援教育の推進	学校教育課	A
⑥学校施設整備事業	学校教育課	A
⑦学校別防災会議・交通安全会議	学校教育課	A
(4) 家庭教育への支援の充実・地域の教育力の向上		
①家庭児童相談室（再掲）	子育て支援課	A
②子育て支援員活動	子育て支援課	A
③男女共同参画意識の啓発	地域づくり課	A

④スポーツクラブアルテ伊豆	社会教育課 NPO法人伊豆市 スポーツ協会	A
⑤家庭教育推進協議会	社会教育課	B
⑥「いずの先生」事業	社会教育課	B
⑦体験教室「ふるさと」学級	社会教育課	A
⑧スポーツ少年団の育成	社会教育課	A
⑨子ども会活動	社会教育課	A
⑩子育てネットワーク拠点の整備	子育て支援課	A
(5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進		
①街頭補導活動	社会教育課	A
②青少年教育相談拠点の整備・運営	社会教育課	B
③学校間ネットワークの活動	学校教育課	A
④青少年問題協議会	社会教育課	B
⑤青少年を取り巻く有害情報環境対策講座	社会教育課	C
⑥地域の青少年声掛け運動	社会教育課	B

6 子育てを支援する生活環境の整備

- 「6 子育てを支援する生活環境の整備」の各事業について、A評価が5事業、C評価が2事業となっています。
- (2)「①公共建築物のバリアフリー化」について、計画期間内に該当する工事を実施していないためC評価としています。
- (2)「②民間建築物のバリアフリー化」について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「静岡県福祉のまちづくり条例」等の情報発信をしているものの、実施状況の把握が困難なためC評価としています。
- (2)「⑤身近な公園整備と適正な管理」について、令和8年度完成を目指してひなた公園を建設中です。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 良質な住宅の確保		
①空き家住宅の情報提供	地域づくり課	A
②市営住宅の供給	用地管理課	A
(2) 安全・安心のまちづくり		
①公共建築物のバリアフリー化	資産経営課 建設課 社会福祉課	C
②民間建築物のバリアフリー化	都市計画課	C
③交通安全施設の充実	建設課 地域づくり課	A
④道路改良に伴う歩道の整備	建設課	A
⑤身近な公園整備と適正な管理	都市計画課	A

7 職業生活と家庭生活との両立の推進

- 「7 職業生活と家庭生活との両立の推進」の各事業について、A評価が4事業、B評価が6事業（うち3事業は再掲）となっています。
- （1）「多様な働き方の実現」の3事業について、主に国や県の情報の照会、リーフレットの配架、ポスターの掲示を行っていますが、その他の取り組みに至っていないため、B評価としています。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 多様な働き方の実現		
①法制度の広報・啓発	観光商工課	B
②企業・事業所に対する意識啓発	観光商工課	B
③育児休業制度等の各種制度の普及啓発	観光商工課	B
(2) 仕事と子育ての両立支援の基盤整備		
①通常保育事業（再掲）	子育て支援課	B
②時間外保育事業（延長保育事業）（再掲）	子育て支援課	A
③一時預かり事業（再掲）	子育て支援課	B
④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	学校教育課	A
⑤認定こども園教育部での預かり保育（再掲）	子育て支援課	A
⑥ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援課	B
⑦病児・病後児保育事業	子育て支援課	A

8 子どもの安全確保

- 「8 子どもの安全確保」の各事業について、A評価が8事業、B評価が1事業（再掲）となっています。
- （1）「②チャイルドシート購入補助金交付」について、令和5年度から事業名を「チャイルドシート等購入補助金交付事業」に変更し、チャイルドシートとともにベビーカーの申請も可能としました。
- （1）「③チャイルドシート貸出事業」について、乳児用だけではなく、チャイルドシートの着用義務がある6歳未満児まで対応した器具を購入し、貸し出しをしています。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進、チャイルドシートの安全利用の推進		
①交通安全教室	地域づくり課	A
②チャイルドシート等購入補助金交付事業	社会福祉協議会	A
③チャイルドシート貸出事業	社会福祉協議会	A
(2) 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進		
①通学路の安全確保（再掲）	学校教育課	B
②学校・園だよりの発行、学校ごとの防災防犯委員会開催、不審者情報連絡網の充実	学校教育課 子育て支援課	A
③防犯講習会	学校教育課 子育て支援課	A
(3) 被害を受けた子どもの立ち直り支援		
①家庭児童相談室（再掲）	子育て支援課	A
②スクールカウンセラーによる指導	学校教育課	A
③児童委員による支援	社会福祉課	A

9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

- 「9 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進」の各事業について、8事業全てがA評価となっています。
- (1)「③心の相談員による相談対応」について、現在は土肥小中一貫校と3中学校に心の相談員を配置し、支援が必要な生徒に対応しています。
- (2)「④「障がい児福祉計画」との連携」について、最新の「障がい児福祉計画」に合わせた障がい児へのサービス支給決定を行っています。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 児童虐待防止対策の充実		
①要保護児童対策地域協議会を中心とした支援の実施	子育て支援課	A
②家庭児童相談室(再掲)	子育て支援課	A
③心の相談員による相談対応	学校教育課	A
④児童虐待防止啓発事業 子育て講座「ほっと」	子育て支援課	A
(2) 障がい児施策の充実		
①特別支援コーディネーター、巡回相談員、専門家 チーム会議等による指導・相談	学校教育課	A
②療育体制の充実	社会福祉課	A
③児童発達支援センターの充実	子育て支援課	A
④「障がい児福祉計画」との連携	子育て支援課 社会福祉課	A

10 ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実

【伊豆市子どもの貧困対策推進計画】

- 「10 ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実」の各事業について、A評価が25事業、B評価が5事業(うち4事業は再掲)となっています。
- (2)「①生活困窮世帯の子どもの学習支援」について、生活保護受給世帯の中学生を対象に学習支援を実施していますが、支援希望者がなく実施していない年度があるため、B評価としています。
- (5)「①自立支援教育訓練給付金事業」について、20歳未満のこどもを養育するひとり親家庭の方に、より良い就業に向けた能力開発のために各種講座受講経費を助成するもので、令和3年度、4年度に利用実績があります。

事業名	担当課	実施状況・評価
(1) 貧困家庭の把握		
①貧困家庭の把握	子育て支援課 学校教育課	A
(2) 教育の支援		
①生活困窮世帯の子どもの学習支援	社会福祉課	B
②スクールカウンセラーの配置(再掲)	学校教育課	A
③心の相談員の配置(再掲)	学校教育課	A
④特別支援教育の推進(再掲)	学校教育課	A
⑤食育の推進(再掲)	健康長寿課 子育て支援課	A

(3) 生活の安定に資するための支援		
①新生児訪問（未熟児も全戸訪問）こんにちは赤ちゃん訪問（再掲）	子育て支援課	A
②赤ちゃん訪問（6か月児とその家庭）（再掲）	社会福祉課 （社会福祉協議会）	A
③離乳食教室（4か月・7か月・11か月）（再掲）	子育て支援課	A
④産婦健康診査（2回）（再掲）	子育て支援課	A
⑤健康相談（再掲）	子育て支援課	A
⑥あざれあ相談室の情報提供（再掲）	子育て支援課	A
⑦子育て支援教室（再掲）	子育て支援課	A
⑧産後ケア事業（再掲）	子育て支援課	A
⑨乳幼児健康診査 （4か月、10か月、1歳6か月児、3歳児、5歳児）	子育て支援課	A
⑩ちびっこクラブ（再掲）	子育て支援課 児童発達支援センター	A
(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援		
①高等職業訓練促進金	子育て支援課	A
②企業・事業所に対する意識啓発（再掲）	観光商工課	B
③通常保育事業（再掲）	子育て支援課	B
④時間外保育事業（延長保育事業）（再掲）	子育て支援課	A
⑤一時預かり事業（再掲）	子育て支援課	B
⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）	学校教育課	A
⑦認定こども園教育部での預かり保育（再掲）	子育て支援課	A
⑧ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て支援課	B
(5) 経済的支援		
①自立支援教育訓練給付金事業	子育て支援課	A
②情報誌の配布	子育て支援課	A
③ひとり親家庭等医療費助成	子育て支援課	A
④児童扶養手当の支給	子育て支援課	A
⑤就学援助制度	学校教育課	A
⑥奨学金貸与	学校教育課	A

第5節 こども関連施策の課題

<統計データからみえる課題>

- 年少人口の減少傾向が続いており、令和6年4月1日時点で総人口の7.5%まで低下しています。また、地域社会を担い、支え、将来的に親となり得る生産年齢人口の減少傾向も続いています。
- 出生数は平成28年から平成29年にかけて増加しましたが、その後は減少傾向が続き、令和4年には100人を割り込み87人となっています。なお、出生率の大きな変化はみられず、若者層の人口減少が出生者数の減少に反映されていると考えられます。
- 婚姻件数は、平成29年以降増加傾向が続いていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年に頭打ちとなり、令和3年には減少しています。感染症の流行によるものと考えられるため、社会情勢の変化に応じた結婚の促進に向けた取り組みが必要です。
- 女性の就業率は高くなっています。その要因として、未婚の女性の増加、母親の就労の増加等が考えられます。今後は、母親が安心して働ける就労環境、こどもを安心して預けられる医療や保育体制の充実が必要です。
- 不登校の小学生、中学生は、令和4年度、令和5年度に急増しています。それぞれの状況に応じた小学生、中学生及びその家族への支援体制の検討・充実が必要です。
- いじめの認知件数は、把握方法を変更した令和3年度以降、中学生の増加傾向がみられます。いじめの把握や解消に向けた長期的な取り組みの実施が必要です。
- 生活保護世帯は、平成30年度をピークに横ばいで推移しています。また、教育扶助の世帯は令和元年度以降減少していますが、生活の維持が困難な世帯、若者を的確に把握し、必要な支援につなげる体制の充実が必要です。

<保護者の意見からみえる課題>

- 現在利用している保育園・認定こども園の満足度は高く85.9%となっており、平成30年度調査の61.2%から上昇しています。
- 放課後児童クラブの満足度も高く、指標の各項目で80%以上が満足と回答しています。また、平成30年度調査から満足度が上昇している項目が多くみられます。
- 学校教育の満足度は73.0%となっていますが、平成30年度調査の73.4%から大きな変化がみられません。
- 理想のこどもの人数は、「2人」または「3人」が多くみられますが、実際的人数は理想の人数より1人または2人少ない世帯が多く、「もう1人ほしい」世帯の理想を叶えるための支援の検討が必要です。
- 子育ての悩み・気がかりについて、「自分の時間が十分に持てない」、「子育てにかかる経済的な負担が大きい」といった、保護者の精神的、経済的負担感の回答が多くみられることから、既存の支援制度等の周知に努めることが必要です。
- 市が期待されている取り組みは「遊べる施設の整備」、「小児医療の充実」の割合が高く、期待が集中しているといえます。

<事業者調査結果からみえる課題>

- 運営上の最も大きな課題は、保育園では「人材の確保」、認定こども園では「利用希望者の確保」と「保護者とのコミュニケーション」、放課後児童クラブでは「利用希望者の過多」となっています。
- 少子化の進行に伴う、保育園・認定こども園の統廃合について、賛否両論が出ており、中長期的な議論が必要と考えられます。
- 市の計画・施策への期待について、子育てしやすい環境づくり、事業者への働きかけ、職員への支援、企業の誘致、安心・安全に暮らせるまちづくり、地域で家族を孤立させないための取り組み等、「市外への流出抑止」を目指した施策が期待されています。

<こども・若者当事者調査結果からみえる課題>

- 地域に必要な機能について、「遊べる場所」、「就労の場」、「小児医療」、「小学生用の休日保育」が挙げられています。この中で「遊べる場所」については、屋内施設の整備を含めて期待が高い課題と考えられます。また、「小児医療」については、特定の医療機関に依存する状態であったため、代替となる小児医療の確保が必要です。
- 道路・交通について、「道路の安全性の確保」、「バス交通の維持」が挙げられており、関係機関との調整をしながら、実現を目指す必要があります。
- 職場・就労について、「こどもがいるため正社員採用が困難」、「仕事の関係で理想どおりにこどもを産むことをあきらめた」との意見が挙げられており、仕事と出産・育児の両立が確保できるよう、関係機関に働きかけていくことが必要です。
- その他、「婚活の増加」や「社会情勢の変化により、妊娠・出産が不安」といった意見が挙げられており、安心して結婚・出産できる環境整備を進めることが必要です。

<事業・施策実施状況からみえる課題>

- 幼児教育の利用者は年々減少し、認定こども園教育部の利用者が定員を下回る状態が続いており、減少傾向がみられます。
- 保育の利用者は、2号認定、3号認定ともに計画値を下回っているとともに、人数の減少も続いています。
- 地域子ども・子育て支援事業は、コロナ禍の影響もあり、多くの事業で計画値を下回る利用となっています。
- 子育て支援機能として、令和6年度から「こども家庭センター」を設置しています。
- 市内に産科医がないため、確保が長期的な課題となっています。
- 不妊・不育症治療費助成や出産準備手当を増額しているほか、産後ケア事業のおり、妊娠・出産に向けた支援は充実しています。
- 公共施設のバリアフリーは、計画的な整備計画に合わせて実施するため、本計画の進行との整合が難しい状況にあります。また、バリアフリー促進のPR活動は効果の測定が難しい状況にあります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

伊豆市は、首都圏から適度な距離を保ち、市内には天城連山や狩野川があり、駿河湾に接しているなど、豊かな自然の中で子育てをできる環境があります。

その一方で、新幹線駅や救急救命センター、大規模商業施設・娯楽施設など、子育て世帯や若者を惹きつける高次都市機能の多くは市外に依存する状況が続いております。

このような特徴のある伊豆市において、市の特性に応じたこども・若者世代の総合的な施策を展開し、この地に生まれ育ち、社会人となり、家庭人となることに人生の幸せを感じられるまちづくりを目指すため、以下の基本理念を定めます。

【基本理念】

**いずの自然とやさしさに包まれ
自分らしさを生かせるまち**

また、基本理念に基づき、4つの基本目標を設定します。

【基本目標1】

若者が安心して生活し、
新しい家族を迎え、
こどもを育てられる
環境を整備します。

【基本目標3】

周囲からの支援が必要な
こどもや家庭への
支援を充実します。

【基本目標2】

保護者の就労や生活状況
に合わせて、必要な支援
を行います。

【基本目標4】

妊娠・出産・子育て期を
通した切れ目ない支援を
充実します。

第2節 基本目標

基本目標1 若者が安心して生活し、新しい家族を迎え、子どもを育てられる環境を整備します。

少子化が進む伊豆市において、若者の流出を防ぐとともに、市外から転入する若者の受け皿を整備する必要があります。

そのため、就労の場や住宅、安心して生活できる都市基盤・生活環境の整備を進めるとともに、地域で大人も子どもも一緒に地域の歴史、文化を体験することにより、心豊かに、たくましく育てられる環境を整備します。また、新しい家族を迎え、子どもを産み、育児に取り組む時間を確保できるよう、妊娠前からの健康づくり、妊娠の正しい知識の普及やワーク・ライフ・バランスに配慮した就労環境の整備の促進を図ります。

基本目標2 保護者の就労や生活状況に合わせて、必要な支援を行います。

子育て中の保護者、家庭の状況は、一方だけが働いている家庭、両親共働きの家庭、ひとり親の家庭など、状況が異なります。また、祖父母や親族の同居・近居の状況により助け合いの状況にも差が生まれます。

そのため、それぞれの家庭の就労や親族、経済的状況がそれぞれの生活状況に合わせてともに、家庭が希望する、または利用可能な教育・保育サービス等の各事業を効果的に組み合わせ、必要な支援を行います。

基本目標3 周囲からの支援が必要な子どもや家庭への支援を充実します。

障がいや児童虐待、経済的困窮、いじめ、孤立など、日常生活に悩みごとや困りごとを抱えながら生活をしている子どもがいるとみられます。これらの課題は、表面化しているケースだけではなく、潜在化して周囲から見えにくいケースもみられます。

そのため、地域や教育・保育機関と協力しながら課題を抱える子どもを明確化し、専門機関と連携しそれぞれの状況に応じて、やさしく安心できる支援を充実します。

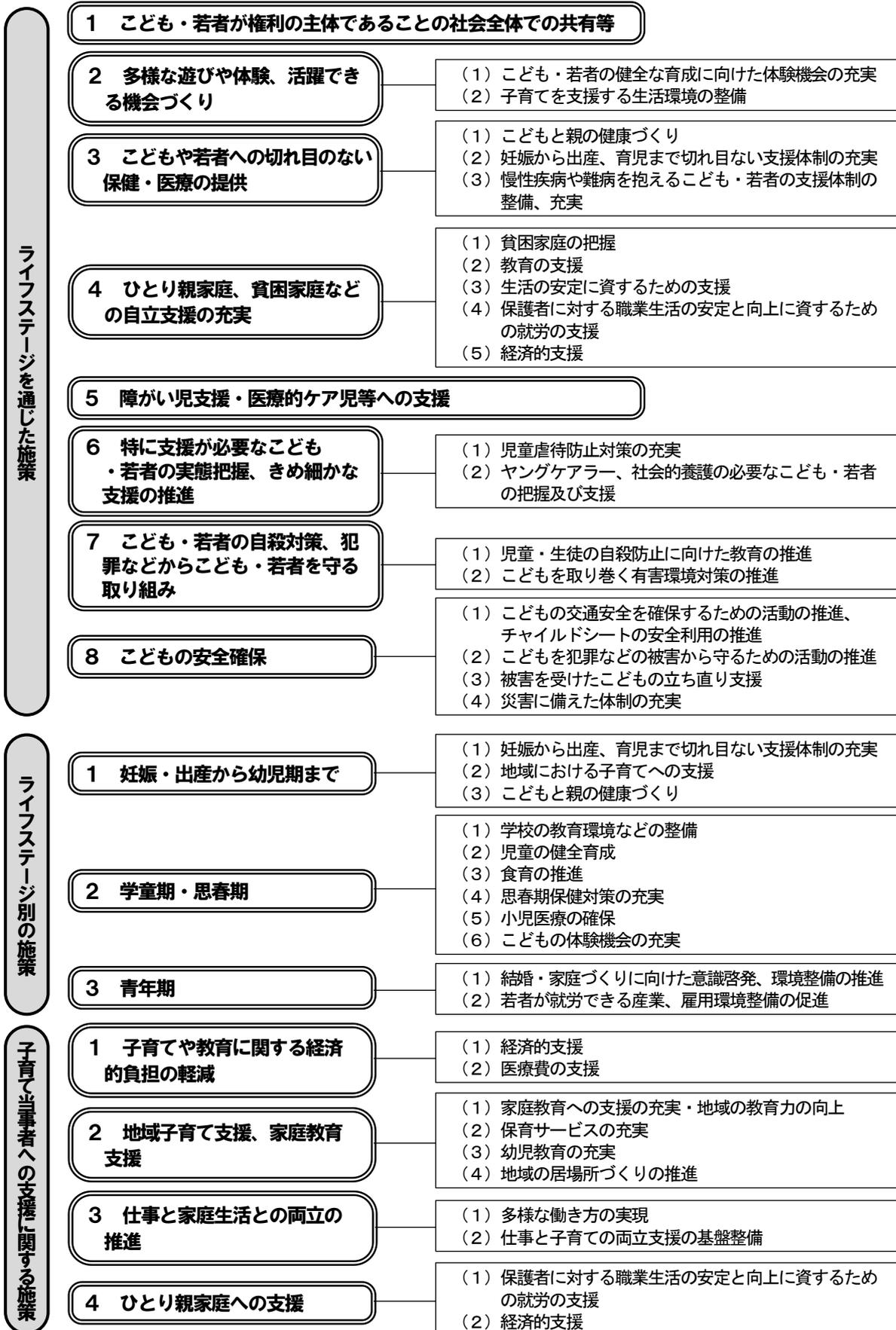
近年、伊豆市でも日本語を母国語としない外国人夫婦の妊娠・出産が増えているため、外国語対応など丁寧な関わりをしていきます。

基本目標4 妊娠・出産・子育て期を通した切れ目ない支援を充実します。

ライフステージごとに必要な活動・支援は異なります。

妊娠前からの正しい知識の普及や子どもを望む方への支援を充実させていきます。また、伊豆市では市民との顔の見える関係を大切に、一人ひとりの多様性に寄り添いながら、妊娠・出産・子育て期を通して切れ目のない支援を充実させていきます。子ども家庭センターを保健・医療・福祉・学校教育など様々な部署と連携し、一貫した支援をしていきます。

第3節 計画の体系



第4章 こども施策の展開

第4章 こども施策の展開

第1節 ライフステージを通じた施策

1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

市民や、計画の対象となるこども・若者を対象に、こども基本法やこども大綱、こどもの権利条約等を周知し、こどもの人権や個性、多様性等についての認識の向上を目指します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①こども基本法やこども大綱、こどもの権利条約等の広報	こども基本法やこども大綱、こどもの権利条約等について、多様な手段を持って市民に情報発信を行います。	子育て支援課
②人権尊重の意識を高める人権啓発活動の推進	いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害の抑制に向けた、啓発活動を推進します。 また、保育園や認定こども園、学校の教職員等に対して、必要な人権教育を行います。	子育て支援課 学校教育課

2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

(1) こども・若者の健全な育成に向けた体験機会の充実

地域で福祉体験や育児体験、地域での各種体験を通じて、地域の将来を担う若者の育成に向けた意識の向上に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①福祉体験	老人ホームなどの福祉施設で高齢者や障がい者とのふれあいや福祉体験を行います。	学校教育課
②育児体験	保育園、認定こども園に出向いて、乳幼児の育児体験を行います。	学校教育課
③ふるさと学級事業	市内の小学4～6年生を対象に、ふるさとの自然や文化に触れる体験を行います。	社会教育課
④伊豆市国際交流	ネルソン等姉妹都市との交流を継続します。	秘書室
⑤伊豆総合高校との交流	伊豆総合高校と地域活性化に向けた交流事業を行います。	企画財政課
⑥二十歳を祝う式典	二十歳を迎える市内中学校卒業生、8/1 現在の市内在住者を対象に、「二十歳を祝う式典」を開催します。	社会教育課
⑦青少年健全育成大会	青少年の主張や青少年のスポーツ活動、文化活動、善行の各分野において優れた業績を残した個人・団体等を対象に、表彰を行います。	社会教育課
⑧伊豆っ子サポーター	中学生以上の市民を対象に、地域の若きリーダーとしてふるさと学級や市子ども会事業の運営のサポートをするボランティアを育成します。	社会教育課

(2) 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしやすい住宅環境の整備や、こどもと安心して外出し、過ごせる都市基盤の整備を推進します。

ア 良質な住宅の確保

子育て家庭の住み替え促進のため、市内の空き家住宅の情報を提供します。

また、子育て家庭に対応した公営住宅の供給に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①空き家住宅の情報提供	市ホームページ上で、市内の空き家住宅の情報を提供します。	地域づくり課
②市営住宅の供給	子育て家庭に対応した公営住宅の供給に努めます。	用地管理課

イ 安全・安心のまちづくり

公共施設や公園、道路整備を進めるにあたり、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①公共建築物のバリアフリー化	多くの住民が利用する公共施設の整備、改善にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れた設計、施工を進めます。	資産経営課 建設課 社会福祉課
②民間建築物のバリアフリー化の促進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みを促進します。	都市計画課
③交通安全施設の充実	市道の安全性や各区からの要望を調査検討し、ガードレールや防犯灯その他交通安全施設の増設、改善に努めます。	建設課 地域づくり課
④道路改良に伴う歩道の整備	誰もが安全、安心、快適に移動できる歩行空間を確保するため、道路整備に合わせた歩道整備を進めます。	建設課
⑤身近な公園整備と適正な管理	安心安全で子育てしやすいまちづくりを目指して、公園整備を進めます。 また、既存の公園の適正な管理に努めます。	都市計画課

3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

(1) こどもと親の健康づくり

保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、こどもの健康状態の把握、健康的な食生活、医療の確保を推進します。また、保護者の心身の健康状態の把握や改善、家族そろっての健康的な生活を促進します。

ア こどもや乳幼児期の母親の健康確保

出産後、新生児期及び乳幼児期、就学時期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、こどもや乳幼児期の母親の健康づくりを進めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①新生児訪問 (未熟児も全戸訪問) こんにちは赤ちゃん訪問	生後2か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握相談、支援を行います。	子育て支援課
②赤ちゃん訪問 (6か月児とその家庭)	赤ちゃんの生まれたお宅に、身近な存在である民生委員や主任児童委員が訪問し子育て支援情報を提供し、相談対応を行います。	社会福祉課
③離乳食教室 (4か月・7か月・11か月)	離乳食の進め方、アレルギー対策、バランスのよい食生活の大切さの理解を深めるとともに、管理栄養士、保健師、歯科衛生士が、育児に関する相談を行います。	子育て支援課
④産婦健康診査(2回)	委託医療機関にて産後の母親の心身の健康状態を確認します。産後うつ発見を、適切な支援につなげます。	子育て支援課
⑤健康相談	保健センターなどで乳幼児及び母親の心身の健康を維持・増進するための相談を実施します。	子育て支援課
⑥あざれあ相談室の情報提供	夫やこども、家庭を巡る悩みなどについて相談できる「あざれあ相談室」(静岡県)の情報を提供します。	子育て支援課
⑦子育て支援教室	育児不安の軽減、育児スキルの向上や情報交換、孤立感を解消し、仲間づくりをサポートします。 また、支援対象者の状況に応じて、個別の対応も行います。	子育て支援課
⑧産前・産後ママ応援事業	家族の支援が受けられず家事や育児の支援が必要な産前・産後の妊産婦に対し、赤ちゃんの一時預かりや育児サポート訪問、お弁当配達、家事サポートを行うことで、母子が心身ともに健やかに安心して育児ができる環境を整えます。	子育て支援課

事業名	事業概要	担当課等
⑨産後ケア事業	出産後の心身のケアや育児の支援目的に医療機関や助産院、自宅において、親子のケアや、授乳指導・育児相談等を行います。	子育て支援課
⑩乳児健康診査 (1か月・4か月・10か月)	委託医療機関において乳児の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、育児に関する助言を行います。	子育て支援課
⑪新生児聴覚スクリーニング	入院中に赤ちゃんの耳の聞こえを検査します。	子育て支援課
⑫1歳6か月児・ 3歳児健康診査	幼児の成長・発育・発達の確認、疾病などの早期発見や、育児相談などを行い、育児不安の解消や適切な支援につなげます。	子育て支援課 社会福祉課
⑬親子絆づくりプログラム	(BBプログラム) 0歳のこどもや初めて子育てを行う母親を対象に仲間づくり育児不安の軽減等の機会を提供するため仲間、絆、学びのプログラムを行います。 (にこにこ子育て講座) 0歳の2人目以降のお子さんを育てている母親を対象にしたプログラムを行います。	子育て支援課
⑭歯科健診 (1歳6か月児、2歳児、 2歳6か月児、3歳児)	歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ化物塗布ブラッシング指導を行い、幼児のむし歯予防を啓発します。	子育て支援課
⑮5歳児健康診査	幼児の成長発達の確認及び得意なこと、不得意なことの特徴を把握し、1年半後の小学校入学を見据えて、お子さんが学校生活をスムーズにスタートできるよう具体的な支援の方向性を見つけます。	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課
⑯フッ化物塗布 (1歳6か月児～年少児)	乳歯の生える時期から永久歯への生えかわりの時期まで、3か月ごとにフッ化物を塗布し、幼児のむし歯予防を推進します。	子育て支援課
⑰フッ化物洗口事業 (年中児・年長児、小学生)	年中児から小学6年生に対して、永久歯のむし歯予防対策として、フッ素洗口を実施します。	子育て支援課
⑱歯科教室 (保育園児・こども園児・ 小学生・中学生)	各年齢に合わせ、むし歯や歯周病についての理解を深め、正しいブラッシング方法の指導を行います。	子育て支援課
⑲ちびっこクラブ	1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児健康診査事後の支援が必要と思われる親子を対象に開催し、集団での遊びを通して乳幼児の発達を促し、家族の不安やストレスの解消に努めます。	子育て支援課 児童発達支援センター
⑳言語相談	発音、吃音、言葉が出ないなどの言葉に関する相談対応及び助言などを行います。	子育て支援課 児童発達支援センター

事業名	事業概要	担当課等
①心理相談	こどもの成長や発達の心配事などについて、相談に対応し、家庭での関わり方の助言を行います。	子育て支援課 児童発達支援センター
②定期予防接種事業	委託医療機関にて実施します。 里帰り出産等で県外の医療機関で接種したときは、接種費用の償還払いを行います。	子育て支援課
③乳幼児総合発達相談	こどもの成長や発達の手配について、医師の診察・相談・指導・助言・発達検査を行います。	子育て支援課 児童発達支援センター
④認定子ども園・保育園の食育推進事業	管理栄養士が定期的に認定子ども園、保育園を巡回し、「食」を通じ食べることの楽しさや大切さを伝える食育を実施します。	子育て支援課
⑤子育て支援センターでの食育教室	管理栄養士が子育て支援センターにて、こどもでも作れる料理やおやつ作りを保護者に対して開催しています。	子育て支援課 子育て支援センター
⑥減塩教室（小学5年生）	小学5年生を対象にこどもの頃から減塩することの必要性を伝え、こどもができる減塩方法を習得します。	子育て支援課 学校教育課
⑦食育教室（児童・生徒・市内高校生）	学校や地域団体などと連携しこどもを対象とした料理教室等を開催し、望ましい食生活の確立や豊かな人間性を育むための食育を推進します。	健康長寿課

イ 小児医療の確保

関係機関との連携のもと、安心してこどもを産み、子育てができるよう、小児医療の確保に努めます。また、保護者への小児医療に関する情報提供の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①小児救急医療体制の充実や周知	医療機関について、第1次、2次、3次救急の役割を明確にし、救急医療体制の円滑な運営を支援しています。 また、「静岡こども救急電話相談」を活用し、緊急時の対応方法や休日当番医の情報等を市民に周知します。	健康長寿課
②小児医療体制の確保	公的病院と連携し、安心して子育てができる環境を整備します。	健康長寿課
③こども医療費助成事業	高校生相当年齢まで、保険適用分医療費を全額助成します。入院時食事療養費の自己負担額も市が助成します。	子育て支援課
④未熟児養育医療	生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費を軽減します。	子育て支援課
⑤医療相談アプリ	こどもの気になる症状や受診の相談にスマートフォンのアプリからチャット形式で24時間医師が対応します。	子育て支援課

(2) 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実

妊娠・出産を願う夫婦の希望が実現できるよう、妊娠から育児まで切れ目のない支援を行える相談体制を充実するとともに、不妊・不育治療の情報提供や費用助成、産科医の確保など、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

一人ひとりに寄り添いながら継続的に一貫した支援を行っていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①こども家庭センターの体制充実	センターでは、センター長・統括支援員を配置し、児童福祉分野の家庭児童相談室と連携し、効果的な情報発信や個々の状況に応じた相談対応ができるよう、体制整備、職員の資質向上を図ります。	子育て支援課
②不妊・不育症治療情報の提供	治療費の助成制度や県が実施している不妊専門相談センターなど、不妊・不育症治療に関する情報を提供します。	子育て支援課
③不妊・不育症治療費助成	不妊・不育症治療の医療費を助成します。	子育て支援課
④産科医療体制の確保	安心してこどもを産み育てることができるよう、近隣市町と協力し、産科医療体制の継続に努めます。	健康長寿課

(3) 慢性疾患や難病を抱えるこども・若者の支援体制の整備、充実

慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき必要な支援を行うとともに、成人後も切れ目のない支援が受けられるよう、関係機関との連携に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①医療費助成支援	難病の認定を受けている市民に対して、法に基づく医療費の助成が受けられるよう、必要な手続きの支援を行います。	社会福祉課 保健所
②障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの提供	難病の認定を受けている市民は、障がいの状況に応じて障がい福祉サービス、障がい児福祉サービスの利用が可能になるため、本人の状況、希望に応じて、サービスの利用を支援します。	社会福祉課 児童発達支援センター

4 ひとり親家庭、貧困家庭などの自立支援の充実

(1) 貧困家庭の把握

支援が必要な子どもや家庭に対して、その状況に応じた支援を行う必要があります。

しかし、貧困は潜在化する傾向があり、把握が困難なケースがあることから、学校や地域社会の中で適切に貧困家庭の把握を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①貧困家庭の把握	学校や地域において、こどもの行動や服装等から家庭の貧困状況を把握し、本人、家族に配慮しながら実態を把握します。 母子手帳交付時、新生児訪問時、赤ちゃん訪問時、あざれあ相談室でも把握します。	子育て支援課 学校教育課

(2) 教育の支援

本市に生まれ育つ全てのこどもが、家庭の経済状況に左右されることなく、能力や可能性を最大限活かし、それぞれの夢に挑戦できるための環境整備が必要です。

教育支援や居場所づくりとともに、いじめ・犯罪防止のための支援も含めて、健全な育成に向けた総合的な対策を進めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①生活困窮世帯のこどもの学習支援	生活困窮者自立支援制度を活用し、こどもの学習支援、進学に関する支援を行います。	社会福祉課
②スクールカウンセラーの配置	中学校・義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期の心のケアを行います。	学校教育課
③心の相談員の配置	中学校・義務教育学校（後期課程）に心の相談員を配置して、支援を求める生徒の心のケアや多様な悩みへの対応を進めるとともに、不登校生徒への支援を行います。	学校教育課
④特別支援教育の推進	個別の支援が必要な児童生徒のために支援員を配置して、特別支援教育を進めます。	学校教育課
⑤食育の推進	「伊豆市食育推進計画」に基づき、食育に関する教室の開催や、保育園・認定こども園の食育推進事業を行います。	健康長寿課 子育て支援課

(3) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子どもや家庭は、社会的に孤立し必要な支援が受けられなくなることで、より困難な状況に進む可能性があります。

子どもやその保護者が安心して社会生活を営めるよう、親の妊娠・出産期からの相談支援体制の充実をはじめ、多くの相談や現状把握の機会を設けることで、子育て世帯の支援を図ります。また、家族が安心して生活するための住宅の確保や経済的支援など、きめ細かな生活面の支援施策に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①子ども家庭センター	統括支援員を中心として、虐待や貧困、ヤングケアラーなどの困難を抱えた子どもとその家族に対し相談支援などを行います。	子育て支援課
②自立相談支援事業	生活に困窮している人が生活保護に陥らないように、その前の段階でできるだけ早く自立できるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、支援へとつなげていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
③家計改善支援事業	失業や債務問題を抱え、家計に問題のある生活に困窮している人が家計を再建するための支援を行います。「収入や生活費のこと」、「家賃やローンの支払いのこと」、「税金や公共料金等の支払い」、「債務」等についてお悩みの方の相談を受け付けます。	社会福祉課 社会福祉協議会
④フードバンク	生活に困窮し食べるものに困っている方へ食糧の支援を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
⑤子ども食堂	無償化・低額で食事を提供する子ども食堂の設置について支援をします。	子育て支援課
⑥こどもの居場所づくり支援体制強化事業	子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する事業について支援をします。	子育て支援課 社会福祉課 社会福祉協議会

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。

保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心してこどもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①高等職業訓練促進金	ひとり親家庭の保護者の就職に有利で、生活の安定につながる看護師・介護福祉士等の資格を取得するため、6か月以上の専門学校等での受講期間のうち、一定期間について学費を援助するとともに、受講終了後に支給します。	子育て支援課
②企業・事業所に対する意識啓発	仕事と出産、子育て、家事との両立を支援するため、長時間労働の是正、有給休暇、育児休業の取得促進など、企業・事業所に対する意識啓発、情報発信を行います。	観光商工課
③通常保育事業	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課
④時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	子育て支援課
⑤一時預かり事業	保護者の疾病、育児疲れの解消などに対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる、一時預かりを行います。	子育て支援課
⑥放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の就労等により日中にこどもの世話をできない家庭を対象に、授業の終了後等にこどもが過ごす場を提供し、健全な育成を図ります。	学校教育課
⑦認定こども園教育部での預かり保育	認定こども園教育部に通う児童を対象に、教育標準時間外でも児童を預かる保育サービスを行います。	子育て支援課
⑧ファミリー・サポート・センター事業	未就学児や小学生のいる世帯（依頼会員）を対象に、登録した市民（提供会員）が一時的にこどもを預かるよう、連絡・調整を行います。	子育て支援課

(5) 経済的支援

世帯の生活を安定させる観点から、様々な手当の給付や貸付制度による経済的支援を組み合わせることで、世帯の生活の基盤を維持していけるよう支援施策に取り組みます。

また、経済的理由により進学をあきらめるこどもを生み出さないよう、奨学金制度の充実、適切な運用に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の保護者が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う者に対して、給付金を支給します。	子育て支援課
②情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭のために」を配布し、貸付等の情報を提供します。	子育て支援課
③ひとり親家庭等医療費助成	母子、父子家庭、父母がいない児童にかかる医療費を助成します。	子育て支援課
④児童扶養手当の支給	父母が離婚するなどして父または母、または養育者の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、児童の健やかな成長を願って支給します。	子育て支援課
⑤就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費等を援助します。	学校教育課
⑥奨学金貸与	経済的理由により、就学が困難な学生などを援助するため、一定の基準により無利子の奨学金の貸付をします。	学校教育課

5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

保健、医療、福祉、教育部門が連携を取りながら、専門的立場で対応し、障がいや医療的ケアの必要性に応じた専門機関のサポートを受けながら、適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実していきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①特別支援コーディネーター、巡回相談員、専門家チーム会議等による指導・相談	知能検査や面談により分析し、特別支援教育に係る的確な発育環境を整えます。	学校教育課
②療育体制の充実	関係機関との連携により、地域で生活できるよう地域療育体制を充実します。	社会福祉課
③児童発達支援センターの充実	こどもの成長や発達の心配事について、相談対応やこどもの状況に合わせた個別・小集団での支援などを行います。 令和2年度に設置施設が新設されたことから、体制の整備・充実を図ります。	子育て支援課
④「障がい児福祉計画」との連携	児童福祉法に基づく、障がい福祉サービスの提供を目的とする「障がい児福祉計画」との連携を図り、それぞれの状況に応じたサービス提供を図るとともに、提供体制の充実、提供内容の点検・改善を図ります。	子育て支援課 社会福祉課
⑤医療的ケア児等への支援	支援の必要な児童に対して、専門的なケアを行えるようコーディネーターの配置を行い必要な支援につなげます。(協議の場合は令和2年に設置済み)	社会福祉課 子育て支援課
⑥地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築するため、関係機関とともに、市民への理解促進に努めます。	社会福祉課 子育て支援課
⑦発達障がい児の把握、支援	毎年度当初に、臨床心理士が市内の小中学校を巡回し、専門的な視点から支援対象となる児童・生徒の把握を行います。また、発達障がいに関する相談窓口を設置し、専門的な支援につなげます。	学校教育課 社会福祉課 子育て支援課

6 特に支援が必要な子ども・若者の実態把握、きめ細かな支援の推進

虐待を受けている子どもやヤングケアラー等、周囲から把握しづらい課題について実態を正確に把握し、子ども・若者や家庭の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら、あらゆる制度・事業を活用し、きめ細かな取り組みを推進します。

伊豆市でも日本語を母国語としない外国人夫婦の妊娠・出産が増えてきています。相談場面や子ども園等での翻訳機の利用や多言語対応資料の活用により丁寧な支援をしていきます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、虐待やDVの早期発見、早期対応に取り組むとともに、相談体制や保護者に対する啓発活動を強化していきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①要保護児童対策地域協議会を中心とした支援の実施	要保護児童及びその保護者への早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会において地域社会や関係機関と連携し、より効果的な支援を行います。	子育て支援課
②家庭児童相談室	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	子育て支援課
③心の相談員による相談対応	家庭内での暴力の不安や恐怖の相談に応じます。担任・養護教諭とともに早期発見に努め、事故を防ぎます。	学校教育課
④児童虐待防止啓発事業 子育て講座「ほっと」	子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、子どもとの関わり方を学ぶ場を提供します。	子育て支援課

(2) ヤングケアラー、社会的養護の必要な子ども・若者の把握及び支援

家庭の事情により必要以上に家事の役割を担う子ども・若者や、必要な養護を受けられていない子ども・若者の状況を把握し、関係機関と連携し必要な支援につなげていきます。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども。勉強や年齢相応の体験の機会が奪われ、進学や社会的自立にも影響を及ぼす事例がある。

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①ヤングケアラーや社会的養護が必要な子ども・若者の把握	学校や地域社会の中で、支援の必要性が高い子ども・若者の把握に努めます。 また、実態把握に必要な情報の発信を行います。	学校教育課 子育て支援課
②相談窓口の周知、関連機関との連携強化	県や医師会等が行っている相談窓口の周知、情報発信を行います。 また、同じ悩みを持つもの同士の交流（ピアサポート）の情報の発信を行います。	子育て支援課
③支援が必要な子ども・若者への支援	支援が必要な子ども・若者を把握したときは、専門機関と連携し、それぞれの状況に適した支援につなげていきます。	子育て支援課

7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

(1) 児童・生徒の自殺防止に向けた教育の推進

児童・生徒の自殺予防に向けて、自殺対策基本法に定められた「SOSの出し方に関する教育」を推進し、児童・生徒が様々な困難・ストレスに直面した際に助けを求める方法の学習や、いのちの大切さを実感できる教育を実施することで、問題に対処する能力やライフスキルを身につけることができるよう支援します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①いじめを苦しめたこどもの自殺の予防・相談体制の充実	<p>全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握するとともに、迅速な対応ができるよう体制の強化に努めます。</p> <p>市内全学校で実施するアンケート等を通して、児童・生徒のメンタルヘルスの状態や、学級状況の把握に努めます。</p> <p>「いじめは、どのような理由であろうとも、許されない行為である」、「どのこどもにも、どの学校でも起こり得る」ことであることを広く周知していきます。</p>	学校教育課
②SOSの出し方に関する教育等自殺対策に資する教育の実施	<p>思春期健康講座「いのちの話」や中学生対象のゲートキーパー養成講座の開催、助産師と連携した出前講座等の実施を通して、自らのいのちや身体の大切さに気づき、互いを尊重する心を育てます。</p> <p>学校における人権教育・道徳教育等の機会を活用し、児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSの出し方に関する教育）を実施します。</p>	学校教育課 健康長寿課 地域づくり課
③教職員に対する普及啓発等の実施	<p>生徒指導研修会等の教職員向け研修において、不登校児童への対応やいじめ等の問題行動の未然防止及び早期対応、SOSの出し方に関する教育についての内容を盛り込むことで、自殺対策に関わる素質を有する人材の育成を推進します。</p>	学校教育課

(2) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

指導員や地域住民による街頭補導活動などを通じて有害な環境からこどもたちを守ります。
また、学校間のネットワークを利用し迅速な情報提供を行います。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①青少年相談室事業	青少年指導員による街頭補導や祭典補導、非行防止活動を行います。	社会教育課
②学校間ネットワークの活動	学校間のネットワークを活用し、有害情報の提供や共有化を図ります。	学校教育課
③青少年問題協議会	青少年の問題行動の現状を分析したり、健全育成のための施策を検討します。	社会教育課
④スマートフォンの使い方講座	中学校新入生を対象に、スマートフォンの安全な利用方法について講座を開催します。情報のモラルや危険サイトへの注意喚起を図ります。	学校教育課
⑤地域の青少年声掛け運動	地域住民総がかりで青少年を温かく見守り、育成していく雰囲気醸成するため、修善寺駅前声掛け運動、伊豆市あいさつ運動など、本運動の参加者を増やしていきます。	社会教育課
⑥消費者教育の実施	小・中学生の保護者を対象に、詐欺や契約行為の知識を高めるため、パンフレットを使った消費者教育を推進します。	市民課

8 こどもの安全確保

こどもや保護者が安心して生活できるよう、交通安全対策や防犯・犯罪被害対策、被害を受けた心身の立ち直りの支援に向けた各種取り組み、防災対策を推進します。

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進、チャイルドシートの安全利用の推進

こどもを交通事故から守るため、交通マナーの習得など交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底など、こどもだけでなく保護者に対する意識の高揚と交通事故防止対策を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①交通安全教室	保育園、認定こども園、学校等で交通安全教室を開催します。	地域づくり課
②チャイルドシート等購入補助金交付事業	購入額に対して1万円を上限に補助金を交付します。(100円未満の端数切り捨て、幼児1人1台を限度とします。)	社会福祉協議会
③チャイルドシート貸出事業	乳児を持つ家庭を対象に、チャイルドシートを貸し出します。	社会福祉協議会

(2) こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

こどもたちが犯罪に巻き込まれることのないよう、関係機関との連携により、防犯意識の高揚と防犯対策の充実に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通学路の安全確保	通学路におけるこどもの安全を図るため「こども110番の家」の確保と継続的な協力の要請、周知を関係機関と連携を取って進めます。	学校教育課
②学校・園だよりの発行、学校ごとの防災防犯委員会開催、不審者情報連絡網の充実	防災・防犯、交通安全について、学校ごとに委員会を開催するとともに、その内容について学校だよりや園だよりなどで情報公開を行います。 また、より効果的な情報伝達手段を検討します。	学校教育課 子育て支援課
③防犯講習会	不審者や不当侵入者に対する防犯講習会や防犯訓練を開催し、現況にあった学校警備及び防災計画書を作成します。	学校教育課 子育て支援課

(3) 被害を受けたこどもの立ち直り支援

家庭児童相談室やスクールカウンセラーなどを通じて状況を把握し、関係機関との連携のもと、適切な対応を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	子育て支援課
②スクールカウンセラーによる指導	全校に、定期的にスクールカウンセラーを配置し、被害を受けた児童・生徒の指導・ケアにあたります。 また、保護者が気軽に相談できるシステムの導入を図ります。	学校教育課
③児童委員による支援	家庭や各地域での相談支援、見守りの充実を図ります。	社会福祉課

(4) 災害に備えた体制の充実

市民の防災意識の向上を図るとともに、防災・減災等の取り組みを推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①保育園・認定こども園との炊き出し等支援協力に関する協定の締結	大規模災害時に、住民、民間、園、伊豆市が連携し迅速かつ安全な食支援につなげます。	子育て支援課
②防災意識の向上	以下の項目について、周知し準備を促します。 ・非常食や水などの必要な食糧やカセットコンロ等のローリングストックと非常用持ち出し品の準備 ・ミルク・紙おむつ等のこどもがいる家庭の備えの準備 ・家具や家電の転倒防止策を施す。 ・安全な避難場所や避難経路の確認 ・その他、必要な事項	危機管理課
③防災・減災に向けた取り組みの推進	災害時の避難場所、避難所となる公園や避難施設の整備、災害に強いまちづくりを推進します。	都市計画課

第2節 ライフステージ別の施策

1 妊娠・出産から幼児期まで

(1) 妊娠から出産、育児まで切れ目ない支援体制の充実（再掲）

妊娠・出産を願う夫婦の希望が実現できるよう、妊娠から育児まで切れ目のない支援を行える相談体制を充実するとともに、不妊・不育治療の情報提供や費用助成、産科医の確保など、安心して妊娠・出産できる環境整備に努めます。

一人ひとりに寄り添いながら継続的に一貫した支援を行っていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①こども家庭センターの体制充実（再掲）	センターでは、センター長・統括支援員を配置し、児童福祉分野の家庭児童相談室と連携し、効果的な情報発信や個々の状況に応じた相談対応ができるよう、体制整備、職員の資質向上を図ります。	子育て支援課
②不妊・不育症治療情報の提供（再掲）	治療費の助成制度や県が実施している不妊専門相談センターなど、不妊・不育症治療に関する情報を提供します。	子育て支援課
③不妊・不育症治療費助成（再掲）	不妊・不育症治療の医療費を助成します。	子育て支援課
④産科医療体制の確保（再掲）	安心してこどもを産み育てることができるよう、近隣市町と協力し、産科医療体制の継続に努めます。	健康長寿課
⑤出産準備手当	妊娠22週を迎えた方に、妊婦健診・出産に関わる費用を支給します。	子育て支援課
⑥母子健康手帳の交付	アンケートと面談を元に、妊婦の健康状態や支援体制の有無、家族背景等を把握します。妊娠期や出産・子育てに関わる行政サービス情報を提供します。不安や悩みに対して相談支援を行います。	子育て支援課
⑦妊婦健康診査 (全14回+予定日超過分2回)	妊婦と胎児の健康を守り、妊娠が順調であるかを確認するために継続的に委託医療機関や助産院で健診を行います。多胎の場合は5回追加。	子育て支援課
⑧コアラ教室（妊婦・両親） (保健・歯科・栄養)	安心安全な妊娠生活を送るためにヨガで体をほぐしたり、保健師・栄養士・助産師が指導・相談を行うとともに、妊婦同士の交流の場になるよう働きかけをします。また、開催時期や方法について、随時改善を図ります。	子育て支援課

(2) 地域における子育てへの支援

こどもや子育て家庭を対象に、保育サービスを中心としたこどもの心身の健全な育成や、家庭の状況に応じた適切かつ効果的な子育て支援事業を推進します。

ア 子育て支援サービスの充実

保育園や認定こども園、子育て支援センター等におけるサービスの充実を図るとともに、より効果の高い事業の実施に向けて、運営内容の随時改善を図ります。

また、ファミリー・サポート・センターでは会員の増員、機能の充実に努めるとともに、子育て中の家庭へ情報提供、利用促進を呼びかけ、育児の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

さらに、今後国際化が進み外国に由来を持つこどもを受け入れる場合に備えて、あらかじめ体制の整備を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①認定こども園教育部での預かり保育（再掲）	認定こども園教育部に通う児童を対象に、教育標準時間外でも児童を預かる保育サービスを行います。	子育て支援課
②地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターや保育園等を利用して、子育て中の親子の集い、交流、育児相談、子育てに関する情報提供を行います。	子育て支援課
③認定こども園の園庭開放	認定こども園において、地域の乳幼児や保護者が気軽に集まることができ、子育てに関する情報を得たり、子育て支援員に相談等できる機会を設けます。	子育て支援課
④ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	未就学児や小学生のいる世帯（依頼会員）を対象に、登録した市民（提供会員）が一時的にこどもを預かるよう、連絡・調整を行います。	子育て支援課
⑤家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	子育て支援課
⑥未就学児親子体操教室	親子でコミュニケーションしながらマット、平均台、フープなどを使用し、年齢に応じた運動・遊びを親子で行います。	NPO法人伊豆市スポーツ協会
⑦子育て支援事業	市内講座・イベント等ボランティアの派遣支援や老人クラブ等との交流のコーディネートを行います。	社会福祉協議会
⑧ブックスタート 図書館でのお話会	絵本を通じて赤ちゃんが家族と心を触れる時間を持ち、読書や読み聞かせの楽しさを伝えます。	図書館

イ 保育サービスの充実

保護者の働き方や社会の要請による保育ニーズの変化に対応できるよう、こどもの育成環境が良好な保育施設の整備、保育内容の充実を図ります。また、一時的な保育についても、保護者の状況に応じて適正に利用できるよう、実施体制の充実を図ります。

さらに、保育園、認定こども園保育部の利用者数、利用動向を考慮し、適正な規模や施設の配置に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通常保育事業（再掲）	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課
②時間外保育事業 （延長保育事業）（再掲）	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	子育て支援課
③一時預かり事業（再掲）	保護者の疾病、育児疲れの解消などに対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる、一時預かりを行います。	子育て支援課
④給食費の助成	令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、保育園及び認定こども園の給食費の実費徴収により利用者の負担が増加しないよう、市費により給食費の一部を助成します。 また、第3子以降は保護者の所得に関わらず給食費の一部を助成します。	子育て支援課
⑤休日保育	子育てと仕事の両立支援の一環として、休日（日曜日・祝日）に保護者が仕事のため家庭で保育できないときに、修善寺東こども園と土肥こども園で保育を行います。	子育て支援課

ウ 幼児教育の充実

認定こども園において、保護者のニーズに応じた幼児教育を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①幼児教育	認定こども園において、適切な幼児教育を行います。 また、教育環境の充実や教育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課

(3) こどもと親の健康づくり

ア こどもや乳幼児期の母親の健康確保（再掲）

出産後、新生児期及び乳幼児期、就学時期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・指導体制の確保を図り、こどもや乳幼児期の母親の健康づくりを進めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①新生児訪問 (未熟児も全戸訪問) こんにちは赤ちゃん訪問 (再掲)	生後2か月までの乳幼児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握相談、支援を行います。	子育て支援課
②赤ちゃん訪問 (6か月児とその家庭) (再掲)	赤ちゃんの生まれたお宅に、身近な存在である民生委員や主任児童委員が訪問し子育て支援情報を提供し、相談対応を行います。	社会福祉課
③離乳食教室 (4か月・7か月・11か月) (再掲)	離乳食の進め方、アレルギー対策、バランスのよい食生活の大切さの理解を深めるとともに、管理栄養士、保健師、歯科衛生士が、育児に関する相談を行います。	子育て支援課
④産婦健康診査(2回) (再掲)	委託医療機関にて産後の母親の心身の健康状態を確認します。産後うつ等の早期発見をし、適切な支援につなげます。	子育て支援課
⑤健康相談(再掲)	保健センターなどで乳幼児及び母親の心身の健康を維持・増進するための相談を実施します。	子育て支援課
⑥あざれあ相談室の情報提供 (再掲)	夫やこども、家庭を巡る悩みなどについて相談できる「あざれあ相談室」(静岡県)の情報を提供します。	子育て支援課
⑦子育て支援教室(再掲)	育児不安の軽減、育児スキルの向上や情報交換、孤立感を解消し、仲間づくりをサポートします。 また、支援対象者の状況に応じて、個別の対応も行います。	子育て支援課
⑧産前・産後ママ応援事業 (再掲)	家族の支援が受けられず家事や育児の支援が必要な産前・産後の妊産婦に対し、赤ちゃんの一時預かりや育児サポート訪問、お弁当配達、家事サポートを行うことで、母子が心身ともに健やかに安心して育児ができる環境を整えます。	子育て支援課
⑨産後ケア事業(再掲)	出産後の心身のケアや育児の支援目的に医療機関や助産院、自宅において、親子のケアや、授乳指導・育児相談等を行います。	子育て支援課

事業名	事業概要	担当課等
⑩乳児健康診査 (1か月・4か月・10か月) (再掲)	委託医療機関において乳児の疾病や異常の早期発見に努めるとともに、育児に関する助言を行います。	子育て支援課
⑪新生児聴覚スクリーニング (再掲)	入院中に赤ちゃんの耳の聞こえを検査します。	子育て支援課
⑫1歳6か月児・ 3歳児健康診査(再掲)	幼児の成長・発育・発達の確認、疾病などの早期発見や、育児相談などを行い、育児不安の解消や適切な支援につなげます。	子育て支援課 社会福祉課
⑬親子絆づくりプログラム (再掲)	(BBプログラム) 0歳の子どもや初めて子育てを行う母親を対象に仲間づくり育児不安の軽減等の機会を提供するため仲間、絆、学びのプログラムを行います。 (にこにこ子育て講座) 0歳の2人目以降のお子さんを育てている母親を対象にしたプログラムを行います。	子育て支援課
⑭歯科健診 (1歳6か月児、2歳児、 2歳6か月児、3歳児) (再掲)	歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるフッ化物塗布ブラッシング指導を行い、幼児のむし歯予防を啓発します。	子育て支援課
⑮5歳児健康診査(再掲)	幼児の成長発達の確認及び得意なこと、不得意なことの特徴を把握し、1年半後の小学校入学を見据えて、お子さんが学校生活をスムーズにスタートできるよう具体的な支援の方向性を見つけます。	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課
⑯フッ化物塗布 (1歳6か月児～年少児) (再掲)	乳歯の生える時期から永久歯への生えかわりの時期まで、3か月ごとにフッ化物を塗布し、幼児のむし歯予防を推進します。	子育て支援課
⑰フッ化物洗口事業 (年中児・年長児、小学生) (再掲)	年中児から小学6年生に対して、永久歯のむし歯予防対策として、フッ素洗口を実施します。	子育て支援課
⑱歯科教室 (保育園児・こども園児・ 小学生・中学生)(再掲)	各年齢に合わせ、むし歯や歯周病についての理解を深め、正しいブラッシング方法の指導を行います。	子育て支援課
⑲ちびっこクラブ(再掲)	1歳6か月児・2歳児・2歳6か月児・3歳児健康診査事後の支援が必要と思われる親子を対象に開催し、集団での遊びを通して乳幼児の発達を促し、家族の不安やストレスの解消に努めます。	子育て支援課 児童発達支援センター
⑳言語相談(再掲)	発音、吃音、言葉が出ないなどの言葉に関する相談対応及び助言などを行います。	子育て支援課 児童発達支援センター

事業名	事業概要	担当課等
㉑心理相談（再掲）	こどもの成長や発達の心配事などについて、相談に対応し、家庭での関わり方の助言を行います。	子育て支援課 児童発達支援センター
㉒定期予防接種事業（再掲）	委託医療機関にて実施します。 里帰り出産等で県外の医療機関で接種したときは、接種費用の償還払いを行います。	子育て支援課
㉓乳幼児総合発達相談（再掲）	こどもの成長や発達の手配事について、医師の診察・相談・指導・助言・発達検査を行います。	子育て支援課 児童発達支援センター
㉔認定こども園・保育園の食育推進事業（再掲）	管理栄養士が定期的に認定こども園、保育園を巡回し、「食」を通じ食べることの楽しさや大切さを伝える食育を実施します。	子育て支援課
㉕子育て支援センターでの食育教室（再掲）	管理栄養士が子育て支援センターにて、こどもでも作れる料理やおやつ作りを保護者に対して開催しています。	子育て支援課 子育て支援センター
㉖減塩教室（小学5年生）（再掲）	小学5年生を対象にこどもの頃から減塩することの必要性を伝え、こどもができる減塩方法を習得します。	子育て支援課 学校教育課
㉗食育教室（児童・生徒・市内高校生）（再掲）	学校や地域団体などと連携しこどもを対象とした料理教室等を開催し、望ましい食生活の確立や豊かな人間性を育むための食育を推進します。	健康長寿課

イ 未熟児養育医療の支援

未熟児として生まれたこどもと母親の利用費負担の軽減のため、支援体制の充実を図るとともに、対象となる世帯には制度の利用を促します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①未熟児養育医療（再掲）	生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費を軽減します。	子育て支援課

2 学童期・思春期

(1) 学校の教育環境などの整備

こども自身が生きる力を育むことを第一に考え、きめ細かな教育を推進するとともに、学校施設の整備に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①学校経営計画	学校経営計画を立て、こどもの自主性を重んじ、こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導を進めます。	学校教育課
②地域総合学習事業	各学校単位で地域の自然、人などへの関わりを体験し、地域に根ざした豊かな体験・交流活動を推進することにより、自分らしく工夫し表現できる児童・生徒を育成します。	学校教育課
③学校再編計画	こどものより良い学習環境を整えるため、学校の再編に取り組んでいきます。	学校教育課
④中学校における教育・支援体制の充実	中学校において、地域を担う若者を健全に育成するための教育・支援体制の充実を図ります。	学校教育課
⑤学校研修計画 (教職員の資質向上)	教職員の資質を向上させ、頼もしい先生を育成します。	学校教育課
⑥特別支援教育の推進 (再掲)	個別の支援が必要な児童生徒のために支援員を配置して、特別支援教育を進めます。	学校教育課
⑦学校施設整備事業	より良い教育環境を確保するため、学校施設の整備を進めます。	学校教育課
⑧学校別防災会議・交通安全会議	通学路の安全確保や防犯のために、家庭や地域と連携し、会議を開催します。	学校教育課
⑨多様な学びの機会の確保	先端技術や外国語教育など、時代の変化に合わせた教育の機会を設けます。	学校教育課

(2) 児童の健全育成

放課後のこどもの居場所確保のため、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図ります。

放課後児童クラブについては、利用者の利便性や効率化、預かり内容の充実を図るため、他施設との併設を進めます。

さらに、いじめ、非行や不登校等の問題行動については、家庭児童相談室、児童委員、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化し、適切な対応に努めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲)	保護者の就労等により日中にこどもの世話をできない家庭を対象に、授業の終了後等にこどもが過ごす場を提供し、健全な育成を図ります。	学校教育課
②通学路の安全確保 (再掲)	通学路におけるこどもの安全を図るため「こども110番の家」の確保と継続的な協力の要請、周知に関係機関と連携を取って進めます。	学校教育課
③いじめ110番の設置	いじめや非行、不登校など、こどもの心と教育全般に関する相談窓口を開設します。	学校教育課
④家庭児童相談室 (再掲)	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	子育て支援課
⑤放課後児童の居場所づくり	放課後児童の預かり需要の増加や学校の統合による通学距離の遠距離化による待機時間の安全確保、地元に戻り近所に友人のいない児童の交流の場など複合的に行える施設整備を進めます。	学校教育課

(3) 食育の推進

あらゆる機会を通じて食に関する情報提供と、食を通じた豊かな人間性の育成に努めます。
また、伊豆市食育推進計画に基づき、関係機関と連携して食育を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①食育教室	自ら育てた野菜や地場産物等を使い、食への興味や楽しく食べることへの働きかけを増やします。	子育て支援課
②子育て支援センターでの食育教室（再掲）	管理栄養士が子育て支援センターにて、こどもでも作れる料理やおやつ作りを保護者に対して開催しています。	子育て支援課 子育て支援センター
③減塩教室（小学5年生）（再掲）	小学5年生を対象にこどもの頃から減塩することの必要性を伝え、こどもができる減塩方法を習得します。	子育て支援課 学校教育課
④食育教室（児童・生徒・市内高校生）（再掲）	学校や地域団体などと連携しこどもを対象とした料理教室等を開催し、望ましい食生活の確立や豊かな人間性を育むための食育を推進します。	健康長寿課
⑤食育動画配信	食育教室の様子や離乳食の進め方など、食に関する知識や健康的な食習慣を学べる動画コンテンツを提供します。	子育て支援課

(4) 思春期保健対策の充実

思春期の児童・生徒が身につけるべき正しい知識の普及を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①スクールカウンセラーの配置（再掲）	中学校・義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、思春期の心のケアを行います。	学校教育課
②心の相談員の配置（再掲）	中学校・義務教育学校（後期課程）に心の相談員を配置して、支援を求める生徒の心のケアや多様な悩みへの対応を進めるとともに、不登校生徒への支援を行います。	学校教育課

(5) 小児医療の確保（再掲）

関係機関との連携のもと、安心してこどもを産み、子育てができるよう、小児医療の確保に努めます。また、保護者への小児医療に関する情報提供の充実を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①小児救急医療体制の充実や周知（再掲）	医療機関について、第1次、2次、3次救急の役割を明確にし、救急医療体制の円滑な運営を支援しています。また、「静岡こども救急電話相談」を活用し、緊急時の対応方法や休日当番医の情報等を市民に周知します。	健康長寿課
②小児医療体制の確保（再掲）	公的病院と連携し、安心して子育てができる環境を整備します。	健康長寿課
③こども医療費助成事業（再掲）	高校生相当年齢まで、保険適用分医療費を全額助成します。入院時食事療養費の自己負担額も市が助成します。	子育て支援課
④未熟児養育医療（再掲）	生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費を軽減します。	子育て支援課
⑤医療相談アプリ（再掲）	こどもの気になる症状や受診の相談にスマートフォンのアプリからチャット形式で24時間医師が対応します。	子育て支援課

(6) こどもの体験機会の充実

地域で福祉体験や育児体験、地域での各種体験を通じて、地域の将来を担うこどもの育成に向けた意識の向上に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①福祉体験（再掲）	老人ホームなどの福祉施設で高齢者や障がい者とのふれあいや福祉体験を行います。	学校教育課
②育児体験（再掲）	保育園、認定こども園に出向いて、乳幼児の育児体験を行います。	学校教育課
③ふるさと学級事業（再掲）	市内の小学4～6年生を対象に、ふるさとの自然や文化に触れる体験を行います。	社会教育課
④伊豆市国際交流（再掲）	ネルソン等姉妹都市との交流を継続します。	秘書室
⑤伊豆総合高校との交流（再掲）	伊豆総合高校と地域活性化に向けた交流事業を行います。	企画財政課
⑥伊豆っ子サポーター（再掲）	中学生以上の市民を対象に、地域の若きリーダーとしてふるさと学級や市子ども会事業の運営のサポートをするボランティアを育成します。	社会教育課
⑦地区の生涯学習支援助成	市内各地区の生涯学習活動のため助成金を支給するものです。祭りなどの開催時に利用されます。	社会教育課
⑧食農体験	関係団体や地域等の協力で食農体験を進めます。	子育て支援課

3 青年期

(1) 結婚・家庭づくりに向けた意識啓発、環境整備の推進

市内在住の独身者を対象に、結婚相談や出会いの場の機会を設け、結婚や出産、市内への定住に向けた意識啓発、環境整備に努めます。

また、出産希望者を対象に、妊娠・出産、家庭づくりにあたっての意識の向上に努め「親育て」に向けた意識啓発・情報発信を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①出会いの機会の確保	県と市町が運営する「ふじのくに出会いサポートセンター」との連携など、独身男女の出会いの創出を確保します。	企画財政課
②結婚、妊娠・出産、家庭づくりに向けた意識啓発	市内在住の独身者を対象に、結婚や親になることの意義を啓発し、将来の「親育て」を図ります。 また、「伊豆市での子育て」の魅力、利点を周知し、市内の定住、子育てを促進します。	子育て支援課

(2) 若者が就労できる産業、雇用環境整備の促進

地域で生まれ育った子ども・若者が市内で働き、家庭を作り、次世代の親となれるよう、若者が就労できる企業や産業の誘致、設立など、若者それぞれの希望やライフスタイルに合った、多様な雇用の場の整備を目指します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①企業の誘致・留置	新たな企業の市内への立地を促すよう、必要な情報の提供、発信を行います。 また、市内の企業が今後も継続できるよう、関係機関と連携しながら、可能な支援を行います。	観光商工課
②サテライトオフィスを活用した企業誘致	伊豆市サテライトオフィスへの企業誘致を推進するとともに、入居事業者同士や市内事業者との交流・連携を促進し、新たな雇用の創出を図ります。	観光商工課
③起業・創業の支援	市内で起業・創業を目指す市民を対象に、セミナーの開催、資金の助成など、関係機関と連携しながら必要な支援を行います。	観光商工課

第3節 子育て当事者への支援に関する施策

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減（再掲）

（1）経済的支援

世帯の生活を安定させる観点から、様々な手当の給付や貸付制度による経済的支援を組み合わせることで、世帯の生活の基盤を維持していけるよう支援施策に取り組みます。

また、経済的理由により進学をあきらめるこどもを生み出さないよう、奨学金制度の充実、適切な運用に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①自立支援教育訓練給付金事業（再掲）	ひとり親家庭の保護者が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う者に対して、給付金を支給します。	子育て支援課
②情報誌の配布（再掲）	県が発行している「ひとり親家庭のために」を配布し、貸付等の情報を提供します。	子育て支援課
③ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	母子、父子家庭、父母がいない児童にかかる医療費を助成します。	子育て支援課
④児童扶養手当の支給（再掲）	父母が離婚するなどして父または母、または養育者の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、児童の健やかな成長を願って支給します。	子育て支援課
⑤就学援助制度（再掲）	経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費等を援助します。	学校教育課
⑥奨学金貸与（再掲）	経済的理由により、就学が困難な学生などを援助するため、一定の基準により無利子の奨学金の貸付をします。	学校教育課
⑦伊豆っ子未来応援金	次代を担う伊豆市のこどもを育てる世帯を応援するとともに、移住定住につなげるため、こどもが小学校に入学した保護者に対し、応援金を支給します。	子育て支援課

（2）医療費の支援

市内在住の高校生以下の年齢層に対して、医療費の全額助成を行います。また、未熟児医療費の助成を行います。

これらの情報は、全ての保護者に行き渡るよう、周知に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①こども医療費助成事業（再掲）	高校生相当年齢まで、保険適用分医療費を全額助成します。入院時食事療養費の自己負担額も市が助成します。	子育て支援課
②未熟児養育医療（再掲）	生まれたときの体重が2,000g以下、または生活力が特に弱い赤ちゃんを対象に、指定医療機関での入院治療に伴う医療費を軽減します。	子育て支援課

2 地域子育て支援、家庭教育支援

(1) 家庭教育への支援の充実・地域の教育力の向上

相談対応や情報提供、講習会などを通じて、家庭教育への支援の充実を図ります。また、子どもから高齢者まで地域住民相互の交流の場、活動の拠点づくりを行い、地域の教育力の向上に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①家庭児童相談室（再掲）	各家庭からの電話や面談による相談に応じ、助言や指導を行います。必要に応じ定期的な訪問を行います。 また、乳幼児期や思春期の関わりについて、相談に対応します。 さらに、児童虐待の恐れがある場合、発見者から連絡を受け、関係者の情報交換・協力要請をしていきます。	子育て支援課
②子育て支援員活動	各地区保健センターなどを巡回し、保護者の悩みの相談に応じます。	子育て支援課
③男女共同参画意識の啓発	講演会や講座等を開催し、男性と女性がお互いの人格を尊重し思いやる意識を啓発します。	地域づくり課
④スポーツクラブアルテ伊豆	子どもから高齢者まで、スポーツを通じて心身の健康づくりや地域住民の交流を図り、地域の活性化を目指します。	社会教育課 NPO法人伊豆市 スポーツ協会
⑤家庭教育推進協議会	市立の小・中学校家庭教育学級長に対し、より質の高い学級を実施するための指導、啓発を行います。	社会教育課
⑥「いずの先生」事業	市内で「教えたいニーズ」を持つ講師を登録し地域や、学校からの様々な要請に対し派遣します。	社会教育課
⑦ふるさと学級事業（再掲）	市内の小学4～6年生を対象に、ふるさとの自然や文化に触れる体験を行います。	社会教育課
⑧スポーツ少年団の育成	運動施設の利用促進を図り、少年団の育成・維持の支援を行います。	社会教育課
⑨子ども会活動	学校や家庭では成し得ない子どもたちの自由な活動を育成者とともに支援します。	社会教育課
⑩子育て支援ネットワーク 拠点の整備	地域における子育て支援ネットワークの拠点として、空き施設などを活用した拠点整備を行います。	子育て支援課
⑪家庭教育支援員活動	「子育ておしゃべりサロン」（保護者が子育てについての悩みや不安を話し合う会）を開催し、保護者同士のつながりづくりを支援します。	社会教育課

(2) 保育サービスの充実（再掲）

保護者の働き方や社会の要請による保育ニーズの変化に対応できるよう、こどもの育成環境が良好な保育施設の整備、保育内容の充実を図ります。また、一時的な保育についても、保護者の状況に応じて適正に利用できるよう、実施体制の充実を図ります。

さらに、保育園、認定こども園保育部の利用者数、利用動向を考慮し、適正な規模や施設の配置に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通常保育事業（再掲）	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課
②時間外保育事業 （延長保育事業）（再掲）	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	子育て支援課
③一時預かり事業（再掲）	保護者の疾病、育児疲れの解消などに対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる、一時預かりを行います。	子育て支援課
④給食費の助成（再掲）	令和元年10月1日から開始された「幼児教育・保育の無償化」により、保育園及び認定こども園の給食費の実費徴収により利用者の負担が増加しないよう、市費により給食費の一部を助成します。 また、第3子以降は保護者の所得に関わらず給食費の一部を助成します。	子育て支援課
⑤休日保育（再掲）	子育てと仕事の両立支援の一環として、休日（日曜日・祝日）に保護者が仕事のため家庭で保育できないときに、修善寺東こども園と土肥こども園で保育を行います。	子育て支援課

(3) 幼児教育の充実

認定こども園において、保護者のニーズに応じた幼児教育を推進します。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①幼児教育（再掲）	認定こども園において、適切な幼児教育を行います。 また、教育環境の充実や教育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課

(4) 地域の居場所づくりの推進

同じ年代の子どもを持つ保護者同士の交流や、放課後の子どもが気軽に集える場の確保を進めていきます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①子育てママの居場所の創出	同じ年代の子どもを持つ保護者同士が気軽に集える場の創出に向けて、生きいきプラザを拠点とした仕組みづくりを目指します。	子育て支援課
②放課後や休日等の子どもの居場所づくり	放課後や休日等の子どもが自宅や習い事以外に気軽に集える場の創出に向けて検討します。	子育て支援課 学校教育課
③子育ておしゃべりサロン	日常の様々な悩みや不安を「おしゃべり」を通してやわらげます。	社会教育課

3 仕事と家庭生活との両立の推進

男性が働きながら子育てや家事が行えるよう、また、女性が子育てをしながら就労できるよう、環境整備を図ります。

また、子育てに男女の差が発生しないよう、両親そろっての子育て参画を促進します。

(1) 多様な働き方の実現

近年法制度の改正が進んでいる育児・介護休業法や働き方改革関連法の趣旨に沿って、職場優先の意識改革や、仕事の時間と家庭の時間のバランスを考えた男性の働き方の見直しを啓発するとともに、育児休暇、再雇用制度等の各種制度の普及に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①法制度の広報・啓発	育児・介護休業法や働き方改革関連法の趣旨を広報します。	観光商工課
②企業・事業所に対する意識啓発（再掲）	仕事と出産、子育て、家事との両立を支援するため、長時間労働の是正、有給休暇・育児休業の取得促進など、企業・事業所に対する意識啓発、情報発信を行います。	観光商工課
③育児休業制度等の各種制度の普及啓発	育児・介護休業制度、育児・介護等を理由に退職した労働者を対象とする再雇用制度等の普及に向けて啓発します。	観光商工課

(2) 仕事と子育ての両立支援の基盤整備

保護者が安心して働き、こどもが保育を利用できるよう、ニーズに合った保育サービスの充実に努めます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①通常保育事業（再掲）	市内の保育園、認定こども園保育部において、保育を必要とする乳幼児に適切な通常保育を行います。 また、保育環境の充実や保育ニーズに応じて適切な施設の改修、配置の検討を行います。	子育て支援課
②時間外保育事業 （延長保育事業）（再掲）	保護者の労働時間、保育ニーズに合わせて、通常の保育時間（7時～18時）以降の時間に、延長保育を行います。	子育て支援課
③一時預かり事業（再掲）	保護者の疾病、育児疲れの解消などに対応するため、一時的に保育が必要となる児童を預かる一時預かりを行います。	子育て支援課
④放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） （再掲）	保護者の就労等により日中にこどもの世話をできない家庭を対象に、授業の終了後等にこどもが過ごす場を提供し、健全な育成を図ります。	学校教育課
⑤認定こども園教育部での 預かり保育（再掲）	認定こども園教育部に通う児童を対象に、教育標準時間外でも児童を預かる保育サービスを行います。	子育て支援課
⑥ファミリー・サポート・ センター事業（再掲）	未就学児や小学生のいる世帯（依頼会員）を対象に、登録した市民（提供会員）が一時的にこどもを預かるよう、連絡・調整を行います。	子育て支援課
⑦病児・病後児保育事業	保育園・認定こども園を利用している児童のうち、病気の児童を対象に、病児保育施設、病後児保育施設において、保育士等が一時的に保育を行います。	子育て支援課

4 ひとり親家庭への支援

(1) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（再掲）

保護者が一定の収入を得ることにより、世帯の生活の安定が図られることから、保護者の就労の支援は重要です。

保護者の就労支援にあたっては、仕事と両立しながら安心してこどもを育てられる労働環境の確保と、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう支援施策に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①高等職業訓練促進金 (再掲)	ひとり親家庭の保護者の就職に有利で、生活の安定につながる看護師・介護福祉士等の資格を取得するため、6か月以上の専門学校等での受講期間のうち、一定期間について学費を援助するとともに、受講終了後に支給します。	子育て支援課

(2) 経済的支援（再掲）

世帯の生活を安定させる観点から、様々な手当の給付や貸付制度による経済的支援を組み合わせることで、世帯の生活の基盤を維持していけるよう支援施策に取り組みます。

また、経済的理由により進学をあきらめるこどもを生み出さないよう、奨学金制度の充実、適切な運用に取り組みます。

【具体的な事業】

事業名	事業概要	担当課等
①自立支援教育訓練給付金 事業（再掲）	ひとり親家庭の保護者が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し、職業能力の開発を行う者に対して、給付金を支給します。	子育て支援課
②情報誌の配布（再掲）	県が発行している「ひとり親家庭のために」を配布し、貸付等の情報を提供します。	子育て支援課
③ひとり親家庭等医療費助成 (再掲)	母子、父子家庭、父母がいない児童にかかる医療費を助成します。	子育て支援課
④児童扶養手当の支給 (再掲)	父母が離婚するなどして父または母、または養育者の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために、児童の健やかな成長を願って支給します。	子育て支援課
⑤就学援助制度（再掲）	経済的理由により、就学が困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、学用品、給食費等を援助します。	学校教育課
⑥奨学金貸与（再掲）	経済的理由により、就学が困難な学生などを援助するため、一定の基準により無利子の奨学金の貸付をします。	学校教育課

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

1 多様な意見の聴取、施策への反映方法の充実

今後、こども施策の検討・推進にあたり、該当する年齢層のこども・若者を対象に、意見を収集し、反映できる仕組みを構築します。

市内で生活する外国に由来のあるこども・若者、病気や障がいのあるこども・若者の意見聴取については、それぞれの状況に応じた対応方法が必要となることが想定されるため、県内外の事例を研究しながら、効果的な意見収集を図ります。

また、施策に反映した意見を公表し、さらなるこども・若者の社会参画・意見表明の促進につなげます。

2 こども・若者が社会に参画しやすい環境の整備

市内の小中学校や地域社会において、自分の意見を発信・表明するための意識の育成、身近な地域の活動に参画する意識の醸成を図ります。

市内の企業・事業所や地域社会に対して、若者が地域社会への関心を高め、地域活動等に参画できるよう、活動団体やNPO法人等の設立、活動の支援など、意欲のある若者が活動しやすい環境を整備できるよう、理解促進に努めます。

これらの取り組みにあたって、市内内外の関係機関と連携し、支援体制の整備・充実に努めます。

第2節 こども施策の共通の基盤となる取り組み

1 保育人材、ボランティア等の人材育成

市の現状として、保育園の人材不足があります。また、放課後児童クラブの職員や地域で活動するボランティア団体等の人材の不足も懸念されます。

今後は、保育士や福祉職、民生委員・児童委員を中心に、地域のこども・若者の育成や困難な状況における支援、子育て支援に携わる人材の確保、育成、専門性の向上を支援します。また、関係者が仕事・活動と日常のバランスのとれた生活を確保するとともに、仕事・活動によるストレスの軽減・解消に向けた支援に努めます。

さらに、市内外で活動する活動団体やボランティア、NPO団体は、こども・若者の健全育成を目指す共通の目的を持って取り組んでいることから、市と各団体の連携や情報共有に向けた体制の整備、充実に努めます。

2 こども・若者、子育てにやさしい地域づくりに向けた意識啓発

こども・若者、子育てにやさしい地域づくりに向けて、子育て中の保護者や若者、働き盛り世代、高齢者など、幅広い年齢層を対象に、子育てにやさしい地域づくりに向けた意識啓発、情報発信に努めます。

また、学校教育や社会教育の場において、若い年代から、将来的に自分が親になることを想定し、市民同士の助け合いの一環として、こども連れ等を手助けできる意識の醸成に努めます。

3 関連情報の発信

現在、子育てに関連する情報は、「子育てガイドブック」にまとめており、これから子育てをする保護者、子育て中の保護者を対象に配布しているとともに、市ホームページでも掲載しています。各種健診や子育てイベントのお知らせメールを「子育てモバイル」で配信し、子育て世帯をきめ細かくサポートします。その他、伊豆市SNSなど市広報紙による情報発信も行っています。

今後も、冊子やホームページ、広報紙等を活用し、情報発信を行います。

第3節 施策の推進体制

1 計画の周知

計画の実施にあたっては、子育て支援や若者の自立・生活の確立に関わる全ての人々への周知徹底を図り、意識を啓発し、共通理解を得ながら推進していく必要があります。特に、本市独自の取り組みについては、周辺自治体との差別化の観点からも、重点的に発信する必要があります。

本計画の周知へ向けて、広報紙やホームページに計画概要を掲載するとともに、教育・保育施設・学校、公共施設での啓発資料の掲示、保護者向け事業、イベント等での広報、企業・事業所への情報提供を行うなど、様々な媒体・機会を活用して広報活動を積極的に展開します。

併せて、教育・保育施設、学校と連携して子どもたちへの周知を行い、少子化社会に関する知識の普及と子どもたちの意識の啓発に努めます。

2 計画の推進体制の確立

本計画で推進する各種施策は、子どもや子育て家庭、若者を主な対象とした福祉、保健、医療、教育、就労など全市・全庁的な取り組みが要されることから、庁内においては、担当課が中心となり総合的な視点から調整を図ることができる計画推進体制の整備に努めます。

また、多様化する子育て家庭のニーズにきめ細かく対応するためには行政サービスのみでは困難であるとともに、本計画で示す施策の多くは、地域を構成する様々な人々の関わりが重要であることから、地域に対する積極的な働きかけを行い、地域住民や地域団体との連携・協働体制を確立します。

3 計画進捗状況の点検・公表について

計画の推進にあたっては、事業の実施状況、目標達成状況を把握・点検し、その結果をその後の事業や計画の見直し等に反映させていくことが重要です。

今後、「伊豆市子ども・子育て会議」を計画推進組織として位置づけ、計画内容の進捗状況のチェックや評価を行うこととします。

また、本計画で示した事業の実施状況、目標達成状況、あるいは伊豆市子ども・子育て会議における検討内容や提言等を公表し、市民にわかりやすく周知を図ります。

第4節 数値目標（指標）の設定と進捗管理

1 アンケート結果から算出した指標

指標		基準値 (令和6年度)	基準値 (令和11年度)	
こどもの人数が理想を下回る家庭の減少	未就学児	理想2人 現状1人	43.1%	割合の低下
		理想3人 現状2人以下	66.4%	割合の低下
	小学生	理想2人 現状1人	26.0%	割合の低下
		理想3人 現状2人以下	56.3%	割合の低下
こどもの世話や看病について頼れる人がいない保護者の減少	未就学児		17.4%	割合の低下
	小学生		25.7%	割合の低下
育児休業取得者の増加	未就学児	父親	12.5%	割合の上昇
		母親	48.6%	割合の上昇
	小学生	父親	3.2%	割合の上昇
		母親	34.8%	割合の上昇
教育・保育事業に満足している保護者の増加（満足+どちらかといえば満足）	未就学児		85.9%	割合の上昇
学校教育に満足している保護者の増加（満足+どちらかといえば満足）	小学生		73.0%	割合の上昇
「伊豆市は結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う保護者の増加	未就学児		39.9%	割合の上昇
	小学生		25.5%	割合の上昇
「伊豆市は、こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う保護者の増加	未就学児		23.8%	割合の上昇
	小学生		14.9%	割合の上昇

2 成育医療基本方針に沿った指標

指標		基準値 (現状値令和5年度)	目標値 (令和11年度)
乳幼児家庭訪問実施率		100.0%	現状維持
妊婦健診受診率		100.0%	現状維持
乳児健診受診率	4か月	98.6%	現状維持
	10か月	83.5%	95.0%
産後ケア利用率		25.9%	50.0%
妊娠届出時に面談を行い、妊婦の状況を把握し、相談に応じ、必要な支援を実施する。		100.0%	現状維持
★支援が必要な妊婦に対し里帰り先の市町村や医療機関との連携体制を構築する。			100.0%
産後1か月時点での産後ケアリスクの割合		8.0%	現状維持

指標		基準値 (現状値令和5年度)	目標値 (令和11年度)
EPDS9 点以上質問 10 が 1 点以上			
母親学級・両親学級にてメンタルヘルスについて妊婦やその家族に伝える			実施
妊産婦の歯科健診受診率	妊婦	35.5%	50.0%
	妊婦の夫	22.4%	30.0%
★流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある			体制の構築
むし歯のない3歳児の割合		4.4%	現状維持
保護者がこどもの仕上げ磨きをしている割合（1歳6か月児） ※子ども＋保護者、保護者のみが磨いているの合計		98.9%	100.0%
★妊婦健診の未受診者を把握し支援する体制がある			体制の構築
★乳幼児健診のみ受診者を把握し支援する体制がある			体制の構築
この地域で子育てをしたいと思う親の割合 ※そう思う、どちらかといえばそう思うの合計	1歳6か月児	94.4%	現状維持
	3歳児	93.9%	現状維持
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	1歳6か月児	89.9%	現状維持
	3歳児	83.1%	現状維持

第5節 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

1 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の整備について

現在、市内における認定こども園は6園設置されています。保育事業を提供する7施設のうち6園が認定こども園、1園が保育園（私立）となっています。

当面は、現在の体制を維持し、認定こども園、保育園の運営を継続するものとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的な考え方について

保護者のニーズやこどもの状況に応じた教育・保育事業、地域子育て支援事業を適切に行うことで、妊娠・出産から学童期まで切れ目のない子育て支援を行います。

なお、個々の実施・利用状況について、市が状況を把握し、適切な利用促進やサービスの質の向上に努めます。

各事業の実施・提供にあたっては、年齢に応じたこどもの育成を支援するとともに、保護者の心身の負担軽減等を図るものとします。

(3) 地域型保育事業と教育・保育施設との連携促進

本市では出生者数の減少が続いていることもあり、当面、市内に新たな地域型保育事業の設置は想定していません。

なお、将来的に地域型保育事業者が市内に設置された場合、関係機関との情報の共有をはじめ、3歳以降に地域型保育事業から教育・保育施設へ円滑に移行できるような取り組み、保育内容の支援にかかる取り組みなど、必要に応じた連携を図ります。

(4) 保・こ・小連携の体制強化

「小1プロブレム」や発達に課題や困り感を持っている児童などに対応するため、保育園・認定こども園と小学校における職員の連携、情報の共有化に努めます。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月から始まった「教育・保育の無償化」に伴う「子育てのための施設等利用給付」の給付申請については、保護者の経済的負担の軽減や利便性、過誤請求・支払いの防止等や事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。なお、給付回数は年3回を目安とし、運営事業者の経営・運営に配慮しながら基本的に償還払いにより実施するものとします。

また、特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県との連携を図ります。さらに、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

3 保育施設的环境改善について

市内の保育施設、子育て支援センターについて、近年の気候変動や凶悪犯罪の発生への対応、その他保育環境の改善に向けて、老朽したトイレ、照明施設、遊具等の改修を行うとともに、空調が未整備または老朽した空調設備の導入及び更新、防犯設備の導入を図ります。

なお、整備内容については、別途整備箇所、時期等を精査して設計図書を作成し、計画的に取り組むものとします。

第6章 子ども・子育て支援事業計画

第6章 子ども・子育て支援事業計画

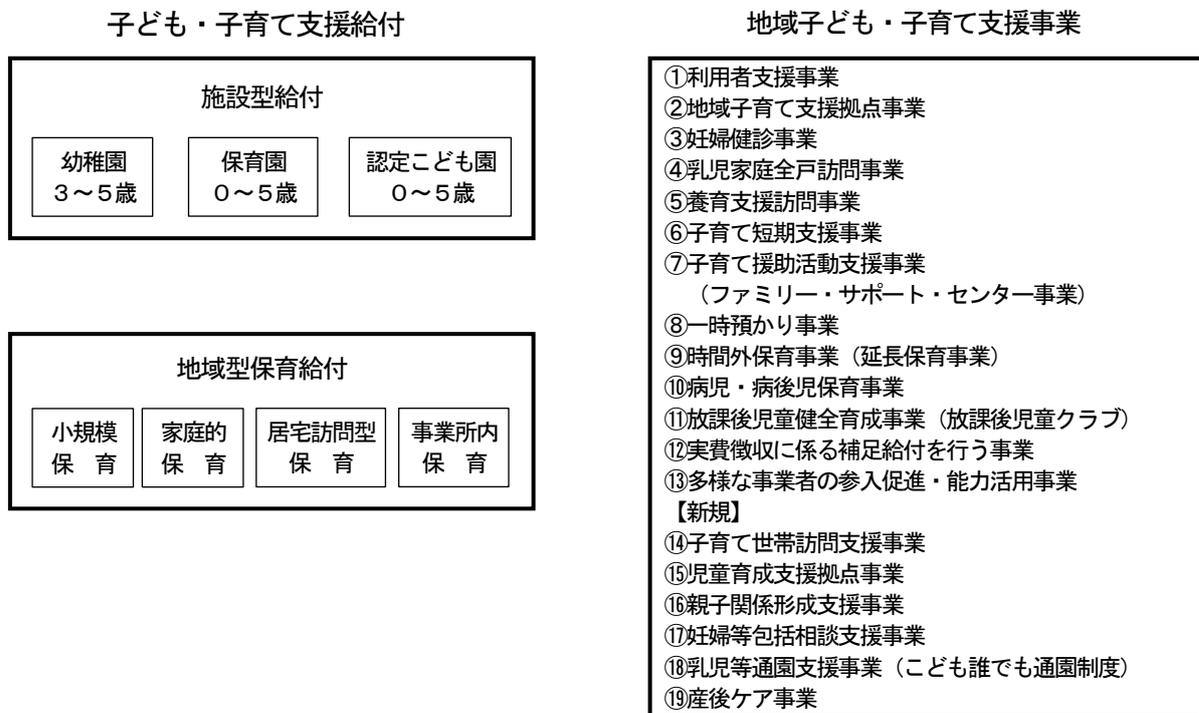
1 子ども・子育て支援事業の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2種類に大別できます。

このうち、「子ども・子育て支援給付」は、幼稚園や保育園、認定こども園など、乳幼児の教育・保育サービスを提供する事業です。また、「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育園、認定こども園で行う教育・保育サービスを補完したり、情報提供・相談等を行うなど、地域の実情に応じた子育て支援を行う事業です。(本市においては、保育園、認定こども園の2種類)

「子ども・子育て支援事業計画」では、これらの事業を実施するための計画であり、各サービスを確保する目標量や確保の方策を定めます。



(2) 給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市では子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の3区分の認定を行います。教育・保育施設では、認定区分を受けた子どもを対象に、必要な教育・保育を実施します。

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供機関(伊豆市の場合)
1号認定	なし	3～5歳	認定こども園教育部
2号認定	あり	3～5歳	認定こども園保育部、保育園
3号認定	あり	0歳、1歳、2歳	認定こども園保育部、保育園

2 子どもの推計人口

本計画期間（令和7年～令和11年度）の子どもの人口の推計は、平成31年～令和6年の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を基にコーホート変化率法により、以下のとおり算出しました。

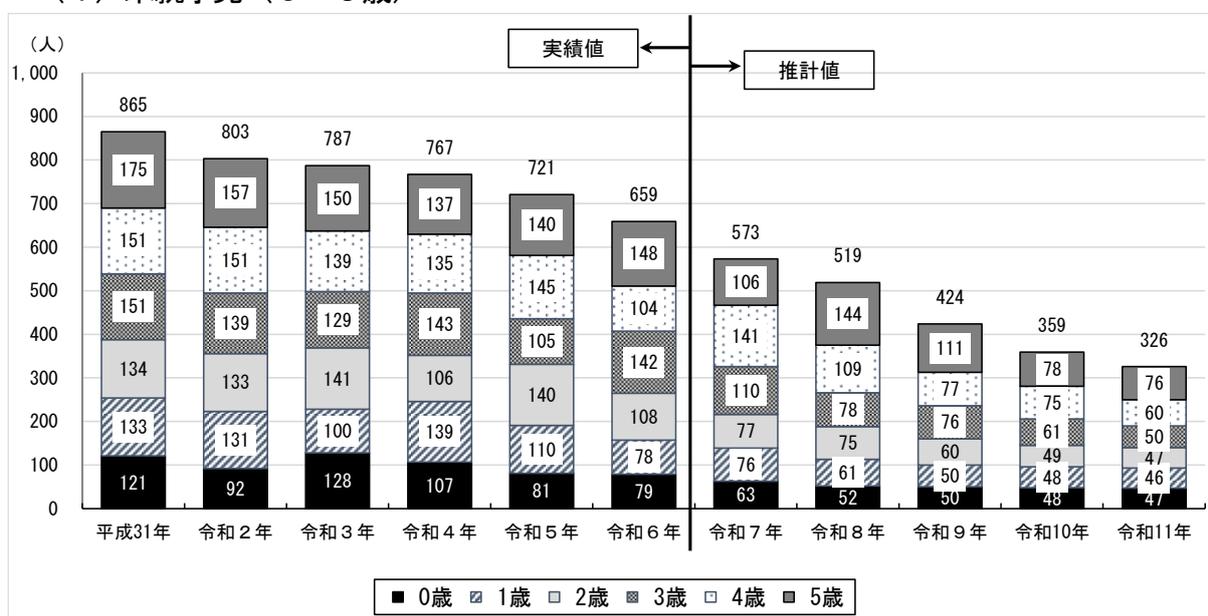
全体の傾向として、これまでの出生者数の減少、出産する母親の年齢層の人口減少等により、児童数の減少傾向が続くものと想定します。

コーホート変化率法

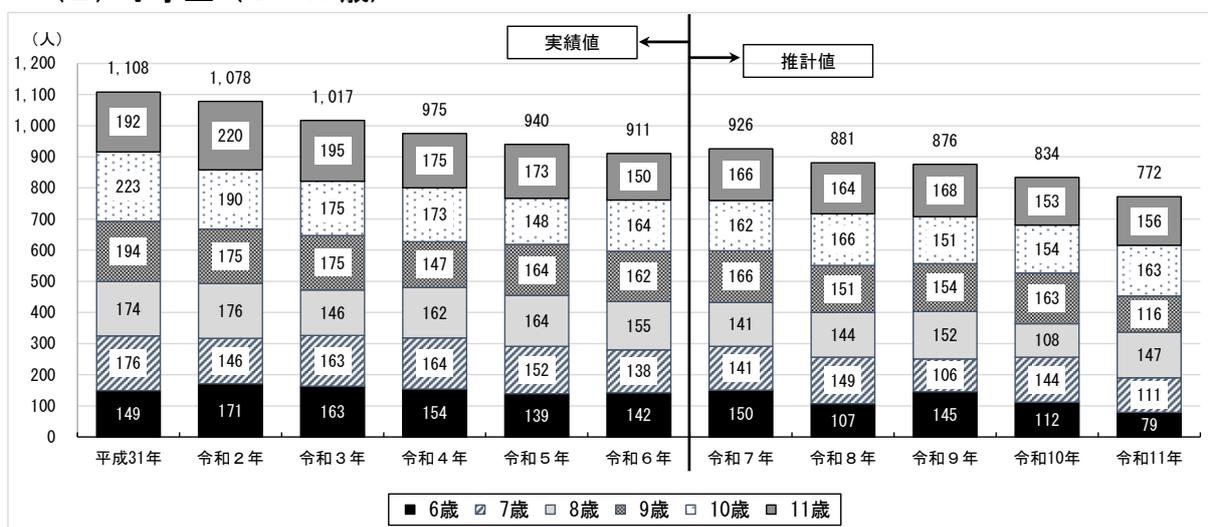
「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ期間に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

推計目標が比較的近い将来の人口であり、過去の変化率が近い将来も継続することが予想される場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができます。

(1) 未就学児（0～5歳）



(2) 小学生（6～11歳）



3 教育・保育提供区域

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

(1) 教育・保育提供区域とは

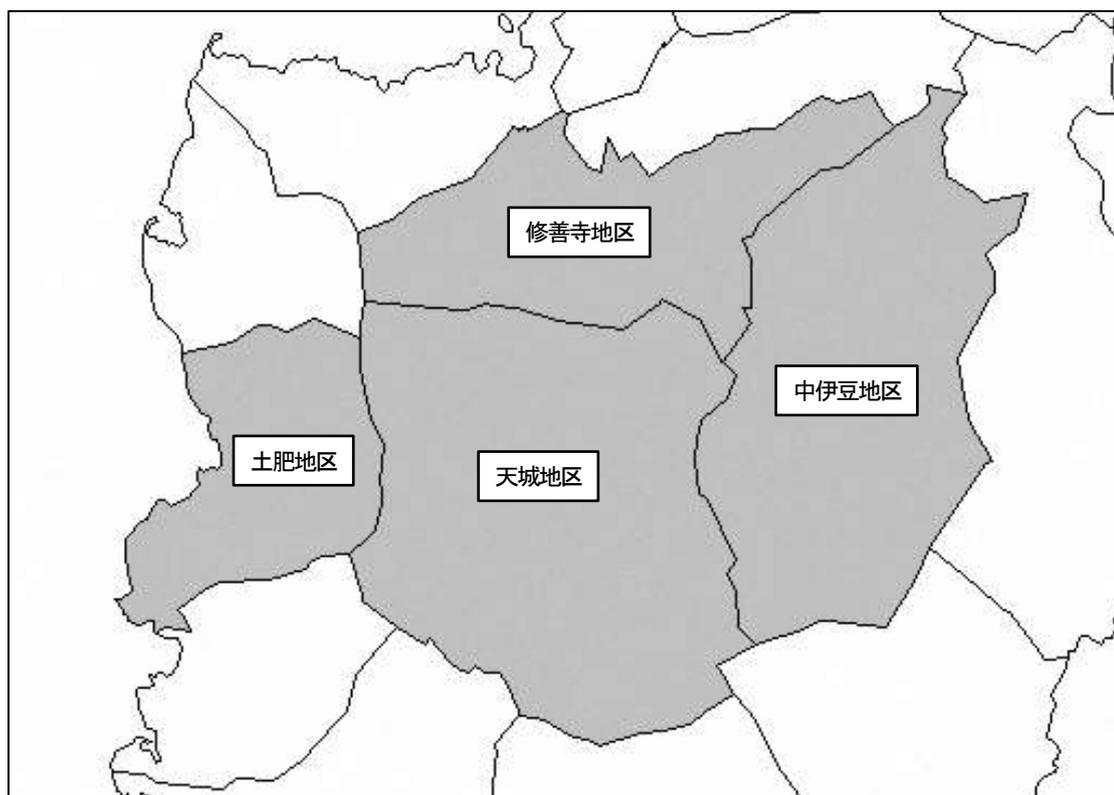
教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 本市における教育・保育提供区域の考え方

本市における教育・保育提供区域は、従前からの地域のつながりが深く、日常生活圏域としてとらえられる中学校区ひとつの区域とし、4区域とします。

なお、4区域を設定しますが、教育・保育施設や地域子育て支援事業については、地区の設定にこだわらず、全ての子育て家庭が家庭・仕事の状況に応じて柔軟に利用できるよう、市全体で事業を実施するものとします。



4 市内に整備する特定教育・保育施設及び地域子育て支援事業提供施設

計画期間内における「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する施設数の一覧表を以下のとおりとします。

(1) 市内に確保する特定教育・保育施設

施設の種類	公立・私立別	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
認定こども園	公立	園	3	3	3	3	3
	私立	園	3	3	3	3	3
保育園	公立	園	0	0	0	0	0
	私立	園	1	1	1	1	1

(2) 市内に確保する地域子育て支援事業提供施設

事業の種類	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業	か所	6	6	6	6	6
子育て短期支援事業	か所	0	0	0	0	0
一時預かり事業（幼稚園型）	か所	6	6	6	6	6
一時預かり事業（幼稚園型以外）	か所	7	7	7	7	7
時間外保育事業（延長保育事業）	か所	7	7	7	7	7
病児・病後児保育事業	か所	5	5	5	5	5
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	か所	8	8	8	8	8

※ 施設において実施する事業のみ記載。

5 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと供給体制の確保

(1) 幼児教育（1号認定、2号認定で教育の希望意向が強い 3～5歳児）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度（当初）の3歳児から5歳児までの児童数に占める認定こども園（教育部）の利用者の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み						
幼児教育 計	人	42	35	25	18	15
修善寺地区	人	25	21	16	12	9
土肥地区	人	5	4	3	2	2
天城地区	人	6	5	3	2	2
中伊豆地区	人	6	5	3	2	2
②確保の方策						
認定こども園	人	96	96	96	96	96
修善寺地区	人	51	51	51	51	51
土肥地区	人	15	15	15	15	15
天城地区	人	15	15	15	15	15
中伊豆地区	人	15	15	15	15	15
③過不足 (②-①)	人	54	61	71	78	81

(2) 保育

①2号認定（3～5歳児）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度（当初）の3歳児から5歳児までの児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み						
2号認定 計	人	316	296	239	196	172
修善寺地区	人	196	183	148	122	106
土肥地区	人	23	22	17	14	13
天城地区	人	40	38	31	25	22
中伊豆地区	人	57	53	43	35	31
②確保の方策						
合計	人	374	374	374	374	374
修善寺地区	人	229	229	229	229	229
土肥地区	人	45	45	45	45	45
天城地区	人	40	40	40	40	40
中伊豆地区	人	60	60	60	60	60
保育園 計	人	25	25	25	25	25
修善寺地区	人	25	25	25	25	25
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	349	349	349	349	349
修善寺地区	人	204	204	204	204	204
土肥地区	人	45	45	45	45	45
天城地区	人	40	40	40	40	40
中伊豆地区	人	60	60	60	60	60
③過不足 (②-①)	人	58	78	135	178	202

②3号認定（0歳児）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度（当初）までの0歳児の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み						
3号認定（0歳児） 計	人	22	18	19	19	20
修善寺地区	人	4	3	3	3	4
土肥地区	人	2	2	2	2	2
天城地区	人	6	5	5	5	5
中伊豆地区	人	10	8	9	9	9
②確保の方策						
合計	人	44	44	44	44	44
修善寺地区	人	29	29	29	29	29
土肥地区	人	3	3	3	3	3
天城地区	人	6	6	6	6	6
中伊豆地区	人	6	6	6	6	6
保育園 計	人	3	3	3	3	3
修善寺地区	人	3	3	3	3	3
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	41	41	41	41	41
修善寺地区	人	26	26	26	26	26
土肥地区	人	3	3	3	3	3
天城地区	人	6	6	6	6	6
中伊豆地区	人	6	6	6	6	6
③過不足（②－①）	人	22	26	25	25	24

③3号認定（1歳児）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度（当初）までの1歳児の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み						
3号認定（1歳児） 計	人	43	33	27	25	23
修善寺地区	人	27	21	17	15	15
土肥地区	人	2	1	1	1	1
天城地区	人	4	3	3	3	2
中伊豆地区	人	10	8	6	6	5
②確保の方策						
合計	人	86	86	86	86	86
修善寺地区	人	56	56	56	56	56
土肥地区	人	6	6	6	6	6
天城地区	人	12	12	12	12	12
中伊豆地区	人	12	12	12	12	12
保育園 計	人	6	6	6	6	6
修善寺地区	人	6	6	6	6	6
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	80	80	80	80	80
修善寺地区	人	50	50	50	50	50
土肥地区	人	6	6	6	6	6
天城地区	人	12	12	12	12	12
中伊豆地区	人	12	12	12	12	12
③過不足（②－①）	人	43	53	59	61	63

④3号認定（2歳児）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和6年度（当初）までの2歳児の児童数に占める保育園（認可保育所）、認定こども園（保育部）の利用者の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

計画期間内の各年度において、利用定員の範囲内で対応が可能とみられるため、現在の体制の維持・継続に努めます。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
3号認定（2歳児） 計	人	43	41	32	26	24
修善寺地区	人	27	25	20	16	15
土肥地区	人	2	2	1	1	1
天城地区	人	4	4	3	3	2
中伊豆地区	人	10	10	8	6	6
②確保の方策						
合計	人	97	97	97	97	97
修善寺地区	人	61	61	61	61	61
土肥地区	人	6	6	6	6	6
天城地区	人	12	12	12	12	12
中伊豆地区	人	18	18	18	18	18
保育園 計	人	6	6	6	6	6
修善寺地区	人	6	6	6	6	6
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
認定こども園 計	人	91	91	91	91	91
修善寺地区	人	55	55	55	55	55
土肥地区	人	6	6	6	6	6
天城地区	人	12	12	12	12	12
中伊豆地区	人	18	18	18	18	18
③過不足（②－①）	人	54	56	65	71	73

⑤保育利用率

本計画期間各年度における0～2歳児の保育利用率（当該年齢の保育園等利用児童数÷児童数）は以下のとおりです。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率（0～2歳児全体）	%	50.0	48.9	48.8	48.3	47.9
0歳児	%	34.9	34.6	38.0	39.6	42.6
1歳児	%	56.6	54.1	54.0	52.1	50.0
2歳児	%	55.8	54.7	53.3	53.1	51.1

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと供給体制の確保

(1) 利用者支援事業

身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【確保の方策】

利用者の受け付け、相談対応は市子育て支援課で実施しており、今後も継続して実施していきます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
確保の方策	か所	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの0歳児から2歳児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

修善寺地区2か所、土肥地区、天城地区、中伊豆地区それぞれに1か所の子育て支援施設、保育園、認定こども園を会場に、定期的に事業を実施します。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	2,044	1,825	1,592	1,478	1,461
修善寺地区	人日	1,160	1,036	904	839	830
土肥地区	人日	208	185	162	150	148
天城地区	人日	187	167	145	135	133
中伊豆地区	人日	489	437	381	354	350
②確保の方策	か所	5	5	5	5	5
修善寺地区	か所	2	2	2	2	2
土肥地区	か所	1	1	1	1	1
天城地区	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	か所	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健診事業

妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。1人あたり14回の受診が可能です。(予定日超過の場合は、2回追加)

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの0歳児に占める延べ利用者数の割合(利用率)の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

全ての妊婦が安心して妊婦健診を受診できるよう、市内医療機関における受診体制の維持・確保に努めます。未受診者については、状況の確認を行っていきます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人回	640	561	531	509	481
修善寺地区	人回	320	280	266	255	241
土肥地区	人回	40	35	33	32	30
天城地区	人回	140	123	116	111	105
中伊豆地区	人回	140	123	116	111	105
② 確保の方策		実施場所：委託医療機関または助産院 検査項目： ・妊婦一般健康診査(14回) 予定日超過分+2回 超音波検査(4回) 血液検査 血算検査 CTBS検査 実施時期：妊娠届出後から出産まで				

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後1～2か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの0歳児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

担当保健師が全戸訪問します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	人	75	70	70	65	65
修善寺地区	人	40	40	40	38	38
土肥地区	人	5	3	3	3	3
天城地区	人	10	7	7	7	7
中伊豆地区	人	20	20	20	17	17
②確保の方策		実施体制：4人 実施機関：子育て支援課				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

これまで訪問実績がないことから、本計画において量の見込みは設定しないものとします。

なお、乳児家庭全戸訪問事業での情報収集等により養育支援の必要性が高い家庭を把握したときは、市保健師と同行するなど、必要な対応を取るものとします。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度より事業を実施しています。なお、年度当初の見込みとして28人を想定しており、計画期間内は各年度28人で推移するものとします。

【確保の方策】

市外2か所の児童養護施設等に委託して実施します。利用者数の推移に応じて、施設等の拡充を検討します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	28	28	28	28	28
②確保の方策	人日	28	28	28	28	28
③過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 乳幼児から小学生利用）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの小学生に占める延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

主に、放課後児童クラブの送迎に利用する家庭が多いとみられるため、集中する時間帯に必要な人数を確保できるよう、広く市民に参加を呼びかけます。

また、必要とする家庭が公平に利用できるよう、事業の内容や利用方法等について、情報提供を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	21	20	20	20	17
修善寺地区	人日	6	5	5	5	5
土肥地区	人日	5	5	5	5	4
天城地区	人日	5	5	5	5	4
中伊豆地区	人日	5	5	5	5	4
②確保の方策	人日	21	20	20	20	17
③過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

主として昼間において、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①幼稚園型

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの幼稚園利用者数に占める延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

現在事業を実施している各園において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	336	265	180	119	97
修善寺地区	人日	212	167	115	76	61
土肥地区	人日	88	70	47	31	26
天城地区	人日	18	14	9	6	5
中伊豆地区	人日	18	14	9	6	5
②確保の方策	人日	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	か所	6	6	6	6	6
修善寺地区	人日	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
	か所	3	3	3	3	3
土肥地区	人日	580	580	580	580	580
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人日	990	990	990	990	990
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人日	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人日	5,424	5,495	5,580	5,641	5,663

②幼稚園型以外

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの未就学児に占める延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

現在事業を実施している各施設において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実、施設の更新に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	743	720	627	564	542
修善寺地区	人日	580	562	489	440	423
土肥地区	人日	30	29	25	23	22
天城地区	人日	39	38	33	29	28
中伊豆地区	人日	94	91	80	72	69
②確保の方策	人日	2,072	2,072	2,072	2,072	2,072
	か所	7	7	7	7	7
修善寺地区	人日	1,096	1,096	1,096	1,096	1,096
	か所	4	4	4	4	4
土肥地区	人日	207	207	207	207	207
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人日	356	356	356	356	356
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人日	413	413	413	413	413
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人日	1,329	1,352	1,445	1,508	1,530

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間、保育園等において保育を実施する事業です。（延長保育・休日保育等）

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの保育園（認可保育所）、認定こども園利用者に占める利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

現在延長保育を実施している各園において、継続して実施するものとします。

また、児童が安心して過ごせるよう、職員の確保や体制の維持・充実に努めます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人	372	398	377	357	358
修善寺地区	人	247	263	250	237	237
土肥地区	人	7	8	7	7	7
天城地区	人	65	70	66	62	63
中伊豆地区	人	53	57	54	51	51
②確保の方策	人	852	852	852	852	852
	か所	7	7	7	7	7
修善寺地区	人	372	372	372	372	372
	か所	4	4	4	4	4
土肥地区	人	132	132	132	132	132
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人	156	156	156	156	156
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	192	192	192	192	192
	か所	1	1	1	1	1
③過不足（②－①）	人	480	454	475	495	494

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの保育園（認可保育所）、認定こども園利用者に占める、病児・病後児保育の延べ利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

病児保育としてうりぼう（定員6人）、病後児保育として認定こども園あゆのさと、あまぎ認定こども園、なかいず認定こども園、修善寺東こども園（定員 各2人）において事業を実施するものとします。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人	108	112	103	96	95
修善寺地区	人	98	102	93	88	87
土肥地区	人	0	0	0	0	0
天城地区	人	5	5	5	4	4
中伊豆地区	人	5	5	5	4	4
②確保の方策	人	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	か所	5	5	5	5	5
病児保育	人	720	720	720	720	720
	か所	1	1	1	1	1
修善寺地区	人	720	720	720	720	720
	か所	1	1	1	1	1
土肥地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
天城地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
中伊豆地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
病後児保育	人	720	720	720	720	720
	か所	4	4	4	4	4
修善寺地区	人	240	240	240	240	240
	か所	2	2	2	2	2
土肥地区	人	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
天城地区	人	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人	1,332	1,328	1,337	1,344	1,345

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に過ごす場所を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度から令和5年度までの小学生に占める利用者数の割合（利用率）の推移、平均値それぞれに計画期間の各年度の推計人口を乗じ、その中間値を算出しています。

【確保の方策】

修善寺地区で5か所、土肥地区、天城地区、中伊豆地区それぞれで1か所放課後児童クラブが運営されています。

待機児童が発生している学区については、放課後児童クラブの創設・拡張等について引き続き検討を行っていきます。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み						
合計	人	176	162	155	142	126
1年生	人	64	59	57	51	46
2年生	人	43	40	38	35	31
3年生	人	37	34	32	30	26
4年生	人	19	17	17	15	13
5年生	人	9	9	8	8	7
6年生	人	4	3	3	3	3
修善寺地区 計	人	112	105	100	91	82
1年生	人	41	38	36	32	30
2年生	人	27	25	24	22	20
3年生	人	23	22	21	19	16
4年生	人	12	11	11	10	8
5年生	人	6	6	5	5	5
6年生	人	3	3	3	3	3
土肥地区 計	人	12	11	11	10	8
1年生	人	4	4	4	4	3
2年生	人	3	3	3	2	2
3年生	人	3	2	2	2	2
4年生	人	1	1	1	1	1
5年生	人	1	1	1	1	0
6年生	人	0	0	0	0	0
天城地区 計	人	24	22	20	19	17
1年生	人	9	8	8	7	6
2年生	人	6	6	5	5	4
3年生	人	5	5	4	4	4
4年生	人	3	2	2	2	2
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	0	0	0	0	0

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
中伊豆地区 計	人	28	24	24	22	19
1年生	人	10	9	9	8	7
2年生	人	7	6	6	6	5
3年生	人	6	5	5	5	4
4年生	人	3	3	3	2	2
5年生	人	1	1	1	1	1
6年生	人	1	0	0	0	0
②確保の方策	人	230	230	230	230	230
	か所	8	8	8	8	8
修善寺地区	人	140	140	140	140	140
	か所	5	5	5	5	5
土肥地区	人	20	20	20	20	20
	か所	1	1	1	1	1
天城地区	人	30	30	30	30	30
	か所	1	1	1	1	1
中伊豆地区	人	40	40	40	40	40
	か所	1	1	1	1	1
③過不足 (②-①)	人	54	68	75	88	104

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または、特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部・一部を、所得に応じて助成する事業です。

【確保の方策】

支援が必要な児童を適切に把握し、事業を適正に運用します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

当面、教育・保育事業への新規参入は想定しないため、本事業は行わないものとします。

なお、参入希望の意向を受けたときは、事業の妥当性や永続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【量の見込みの考え方】

週1回（2時間以内）の利用で、年間52回（週）の実施を見込むものとします。

【確保の方策】

現在は、市内の社会福祉法人2事業所への委託により実施していますが、今後利用が増えた場合は、民間事業所への委託も検討します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	52	52	52	52	52
②確保の方策	人日	52	52	52	52	52
③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等を対象に、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

当面は実施しないものとしますが、事業の必要性を随時検討し、事業の実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の設置、その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込み、確保の方策の考え方】

支援が必要な親子を把握したときは、その状況に応じて実施するものとします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等を対象に、一人ひとりに寄り添いながら妊娠期から産後の育児期まで、継続的に面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

妊娠届を提出した妊婦を対象に、1組あたり3回の面談を行うものとします。

【確保の方策】

こども家庭センターにおいて面談を行い、それぞれの状況に応じた支援を行います。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数	件	70	70	65	65	65
	1組あたり 面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施 合計回数	回	210	210	195	195	195
②確保の方策	こども家庭 センター	件	210	210	195	195	195
	その他機関	回	0	0	0	0	0
	合計回数	回	210	210	195	195	195
③過不足（合計回数②－①）	回	0	0	0	0	0	

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもを対象に、毎月一定時間の範囲内で、保護者の就労の有無に関わらず時間単位で保育サービスを利用できる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和8年度より新規で開始する事業であり、1歳児と2歳児の保育利用率が50%を超える状況から、当面は各年齢で各1人が毎月利用することを想定します。

【確保の方策】

令和8年度からの実施に向けて、実施体制を整備します。

		単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	①量の見込み	人日	0	12	12	12	12
	②確保の方策	人日	0	12	12	12	12
	③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0
1歳児	①量の見込み	人日	0	12	12	12	12
	②確保の方策	人日	0	12	12	12	12
	③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0
2歳児	①量の見込み	人日	0	12	12	12	12
	②確保の方策	人日	0	12	12	12	12
	③過不足（②－①）	人日	0	0	0	0	0

(19) 産後ケア事業

「宿泊型」、「アウトリーチ型」「デイサービス型（個別・集団）」の支援を行う事業です。

産後の母親は体や心の変化がありとても不安定になりやすい時期です。誰もが安心して子育てに取り組めるように心身のケアや育児サポートを助産院や医療機関及び里帰り先の市と契約している助産院や医療機関で実施します。

【量の見込みの考え方】

出生者数が減少するものの、ケアが必要な母子の増加や、複数回の利用が必要な母子が出現する可能性があるため、利用が増加するものとします。

【確保の方策】

ケアが必要な母子を把握し、市内または近隣自治体の助産院、医療機関の協力体制を確保し、実施します。

	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	人日	60	65	70	75	80
②確保の方策	人日	60	65	70	75	80
③過不足 (②-①)	人日	0	0	0	0	0

7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

子ども・子育て支援事業計画の推進に係る「教育・保育の一体的提供の推進」や「子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について」、「保育施設の環境改善について」は、第5章第5節「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて」（P87～88）に記載のとおり推進していきます。

資料編

資料編

1 伊豆市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定、子ども・子育て支援事業計画その他の児童福祉に関し調査審議するため、伊豆市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、15 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する業務に従事する者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長それぞれ 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第 3 条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(伊豆市保育所条例の一部改正)

- 3 伊豆市保育所条例（平成 16 年伊豆市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

2 委員名簿

No	所属	氏名	備考
1	主任児童委員	亀山 貴洋子	
2	主任児童委員	手老 多恵子	
3	主任児童委員	杉山 千代子	
4	主任児童委員	蜂屋 清美	
5	教育委員	佐藤 雅彦	(教育委員会推薦)
6	社会教育委員	澤木 育子	副会長 (旧保育所運営委員会副委員長)
7	学識経験者	梅原 龍一	会長 (旧保育所運営委員会委員長)
8	学識経験者	川口 恭子	(元修善寺保育園園長)
9	学識経験者	関本 光泰	(元あまぎ認定こども園園長)
10	学識経験者	勝呂 義衛	(元校長)
11	学識経験者	芹澤 千洋	(市特別支援教育コーディネーター)
12	学識経験者	鈴木 光子	(青少年問題協議会委員)
13	保護者代表①	三須 利加	(あまぎ認定こども園 保護者会副会長) R5年度
		仁科 麻以	(修善寺東こども園 父母の会会長) R6年度
14	保護者代表②	森島 愛子	(土肥こども園 PTA会長) R5年度
		相良 麻紀子	(あまぎ認定こども園 保護者会会長) R6年度

3 計画策定の経過

開催年月	開催内容
令和6年2月28日	令和5年度第1回伊豆市子ども・子育て会議 ①伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケートの調査の実施について ②令和6年度こども園利用定員変更について
令和6年4月16日 ～令和6年5月2日	ニーズ調査の実施
令和6年5月23日 ～令和6年5月31日	事業者アンケートの実施
令和6年7月30日	令和6年度第1回伊豆市子ども・子育て会議 ①第3期伊豆市子ども・子育て支援事業計画策定について ②こども計画との一体的策定について ③支援当事者（子ども、若者）からの意見聴取の方法について
令和6年8月13日 ～令和6年8月31日	こども・若者当事者調査の実施
令和6年9月26日	令和6年度第2回伊豆市子ども・子育て会議 ①こども・若者からの意見聴取の集計結果について ②伊豆市第1期こども計画 計画素案について ③子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の検討について ④伊豆市こども計画基本理念について
令和6年11月19日	令和6年度第3回伊豆市子ども・子育て会議 ①伊豆市第1期こども計画について ・基本理念の確認について ・目標量の設定、計画案の確認・調整について ・数値目標（指標）について ②第1期こども計画 パブリックコメントの実施について
令和7年1月10日 ～令和7年1月24日	パブリックコメントの実施
令和7年2月4日	令和6年度第4回伊豆市子ども・子育て会議 ①パブリックコメントの報告について ②伊豆市第1期こども計画 最終案の確認について

4 子ども・子育て支援事業計画に関連する用語の解説

No	用語	定義（概要）
1	市町村子ども・子育て支援事業計画	全ての市区町村が、国が定める基本指針に即して5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他必要な事項を定めた計画を策定します。（法第61条）
2	市町村等が設置する「子ども・子育て会議」	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4項で定める市長の附属機関）
3	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育て支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）
4	教育・保育施設	認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）
5	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付（法第11条）
6	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のみを言う。（施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。）（法第27条）
7	地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業（法第7条第5項）
8	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付（法第11条）
9	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業（法第7条）
10	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保護者による保育を行う事業（法第7条）
11	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業（法第7条）
12	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業（法第7条）

No	用語	定義（概要）
13	保育の必要性の認定	<p>保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み（法第 19 条）</p> <p>【参考】認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども ・ 2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども） ・ 3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
14	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、産後ケア等の事業（法第 59 条）
15	市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づき、市区町村が、国が定める行動計画策定指針に即して、5 年ごとに子育て支援、母子保健、教育、住宅・居住環境、ワーク・ライフ・バランス、その他関連施策の実施に関する計画。「努力義務」であり、策定は義務付けられていない。
16	量の見込み	保育所や認定こども園、一時預かり事業、延長保育事業等の子ども・子育て支援事業等の利用ニーズ（需要）
17	確保の方策	量の見込みに対する提供体制の確保の内容

5 その他の用語の解説

ア行

◆NPO

「NonProfit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。

カ行

◆子育て支援センター

子育てに関する相談や情報提供、育児サークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭への育児支援を行います。

◆こども 110 番の家

いざというときにこどもたちが駆け込む避難所として、関連機関と連携を取っています。

◆子ども・若者育成支援推進法

こども・若者をめぐる環境の悪化等から、こどもや若者の健やかな育成と社会生活を円滑に営むための支援を推進する法律です。

サ行

◆次世代育成支援対策推進法

次世代の社会を担うこどもの健全な育成を支援するために、平成 17 年 4 月 1 日に施行された 10 年間の時限立法です。現行は令和 7 年 3 月 31 日まででしたが、令和 6 年改正により 10 年間延長され、令和 17 年 3 月 31 日までとなっています。

◆食育

食育基本法の中では、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることと、説明しています。

ナ行

◆乳児家庭全戸訪問

全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中でこどもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業です。

◆乳幼児健康診査

母子保健法第 12 条及び第 13 条の規定により、市町村が乳幼児に対して行う健康診査です。乳幼児健診の目的は「乳幼児の病気の予防と早期発見、及び健康の保持・健康の増進」にあります。

◆認可保育所

児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、休職設備、防災管理、衛生管理等）をクリアして都道府県知事に認可された施設です。

◆妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに医療管理を行うことです。

ハ行

◆パブリックコメント

市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのことです。

◆病児・病後児保育

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

◆ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものです。

ワ行

◆ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会です。仕事と生活の二者択一ではなくて、仕事も生活も充実させることです。

伊豆市 こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：伊豆市

〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2

電話：0558-72-9864 FAX：0558-72-1196

編集：伊豆市健康福祉部子育て支援課